

序章 研究課題と方法

1. 問題意識と研究課題

1992年に北米自由貿易協定（NAFTA）の調印を始めとして、自由貿易協定（FTA）の締結が活発化してきた。欧米諸国におけるFTA締結の先行事例として、EECやNAFTA等がある。一方、アジア地域におけるFTAの締結は遅れている。20世紀まで、アジア地域におけるFTAはASEAN自由貿易地域（AFTA）だけであった。だが、2000年代に入ってから、アジア諸国はFTAを熱心に推進している。その中で、中国は最も積極的な国である。

2000年以降、中国は前後してASEAN¹（2010年全面的に発効）、チリ（2006年発効）、パキスタン（2007年発効）、ニュージーランド（2008年発効）及びアイスランド（2013年発効）とFTAを締結した。その中でも、中国・ASEAN FTA（CAFTA）は最も注目されるFTAである。

CAFTAは2002年に調印され、2010年から全面的に発効した。このCAFTAを巡って数多くの研究がある。既存研究のサーベイを第一章で行うが、既存研究はCAFTAの関税削減スケジュールと内容（福地2010、高橋2012）、CAFTAの全面的発効以後のFTAによる中国とASEANとの間の経済情勢への影響及び政治関係に関する展望を中心に考察してきた。ただし、これらの研究は2011年の段階に止まり、中国とASEANの加盟国それぞれの貿易・投資関係に関する考察はまだ進んでいない。

上記の先行研究の他に、中国がASEANとFTAを締結する目的に関する研究もある。中国にとってFTAの目的は、経済的と政治的の二つの側面から分析できる。中国の経済的な目的はASEAN市場へアクセスすること、ASEANの資源確保すること（青木2002、関2013）、自国企業の海外投資を促進すること（石川2006、久我2009、張2003）以上の三つにまとめることができる。外交上（安全保障上）の目的は安定な国際環境を創出するため、ASEANへアプローチすること、ASEANにおける中国脅威論の解消すること、中国の安全保障を守ること（石川2006、佐藤1997）である。

多くの既存研究は経済の面か、外交（安全保障）の面かのどちらか一方からの研究が行われてきた。自由貿易協定は単なる経済を促進する手段だけではなく、中国では、ほとんどのことが政治と深く関わっているため、中国の自由貿易協定を分析する際に、経済か、外交かの一面だけ分析すれば片面的であろう。そのため、本論文では、石川と同じように、経済面と外交面（安全保障面）の両方から、より新しいデータを使って考察を行う。

FTAの一般的な理論では、FTAを締結することによって、単に市場統合による経済的利益のみならず、

¹ 中国とASEANのFTAは2002年に調印され、2004年から中国とASEAN6のアーリーハーベスト品目の関税削減がスタート、2005年7月から中国とASEAN6の間のノーマル・トラック品目の関税削減がスタート、2010年から中国とASEAN全体の関税削減がスタートになる。

相互の経済的相互依存を強化することによって、政治的連帯と信頼を増進させ、もって地政学的ないし戦略的な意味での一体感を形成する効果がある²。また、徐春祥は FTA による貿易と安全保障の関係を①両国間の貿易量の増加は両国の経済上の依存度が大きくすること、②両国間の貿易量の増加と共に、両国の相互信頼関係が深まること、③FTA の加盟国にとって、安定的な貿易状況は相手国との紛争を最低限に収めることが可能になると述べた³。

そのため、中国は ASEAN との FTA を通じて、ASEAN と良好なパートナー関係を構築することを最終的な目的にしていると考えられる。既存の研究では、石川は ASEAN を一枚の岩として分析した。しかし、ASEAN 諸国の発展段階及びそれぞれの国の中国との関係は異なるため、本論文では、中国と ASEAN10 カ国の関係が通説のようになるかについて、中国とマレーシアの経済・外交関係、中国とベトナムの経済・外交関係を事例として取り上げて考察を行う。

そうすると、中国が FTA を締結する目的は以下ようになる。経済面の目的は海外市場を拡大することと、自国企業の海外進出を促進することの二つを取り上げる。外交面（安全保障面）の目的は安定的な国際環境を創出すること、「中国脅威論」を封じ込めること、及びアジアにおける米国の覇権に対抗することである。

中国が CAFTA を締結する目的が明らかにした上で、いくつかの問題が浮かび上がってくる。例えば、①CAFTA を全面的に発効した 2010 年から現時点までの 3 年の間で、中国と ASEAN の貿易・投資関係はどのように変化しているのか。②CAFTA は貿易品をアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目及びセンシティブ・トラック品目と分類しているが、それぞれ各国の貿易上に占める比率はどのようになっているのか。③対外投資の側面からみて、CAFTA は中国企業の海外進出を推進しているのか。④CAFTA 発効以後、本論文が主張する中国の CAFTA を締結する目的（経済面と外交面）が達成されているのか。

以上の問題を明らかにするため、本論文では、経済面と外交面（安全保障面）の二つの側面から中国の FTA の締結目的、CAFTA の実績及びその中国の目的が実現されているかを分析する。そして、これらの問題を中心にして、CAFTA 発効以後の状況を考察しながら、中国にとって、CAFTA の役割を明らかにしたい。

2. 研究方法と論文構成

本研究では、貿易・投資と外交（安全保障）の二つの側面から分析を行った。

具体的には、2000 年から 2012 年まで、中国と ASEAN 諸国（マレーシアとベトナムを事例として、以

² 「日本の FTA 戦略」 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html 2014 年 1 月 13 日アクセス

³ 徐 春祥 『東亜貿易一体化—從区域化到区域主義』 社会科学文献出版社 2008 115～118 頁

下略)との貿易・投資データを考察することを通じて、CAFTAを締結する直前(2002年直前)、調印した後(2002年から2009年まで)及び全面的に発効して以来(2010年以後)、中国とASEANの貿易・投資関係の変化を明らかにすることによって、CAFTAの締結による中国にとっての経済的な効果を明らかにする。その一方で、中国とASEAN諸国の外交関係(安全保障関係)を考察することを通じて、中国はASEANとFTAを締結する時の外交的な目的を果たしているのかを検証しておきたい。

まず、第一章では、既存の先行研究をサーベイすることを通じて、FTAの経済効果、外交(政治)効果を明らかにする上で、中国はASEANとFTAを締結する目的を示しておきたい。また、具体的な事例として、中国とマレーシアとの経済・外交関係、中国とベトナムとの経済・外交関係の分析を行うため、その分野の先行研究をサーベイして、理論的な根拠を提出しておきたい。

第二章では、先行研究のサーベイを通じて、中国がASEANとFTAを締結する目的を明らかにする。その目的は、経済的な側面と外交的な側面から分類できる。経済的側面では、中国は自国企業の海外進出(走出去)戦略を実施することと海外市場を拡大することがASEANとFTAを締結する目的であると考えられる。CAFTAが発効してから、投資的な側面では、FTAを調印後(2003年から)中国の対ASEANの直接投資は増加しているが、2000年代前半に、中国の主な投資先は海島ASEAN諸国(ASEAN6)となっている。2000年代の後半では、中国の投資先は内陸ASEAN諸国(CLMV)へ移転している傾向がみられる。また、2011年まで、中国の対外直接投資総額の70%はアジアに集中しているが、ASEANへの直接投資はその70%の7.1%しか占めていなかった。一方、中国とASEANの貿易関係は深化しているとは言え、貿易結合度から見ると、中国とASEANの貿易結合度はFTAの締結によって、より緊密になっているわけではなかった。それらの結果から、中国はASEANとFTAを締結したが、実際CAFTAの経済的効果は小さかったことは明らかになる。

また、この二つの経済的な目的をみると、なぜ中国は他の国ではなく、ASEANを選んだのかという問題が残される。この問題にアプローチするためには中国の外交面の目的を分析しなければならない。外交の側面でのASEANとのFTAの目的は、中国は経済発展のため安定的な国際環境を創出すること、周辺国との友好関係を構築すること、東アジアにおける米国の覇権に対抗すること及び「中国脅威論」を封じ込めることである。CAFTAの締結によって、中国はASEAN諸国と一時期の緊密関係を構築することができた点を述べる。この期間において、中国は経済の急速な発展期に入った。この点からCAFTAの外交の側面における効果が大きいと言えるだろう。

第三章では、CAFTAは中国とASEAN全体の関係への影響が明白なる上で、ケーススタディーとして、CAFTAにおける中国とマレーシア関係の考察を行う。マレーシアはASEANの先発国であり、経済発展が進んだ先進国である。外交の側面では、マレーシアは中国と緊密な関係を保っているため、CAFTAの締結

に重要な役割を果たしていた。CAFTA が締結されてから、先に関税が削減された品目はアーリーハーベスト品目であった。しかし、中国の対マレーシアの輸出において、アーリーハーベスト品目が占める比率は関税削減後、僅かにしか増加してなかった。一方、2000 年以来、高関税を維持しているセンシティブ・トラック品目が中国の対マレーシアの輸出に占める比率は殆ど変化していないが、貿易量は増加している。投資の側面では、CAFTA 締結以後、中国のマレーシアへの投資が増加しているが、中国にとって、マレーシアは投資対象国として重要ではない。なぜなら、2011 年まで、中国のマレーシアへの投資額は中国のアジアへ投資金額の 0.3%しか占めてなかったからである。

だが、外交の側面では、マレーシアは中国と ASEAN の友好関係を構築するための橋頭堡である。中国はマレーシアと友好関係を構築することによって、自国の ASEAN への影響を行使できる。そのため、敏感な南中国海問題に関しても、中国はマレーシアに対して、緩和的な外交政策をとっている⁴。

第四章では、CLMV 諸国の代表としてのベトナムと中国との経済・外交関係を考察する。CLMV 諸国は ASEAN の後発国であり、経済の後進国と言える。そのため、CAFTA による関税削減スケジュールの開始は ASEAN6 より遅れている。ベトナムは CLMV 諸国の中で関税削減が最初に始まった国である。ただし、ベトナムは ASEAN の中で中国との関係が最も複雑な国である。1979 年に、ベトナムは中国と直接戦争をした経験があるため、ベトナムでは、「中国脅威論」が根強く存在した。CAFTA を締結する以前、中国は様々な努力によって、ベトナムと友好的な国交を回復した。その後、CAFTA の締結により、中国とベトナムの貿易額は大きく増加した。2011 年に中国はベトナムの第二位の輸出相手国であり、ベトナムは中国の ASEAN における第三の輸出国となっていた。その中、先に関税削減されたアーリーハーベスト品目が中国のベトナムからの輸入に重要な位置を占めている。投資の側面では、CAFTA により、中国の対ベトナム投資額は増加しているが、ASEAN において、ベトナムは中国の主な投資先ではない。

外交の側面では、中国とベトナムとの外交関係は 2000 年代前半まで、緊密であったが、2008 年以後、CAFTA の締結に係らず、米国のアジアへの関与によって、南中国海地域で、中越関係は緊張的な傾向がみられる。その現状は FTA が深化・拡大するにつれ、外交関係は良好なものとなるという一般理論と矛盾している。ただし、第三章で後述するように、その問題の本質は中国がベトナムとの関係が緊張状態になっているだけではなく、中国がベトナムを通じて米国と対抗していることにある。南中国海で中国とベトナムの領有権主張は過去にも存在し、近年になると米国は南中国海問題に関してベトナムを支持している。一方、ベトナムは中米両国と緊密な貿易関係を有するため、中米両国間の均衡を図ろうとしている。しかし、米国の関与とベトナムの外交均衡政策は中国の不満を招いた。中国は南中国海の領有権を強硬的に主張することによって、ベトナムと対抗すると同時に、米国を牽制している。

⁴ 日本では南中国海のことを南シナ海と呼ばれる。

終章においては、以上の考察から得られた結論に基づいて、中国にとって、CAFTA 発効以後の経済的及び外交的な効果を位置付ける。また、本論文では CAFTA に対する研究のいくつかの課題が残されているため、最後に、これからの研究方向に関することを述べておきたい。

第一章 先行研究

FTA の締結は締結国に様々な効果を与えることができる。これらの影響は経済面の効果と外交面の効果を分別することができる。経済面の効果と言えば、貿易転換効果、貿易創出効果、貿易促進効果と投資促進効果がある。

FTA の締結によって締結国間の貿易（域内貿易）にかかる関税の撤廃・削減が行われる。関税コストの削減によって、輸出入が増えることを期待でき、域内の広大な市場が形成されやすくなる。市場規模が拡大すれば、規模の経済（大量生産の方法による費用低下が生ずる）が動き、生産性が向上し、貿易を拡大させる。一方、FTA に伴う関税障壁の撤廃・削減は域内に限定されるため、関税が課される域外国からの輸入から関税が撤廃・削減される域内国からの輸入へと転換される効果を持ちうる⁵。これは貿易転換効果である。

また、国産品及び域外からの輸入品から域内からの輸入品への代替需要の発生によって、域内の貿易量が増える効果を目指し、域内輸出入国双方の経済厚生を拡大させることである⁶。これは貿易創出効果である。

その他、FTA の締結によって、関税障壁を削減され、相手国のより安価な財・サービスの流入や外資企業の新規参入等により地域内における競争が促進され、生産性向上効果ももたらされる⁷。この効果は競争促進効果である。

さらに、関税障壁の撤廃により域内市場における投資に対して有利な環境が作られる。商品の自由流通により、競争が激しくなり、生産者は大規模生産を行う。一方、競争力を強めるため、設備、技術、品質改良などの面に投資をしなければならない。そのため、FTA を結ぶ際に、投資の自由化に対する条項は不可欠となっている。投資の自由化は FTA を結んだ国同士に相互投資することを促進し、地域内の経済を促進することもできる。第三国に対して、貿易の転換効果は販売市場の縮小という負の影響に至る。このような影響を克服するため、第三国は関税障壁を避け、相手国へ直接投資することになる⁸。

これらの経済効果を追求するため、世界各国は FTA 戦略を実施している。中国もその中の一カ国である。ただし、1978 年から改革開放政策を実施し、1990 年代と 2000 年代に急速的な経済成長を経験した中国は単なる経済効果を追求するだけでなく、FTA の外交の効果をも追求している。

FTA の外交効果とは、経済的な相互依存による政治的な連携強化効果とグローバルな外交的影響力・利

⁵ 『通商白書 2007』により、<http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2007/2007honbun/html/i4220000.html> 2013 年 1 月 23 日アクセス

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ FTA の経済効果について、張 鴻『区域経済一体化与東亜経済合作』 人民出版社 2006 96~97 頁

益の拡大効果である。

FTA の締結によって、締結国の経済的相互依存を深めるためには相手を信頼する政治的基礎がなければならず、また、経済的相互依存を深めていくアプローチを志向することによって、政治的な信頼感も生まれてくると言える。特に、近隣の政治・経済パートナーとの FTA は地域の政治・安全保障環境を改善・強化する効果が考えられる⁹。これは FTA の政治的な連携強化効果である。

また、FTA は安全保障パートナーとの間に緊密な経済関係を確立すること、またその確立した経済関係を競争相手国に対する信頼醸成装置として利用すること、あるいは逆に他国と交渉する経済協力協定から競争相手国を除外して隔離することによって国家間関係パターンに影響を及ぼすことができる。また、各国は FTA を使って自国の政治的影響力やステータスを高めることもできる¹⁰。

これらの効果を追求しながら、中国は FTA の締結を始めた。中国は 2014 年までに署名及び締結した FTA は 11 がある¹¹。その中で最も注目されるのは、中国と ASEAN の FTA (CAFTA) である。CAFTA が締結して以来、数多くの研究者が経済及び外交の側面から中国が ASEAN と FTA を締結するメリットを分析した。以下これらの分析を簡単に紹介しておきたい。

中国にとって CAFTA を締結の経済的な第 1 のメリットは、自国製品の輸出拡大効果である。青木健、関志雄、石川幸一は中国にとって FTA を通じた自国製品の輸出拡大効果について、以下のように主張している。

「人口規模が中国 13 億人、ASEAN は 5 億人という巨大な市場を擁して、相互に貿易拡大のチャンスとみている¹²」また、中国にとって ASEAN は輸出の分散化という意味でも、重要な市場と位置づけられている¹³。

「ASEAN・中国 FTA は中国から見ると……経済的目的……最も大きいのは、ASEAN 市場へのアクセス改善である。人口が 5 億 5000 万人、多様な発展レベルの国々からなる大きな市場であり、華人も多く、シンガポールを除く各国は廉価な中国製品の市場である¹⁴。」

中国と ASEAN の間の貿易について様々な分析方法が使われている。本論文の第二章では、貿易結合度を利用して、中国と ASEAN の貿易の緊密度を分析しておきたい。貿易結合度とは二国間貿易関係の緊密度を示す指標であり、結合度が 1 を超えていれば二国間の貿易は緊密であるとされる¹⁵。中村江里子は貿

⁹ 外務省 外交政策を参照 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html 2014年12月9日アクセス

¹⁰ 片山 さおり等 編 『アジア太平洋の FTA 競争』 勁草書房 2010 27 頁

¹¹ 中国と香港、中国とマカオ、中国と台湾の FTA を除く。

¹² 青木 健 「ASEAN・中国の FTA 創設合意と日本の対応」『ITI 季報 spring2002/No. 47』 国際貿易投資研究所 40 頁

¹³ 関 志雄 「中国の WTO と FTA 戦略」<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm> 2013年1月10日アクセス

¹⁴ 石川 幸一 「ASEAN と中国の FTA をどう評価するべきか」『季刊 国際貿易と投資』Spring2006/No. 63 71 頁

¹⁵ 中村 江里子 「中間財で強い東アジアの域内貿易関係」『季刊 国際貿易と投資』 Winter 2002 /No. 50

<http://www.iti.or.jp/kikan50/50nakamura.pdf> 2013年1月20日アクセス

易結合度を使って、中国と東アジア諸国の貿易について、以下のように分析した。

「輸出総額における貿易結合度をみると、中国と香港の相互に強い関係が見て取れる。中国はまた日本との結合度が3.2と高く、次いでベトナム(2.9)¹⁶⁾である。また、商品別から分析すれば、「家電製品やIT関連機器の一部を含む電気機器の結合度を見ると……ASEAN諸国の中国に対する貿易関係は、輸出総額ではほぼ平均以上、機器類でもマレーシア、シンガポール、タイは平均を保っていたが、電気機器に限ると0.2~0.6と平均を大きく下回る。中国から見てもASEAN諸国はインドネシアを除いて全て結合度が1を下回り、中国とASEANの間では電気機器における貿易関係は緊密であるとは言えない……この分野において中国とASEAN諸国は貿易の補完関係が小さいことを示唆している¹⁷⁾。」

中村は中国とASEAN諸国との各分野における貿易結合度を2001年度について分析している。しかし、ASEAN・中国FTAを締結以後の貿易についてはまだ分析していない。そのため、第二章の第三節では、中村の分析方法を参考して、中国・ASEANのFTA締結以後の貿易の緊密度を分析しておきたい。

中国にとって、CAFTAの第2の経済的なメリットは、ASEANから天然資源を確保することである。中国社会科学院アジア太平洋研究所の報告によれば「中国が将来の一時期に輸出主導型発展を脱し切れないうちの間、ASEANが双方のFTAを通じて制度化された輸出市場として果たす役割については言うまでもなく……世界的な供給の緊迫した情勢に直面し、中国の輸入の中で、天然資源類を豊富に持つASEAN諸国の地位は、自ずと極めて重要な意味を持つてくる¹⁸⁾。」

CAFTAの第3の経済的なメリットは、海外投資を促進することである。石川、久我由美、張蘊嶺は中国にとってFTAを通じて「走出去(海外に進出する)政策を補完し、自国企業が海外へ投資を促進する効果について次のように主張している。

「走出去政策の具体的な通達や投資対象国のリストが次々に打ち出された……その中、ASEAN諸国は中国の経済成長や発展に大きく関わる、重要な投資対象国と位置付けられた……ASEAN諸国への投資は「走出去」政策によりさらに促進された¹⁹⁾。」また、ASEANは市場の発展レベル、地理および文化的な距離の近さなどから中国企業の格好の投資先であると考えられる²⁰⁾。

張蘊嶺はASEAN・中国FTAの投資促進効果について、次のように総括した。

「中国政府の指導者らは海外進出戦略を呼びかけて、海外に進出して積極的に投資や貿易をするよう中国企業に促しています。この地域戦略から非常に明らかなのは、まず検討すべきことは東アジアだと

¹⁶⁾ 同上

¹⁷⁾ 同上

¹⁸⁾ 中国社会科学院アジア太平洋研究所「中国のFTA政策」『日中韓経済ビジネス連携に関わる調査・研究報告書』2012 ジェトロ 47頁 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000978/jp_cn_kr_business_alliance.pdf 2013年2月1日アクセス

¹⁹⁾ 久我 由美「中国-ASEAN自由貿易地域と投資政策—FTAの推進力としての「走出去」政策」アジア研究 Vol. 55, No. 4, October 2009 50頁

²⁰⁾ 石川 幸一「ASEANと中国のFTAをどう評価すべきか」『季刊 国際貿易と投資 Spring 2006/No. 63』71~72頁

ということです。地理的に東アジアは、中国の経営投資に利益が大きい地域です²¹。」

以上述べたように、経済面においては、FTA はこれらの効果をもたらすことになる。しかし、中国を分析する場合、単純に経済面からの分析では、不十分である。なぜならば、中国は計画経済体制から、市場経済体制に移行した一党専政の国であるからだ。今日の中国は、全てのことはまず外交（政治面）の利益から考える国である。そのため、ASEAN・中国 FTA の外交面（政治面）における先行研究を無視することができない。

中国にとって CAFTA を締結の外交的な第 1 のメリットは、「中国脅威論」から脱却することである。

従来、外交をめぐる中国の問題の中で、「中国脅威論」は中心となっている。佐藤考一によれば、ASEAN に関する中国脅威論は「歴史的要因とは中国系共産勢力との戦争の経験に基づくものである。軍事的要因とは 80 年代末以降、ASEAN 諸国より相対的に軍備が突出している中国の南中国海進出が目立っており、中国が石油や漁業資源への期待から台湾・ベトナム・フィリピン・ブルネイ・マレーシアと主権を争っているスプラトリー諸島などの島礁の占拠に乗り出していることや、それに関連して国防費の増大や核を含む国防の近代化を行うこと等である。外交的要因とは南中国海を含む中国と近隣諸国間の外交面での領土・領海紛争、そして華僑・華人の居住国への忠誠心の問題と中国の政治的統合に関わる問題である。また経済的要因とは強大化しつつあると信じられている中国と華人の経済的統合に関わる問題と中国の食糧・エネルギー資源危機問題に絡む、南中国海の島礁と海域の主権維持の主張等である²²。」

中国脅威論の要因は、①昔からの「華夷制度²³」、②ソ連崩壊後中国がアジアにおける唯一の社会主義大国として存在すること、③近年の中国経済の高度成長であると考えられる。ASEAN 諸国は小国として、自国より人口、領土、国力など数倍大きい隣国の中国に恐怖心を持つことは理解できるが、中国脅威論は中国の発展によるデメリットの一面を強調し、ASEAN 及び世界各国の中国に対する認識を誤った方向に誘導した。実際、中国の経済発展は自国の国力を強めたと同時に世界各国に 13 億人の市場を提供した。中国政府が発表した『中国的平和発展白書』は次のように指摘した。

「中国始终不渝的走和平发展道路，在坚持自己和平发展的同时，致力维护世界和平积极促进各国共同发展繁荣。（中国は一貫して平和的発展の道を維持し、自国の平和的な発展を堅持すると同時に、各国と共に持続的平和が永く続き共に繁栄する調和のとれた世界を構築する）」だから、中国は脅威というより、世界各国発展のチャンスであると私は主張する。

²¹ 張 蘊嶺 報告「東アジア統合の枠組の下での中国- ASEANFTA」2003 財務省

http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/china_research_conference/2002/chu14_07a.htm 2013 年 1 月 15 日アクセス

²² 佐藤 考一 「ASEAN 諸国の対中認識—中国脅威論の虚と実」『ASEAN 全体像の検証』日本国際政治学会 1997 130 頁

²³ 「華夷制度」とは秦時代から、中国政府は周辺諸国との関係は「朝貢」、「册封」制度で維持してきた。中国はピラミッド頂点の王国として、周辺の国を垂直的な統治をしてきた。—張 小明 「中国与周边国家关系的历史演变：模式与过程」黄 大慧『中国改革开放与东亚』社会科学文献出版社 2010 63 頁

「中国脅威論」が存在するため、中国の経済成長期は大きく影響された。この不利な影響から抜き出すため、中国はFTAを一つの手段として使っている。関は中国がFTAを使って、「中国脅威論」から脱出することについて以下のように主張している。

「中国の狙いはASEANにも存在する中国脅威論を払拭するためのジェスチャーを出すことにあると考えられている。政治を含めた信頼関係の構築が中国の狙いでもある²⁴。」

中国にとってCAFTAの第2の外交的なメリットは、中国がASEANとのFTAを通じて、自国の東アジア及び世界における地位を高めることである。その点について、青木は以下のように述べている。

「中国がASEANとFTAの創設を提案したのは、日本が農業市場を開放するのは政治的不可能と見て東アジアにおいてイニシアチブを発揮できないと判断し、正式にWTOに加盟した中国がまず地域FTAに参加し、特に東アジア地域において自国の影響力を強化するとともに世界的にも一層のプレゼンスを高めることを狙っている²⁵。」また、より広く見ると、中国とASEANのFTAは「伝統的なFTAの概念を超えて、経済を中心に政治、外交、安全保障、軍事でも協力関係を緊密化していくことであり、FTAの目的は経済成長だけではなく、安全かつ安定的な経済成長の環境を保つことにあるとしている²⁶。」

これらの先行研究を踏まえて、経済、外交の二つの面から、中国とASEANがFTAを結ぶ要因を整理し、ASEAN・中国FTA正式に発効して2年経過した。现阶段の達成点を第二章で分析している。

一方、中国はASEANとFTAを締結したが、ASEANは一つの国ではなく、東南アジアにある10カ国の連盟であるため、ASEANのそれぞれの加盟国は中国との経済・外交関係は異なる。中国の急速的な経済発展により、ASEAN諸国と緊密な経済関係を維持しているが、外交面から見ると親中派の国があり、中国と対立する国もある。その中、マレーシアは代表的な親中派の国であるため、第三章では、CAFTAの締結は中国とマレーシアのような親中派国の経済・外交関係への影響を分析している。

中国とマレーシアの貿易について、石川幸一はCAFTAを締結後、2004年の時点でのセンシティブ・トラックの貿易状況を分析し、中国とASEANの間で、重要な製造業について貿易保護が続いていることを明にした。しかし、石川は2004年の時点の中国とマレーシア貿易の一部しか分析しておらず、アーリーハーベスト品目とノーマル・トラック品目の貿易状況を分析していない²⁷。

次に、同じく中国とマレーシアの貿易について、黄磷は1995年から2004年までの貿易量と貿易構成について研究を行った。黄の研究によれば、中国とマレーシアの貿易品の順位の上位三位の品目は殆どセンシティブ・トラックに含まれている。しかし、黄は中国とマレーシアの貿易動向についてセンシテ

²⁴ 関 志雄「中国のWTOとFTA戦略」 <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm> 2013年1月10日アクセス

²⁵ 青木 健 「ASEAN・中国のFTA創設合意と日本の対応」 『ITI季報 Spring 2002/No.47』 40～41頁

²⁶ 真家 陽一 「中国の対ASEAN経済戦略」 木村 福成・石川 幸一著『南進する中国とASEANへの影響』 ジェトロ 2007

²⁷ 石川幸一 「ASEANと中国のFTAをどう評価するか」 『国際貿易と投資 Spring』 2006 NO.63 73頁

イブ・トラックを中心に考察しただけである²⁸。

石川は貿易に加えて2001年から2005年まで中国のマレーシアに対する投資を産業別の視点から分析を行った。石川の考察によれば、2001年から中国企業のマレーシアへの投資額が中国の対外投資総額に占める割合が少ない、マレーシアへ投資する中国企業は建設・エンジニアリング、貿易と製造業が中心であることが明らかとなった。また、ASEANにおいて中国のマレーシアに対する投資の比率は第三位になっているが、少数の大規模な投資プロジェクトの占める割合が殆どであり、毎年認可された小規模な投資は少ないことが明らかになった²⁹。

貿易の考察と同様に、中国のマレーシアへの投資について石川の考察は2005年までの投資動向に止まっている。それに加えて、中国の対マレーシアの投資は大規模の投資に集中している理由について分析を行っていない。

その他、久我由美はCAFTAの締結が中国国内の「走出去」政策により促進されたと主張した。「走出去」政策を実施するため、中国政府はASEANを重要な投資対象と位置付け、積極的に「博覧会」や「サミット」を開催して、中国企業に対ASEAN投資の情報を提供した³⁰。福地亜希は中国の対ASEAN投資がエネルギー、資源獲得や米国との貿易摩擦回避を目的としていたと述べている³¹。

次に、外交面における先行研究を述べておこう。CAFTAは経済的な協定として、締結された。しかし、CAFTAの場合では、経済面か、外交面か、どちらかの面だけの分析であれば、CAFTAについて説明は不十分であろう。なぜならば、中国は「国家利益がすべてのことより重要である³²」と主張する国だから。そのため、中国政府はCAFTAの締結を通じて、経済手段を使って、外交的な目的を達成したいと考えられる。

ジョセフ・リョー・チンヨンは冷戦後中国とマレーシアの外交関係について分析を行った。彼は、「冷戦終結後、マレーシアの外交と安全保障の言説には目に見える変化があった。中国はもはや脅威として見られることも表現されたこともない……マレーシアと中国の経済関係は中国への関与戦略を支えるまで大幅に改善した。外交関係も大いに改善した³³。」ジョセフは冷戦後、マレーシアは中国に対して、警戒心がなくなったことを分析したが、マレーシアと中国との関係が中国の対ASEANFTA戦略にどのような

²⁸ 黄磷 「マレーシアと中国の貿易と直接投資」 大西康雄編『中国・ASEAN 経済関係の新展開—相互投資とFTAの時代へ—』 アジア経済研究所 161頁～166頁

²⁹ 石川幸一 「活発化する中国企業のASEAN投資」 『季刊 国際貿易と投資 Spring 2005/No. 59』 72～74頁を参照

³⁰ 久我由美 「CAFTAと投資政策」 『アジア研究』 Vol. 55 No. 4 October 2009 44～46頁を参照

³¹ 福地亜希 「ASEANと中国のFTAと経済関係の深化」 『BTMU ASEAN TOPICS』 No.2010/7 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecosta2010/ASEANTOPICS-20101216.pdf> 2013年5月3日アクセス

³² 鄧小平 「国家主権と安全を始終放在第一位」 『鄧小平文選（第三巻）』 1995 人民出版社

<http://www.xixingcun.com/zsxd/dengxiaoping/3/109.htm> 2013年4月23日アクセス

³³ ジョセフ・リョー・チンヨン 「マレーシアの冷戦後の対中政策に関する再評価」 『中国の台頭—東南アジアと日本の対応』 恒川潤編 平成21年 防衛省防衛研究所 81頁

影響があるか、を分析していない。

石川幸一の研究では、安全保障の視点から中国は ASEAN と FTA を締結する一般的な目的をまとめた。石川によれば「中国は中国脅威論の解消、安全保障、台湾への牽制、政治的な影響力増大及び東アジア地域統合に向けての主導権確保、インド洋へのルート開拓や資源確保などの経済安全保障が目的となっている³⁴」。第三章では、中国のマレーシアに対する目的がマレーシアにおける「中国脅威論」の解消によって、マレーシアと友好関係を固め、ASEAN との友好関係を構築することであると主張している。

その他、佐藤考一は ASEAN における「中国脅威論」について分析した。「ASEAN 諸国が問題としているものは『脅威』ではなく、よくある二国間問題にすぎない……ASEAN 諸国の中国との、個別の二国間関係や地理的な距離、国内の華僑・華人の統合の度合いなどによっても異なることがある³⁵。」

佐藤の研究によれば、ASEAN における「中国脅威論」は、実際二国間の問題であり、その要因は地理的な距離と華僑・華人の統合の度合いである。そして、マレーシアにとっての「中国脅威論」は主に華人の存在とみられる。そのため、マレーシアにとっての「中国脅威論」とフィリピン、ベトナムのような領土問題による「中国脅威論」を主張する国と異なって、比較的に解決しやすい。そのため、中国はマレーシアに緩和な外交政策を採用し、ASEAN において、最初にマレーシアと友好関係を構築した。そして、マレーシアを突破口として ASEAN に接近することを目的にしている。

ところで、CAFTA の中国と親中派国の経済・外交関係を分析する上で、CAFTA の中国と中国に対立している国との経済・外交関係を明らかにする必要がある。ASEAN の中に、中国に対立的な政策をとっているのが近年南中国海問題において中国との関係が緊張化しているベトナムとフィリピンである。フィリピンは典型的な親米派の国であるため、本論文では、中国と同じ社会体制をとっているベトナムを対象国として分析を行う。

CAFTA の発効（2010 年）後、ベトナムの中国向けの輸出が大幅に成長しているが、ベトナムの中国からの輸入は十分に明らかにされていない（高橋、2013 年）³⁶。そして、石川幸一は中国の対ベトナム貿易では資源の輸入が大半を占めていたが、ベトナムへの輸出は電気機械が中心となっていると分析した³⁷。高橋と石川の研究は中国とベトナムの貿易について貿易量及び貿易品目について分析を行ったが、CAFTA における関税撤廃の効果に関する分析は行っていない。中国とベトナムの間のノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の関税削減は始まっていないが、アーリーハーベスト品目の関税は 2008 年からすでにゼロになっている。第四章では、中国とベトナムのアーリーハーベスト品目の関税がゼロ

³⁴ 石川幸一 「ASEAN と中国の FTA をどう評価するか」 『国際貿易と投資 Spring』 2006 NO. 63 71 頁

³⁵ 佐藤考一 『「中国脅威論」と ASEAN 諸国』 2012 勁草書房 51 頁

³⁶ 高橋俊樹 「ACFTA (ASEAN 中国 FTA) の域内貿易への影響と運用実態」 『季刊 国際貿易と投資 Autumn 2013/No. 93』

³⁷ 石川幸一 「急拡大する中国と ASEAN の貿易関係」 『季刊 国際貿易と投資 Winter 2006/No. 66』

に削減される以前と以後の貿易状況を分析することを通じて、現時点までの CAFTA による中国の対ベトナム貿易の変化を明らかにしたい。

貿易の他、福地亜希は中国企業の対ベトナムへの投資の要因を考察した。中国による対ベトナム、カンボジア、タイへの投資は貿易摩擦回避型として、第三国に向けての輸出を目的とした繊維・衣類分野での投資が多い³⁸。ただし、福地の考察は 2009 年までに止まって、「投資協定」が発効した 2010 年以後の中国による対ベトナム投資の状況は考察されていない。第四章では、「投資協定」発効以降の中国の対ベトナム投資の動向を考察し、その投資の背景を明らかにすることを試みている。

経済の側面の他、FTA の締結は外交面における影響も欠かせない。ゴワ・J は FTA が第三国による潜在的あるいは現実の脅威に対抗して安全保障同盟関係を強化するため経済手段の一つとなると述べた³⁹。また、ポラーテック・S・W は FTA の加盟国間の貿易量が大幅に増加するほど、加盟国間の衝突の可能性が小さくなると述べている⁴⁰。その他、徐春祥は FTA による貿易と安全保障の関係を①両国間の貿易量の増加は両国の経済上の依存度が大きくすること、②両国間の貿易量の増加と共に、両国の相互信頼関係が深まること、③FTA の加盟国にとって、安定的な貿易状況は相手国との紛争を最低限に収めることが可能になる、と論じた⁴¹。

ゴワ・J、ポラーテック・S・W と徐の理論は一般的な FTA による貿易と政治の関係を代表している。ただし、中国とベトナムの場合では、2000 年代後半に入って中国はベトナムの最大の貿易相手になっているにも関わらず、2007 年以後中国とベトナムの間で南中国海における関係が緊張している。第四章では、中国とベトナムの経済関係が深化しているにもかかわらず、外交関係が緊張している点を踏まえて、ゴワ・J らの主張する FTA による貿易と政治の一般理論を検討する。

石川幸一と関志雄は中国が ASEAN 諸国と FTA を締結することによって、「中国脅威論」を収めることを目的にしていることを主張している⁴²。1990 年代後半から、中国は「中国脅威論」を抑制するため、様々な努力をしてきた。当時の胡錦濤政権は「韜光養晦、有所作為」政策を打ち出し、周辺諸国と友好関係の構築を目指している⁴³。しかし、2000 年代後半に、CAFTA の締結にも係らず、中国とベトナム、中国とフィリピンの間、南中国海における関係が益々緊張化している。その影響により、ASEAN 諸国では、再

³⁸ 福地亜希 「ASEAN と中国の FTA (ACFTA) と経済関係の深化」 『Btmu Asean Topics No.2010/7』

³⁹ Gowa, J 『Allies, Adversaries, and International Trade』 1994 Princeton University Press
<http://www.stanford.edu/class/polisci243c/readings/v0002105.pdf> 2013 年 8 月 15 日アクセス

⁴⁰ Polachek, S. W. 『Conflict and Trade: An Economics Approach to Political Interactions. Why Democracies Cooperate More and Fight Less: The Relationship between International Trade and cooperation』 Review of International Economics, 1996, 295~309 頁

⁴¹ 徐 春祥 『東亜貿易一体化一從区域化到区域主義』 社会科学文献出版社 2008 115~118 頁

⁴² 石川幸一 「ASEAN と中国の FTA をどう評価するか」 『季刊 国際貿易と投資 Spring2006/ No.63』

関志雄 「中国の WTO と FTA 戦略」 <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm> 2013 年 8 月 20 日アクセス

⁴³ 「韜光養晦、有所作為」という言葉は鄧小平が最初に使用され、江沢民時代後期に政策として提出された。胡錦濤政権の時、この政策は中国外交の核心政策として現れた。その意味は「中華復興の目標達成までの道が長い、当面は目立たないようにしてじっくり力を蓄えよう。それと同時に、すべきことをやる」ことである。

び「中国脅威論」が強まっている。現状をみる限り、中国の当初の目的は達成されていない。後述するように、中国はASEAN全体に対して、「中国脅威論」を緩和しようと努力しているが、ASEANの加盟国それぞれには違う態度をとっている。そのため、第四章では、中国の対ベトナムの外交政策による影響を分析する。

以上述べたように、これらの先行研究を踏まえて、CAFTA締結以後の中国とASEAN諸国の経済・外交関係の分析を行う。

第二章 中国・ASEAN 自由貿易協定の再検討

はじめに

1980年代以来、世界的規模で、自由貿易協定の波が広がってきた。2000年WTOに報告された地域内自由貿易協定(FTA)は214件に達し、そのうち実行されているものは120件であった。この中のほとんどが欧米のFTAである。欧米FTAの進行速度と比べると、アジア地域におけるFTAの進行は遅い。2001年にASEANと中国が10年以内に自由貿易地域を創設するという構想が発表された時点から、ようやくアジア地域の二カ国間自由貿易協定の動きが始まった。2012年、WTOとジェトロ海外調査部が収集したFTAの資料によると、世界における発行済、署名済、交渉中及び構想・検討中のFTAは398件がある。このうち三分の一以上はアジアと関連あるFTAである。

アジアではASEAN・中国FTAは初のFTAとして例を挙げることができる。ASEANは東南アジア諸国連合(Association of South-East Asian Nations)の略称である。1967年成立した時の加盟国はインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピンとマレーシアの五カ国であった。1984年から1999年にかけて、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスとカンボジアが加盟することにより現在のような経済・社会・政治・安全保障・文化での地域協力機構を構成した。近年になると、ASEANは東アジアにおける不可欠の政治・経済の力として、世界諸国に認められた。

今まで、中国とASEANのFTAについて、様々な研究がある。本論文はこれらの研究を基礎として、ASEAN・中国FTAを発効してから2年目になる時点で、再びこのFTAについて、経済と外交の二つの視点から分析したい。

第一節では、第一章の先行研究を踏まえて、ASEAN・中国FTAを結ぶ要因を中国の経済と外交政策の変化との関連において分析したい。

第二節では、ASEAN・中国FTAを締結から、2011年まで、中国とASEANの貿易、投資及び外交状況の変化について、様々な数字から考察する。

第三節では、ASEAN・中国FTAは存在する問題について検討する上で、私の次の研究テーマを決めたい。

第一節 中国・ASEAN FTA の分析視点

第一章における現存の先行研究の考察によって、中国がASEANとFTAを締結する経済的利点とは、自国商品の輸出拡大、中国にとってASEANから自然資源を確保すること、海外投資を促進することと整理した。つまり、中国にとってASEANとの貿易拡大とASEANへの海外投資の促進が経済的な目的である。2000年に中国政府は正式に对外投资政策—「走出去」政策を打ち出した。「走出去」政策とASEAN・中国FTAが提案されたタイミングと一致するため、中国政府はASEANとFTAを締結するのは、自国企業が海外投資するために有利な条件と場所を確保するためと考えられる。本節では、2000年以降の中国の対外政策の動きに着目してもう少し述べておこう。

また、第一章で述べたように、中国がASEANとFTAを締結する外交的利点は「中国脅威論」からの脱却と中国の東アジア及び世界における地位の向上と分析した。1990年代の冷戦終結後、中国はアジアにおける平和的な台頭と米国の世界覇権と衝突することになった。1990年代末の中国は国際貿易、地域内の影響力などの面において、米国に非難された。中国がASEANとFTAを締結することによって、自国の国際地位を高めること、周辺国と同盟関係を結ぶこと及び自国の安全を保障することが目的と考えられる。本節では、中国がASEANとFTAを締結する経済・外交の目的をさらに掘り下げてみたい。

1、経済面における分析

(1)「走出去」政策を実施

文化大革命以後、中国は改革開放政策を実施してきた。改革開放の主旨は外国資本を導入し、自国の経済発展を促進することである。改革開放政策は文化大革命により破壊寸前の中国経済を急回復させた。1981年～2002年の間、中国の経済成長率は世界一となった。毎年のGDPの平均増加率は9.51%であり、同時期のアメリカの3倍となった。貿易の面では、1981年～2002年の中国の輸出平均増加率は10.62%であり、同時期のアメリカとドイツのそれぞれの輸出率の2倍となった⁴⁴。表1で示すように、2002年の時点で、中国のGDP総額は1兆4538億ドルとなり、外貨準備高は2911億ドルとなった⁴⁵。1980年と比べるとGDPの増加率は7.6倍、外貨準備高の増加率は224.61倍である。GDPの世界順位は1980年の11位から2002年の6位へ上がった。このように、中国は経済大国として成長して、国際社会に占める位置もますます重要になってきた。

⁴⁴ 胡鞍钢『中国：再上新台阶』浙江人民出版社 2006 62～63頁

⁴⁵ 『中国統計年鑑』（2003年号）のデータによる

表1 中国のGDP及び外貨準備高比較

単位：億ドル；%

	GDP	世界順位	外貨準備高	世界順位
1980年	1894	11	27.08(1981年)	-
2002年	14538	6	2911	3
増加	7.68	-	107.5	-

出所：中国統計年鑑（2003年号）の統計により作成

経済発展が加速化するにつれ、中国国内の一部の企業が生産力過剰の状況となり、経済の発展と資源不足の矛盾が現れ、外貨準備過剰などの問題が浮き彫りになった⁴⁶。このような背景で、中国は外資導入政策だけでは経済発展を促進することができなくなると認識した。「1990年代後半になると、中国とアメリカの貿易摩擦の拡大や、WTO加盟を控えた産業構造調整、これに関連した国有企業改革などの変化が起った⁴⁷。」これらのことを背景として、中国政府は時代の流れに順応する新たな政策を打ち出した。その政策は「走出去」（海外に進出する）政策である。「走出去」政策というのは中国の企業が海外へ進出を促進することである。この政策を通じて、中国政府及び中国系企業は現地の天然資源を利用すること、国際市場への進出によって国際競争力をレベルアップすること、国内の労働力より安価な労働力を利用し、生産コストを抑えること、商品輸出を現地生産へ転換することにより貿易摩擦を回避できることなどの利益が期待できる。

中国はASEANとFTAを締結することにより、中国企業が「走出去」政策を実施するための有利な条件を創出できる。FTAを締結すると中国企業はASEAN諸国へ投資する際、より公平な制度が適用され、従来存在した差別と制限を最低限に収めることができると考えられる。

しかし、発展途上国の企業が外国に出ることは簡単ではない。何故ならば、企業にとって、外国への進出にはコストを払わなければならないからである。そのコストを減少するため、中国政府が積極的にFTAの交渉を努め、自国企業の海外進出にとって有利な条件を作るための行動であると考えられるだろう。

また、パートナーの選択について、中国は自ら選ぶ原則を採用している。中国社会科学院の張蘊嶺は中国のFTAパートナーの選択について、次のように指摘した。「実施しやすい国・地域から行う；戦略的

⁴⁶ 姜 紅祥 「中国の「走出去」政策と中国企業の対外直接投資—技術獲得の視点から」 7～8頁
<http://www.econ.kobe-u.ac.jp/jepa-kansai/reikai210328/kan.pdf> 2013年1月20日アクセス

⁴⁷ 久我 由美 「中国-ASEAN 自由貿易地域と投資政策—FTAの推進力としての「走出去」政策」 アジア研究Vol. 55, No. 4, October 2009 42頁

な利益のある国・地域と行う；地域的な分布を考える⁴⁸。」これらの条件からみるとASEAN諸国は中国の近隣として、地理的、戦略的に適切な選択肢となる。

その他、ASEANは東アジアにおける経済・政治の同盟として重要な存在になっている。ASEANの構成国は、相互に市場を開放され、特惠国優遇関税を共有でき、最終的に関税障壁を完全に無くすことに努力してきた。中国はASEANの加盟国ではないが、中国企業がASEANに進出すれば、加盟国の企業と同様な優遇政策を共有可能になると考えられる。しかし、自国企業が外国に進出する時、政策上及び人的な障壁が存在している。自由貿易協定の締結によって、政策上の関税障壁を回避することができるが、実際存在する人的な障壁はまだ存在している。FTAの一部である「投資協定」を締結することは、このような地域統合組織に入り込む最も有効な手段であると考えられる。中国企業がASEANへ投資することにより、現地で資源調達、生産、輸出活動を行い、人的な障壁を最低限に収めることができるだろう。

(2)海外市場の拡大

前述したように、中国政府は自国企業の海外への投資を促進するため、「走出去」政策を実施し、ASEANとFTAを締結した。海外へ投資することの直接的な結果として、海外市場の拡大が考えられる。

なぜならば、直接投資の担い手は中国系の多国籍企業である。一般的に、多国籍企業は生産方式によって、水平型多国籍企業と垂直型多国籍企業とに分類されている。水平型多国籍企業とは親企業と海外子会社が同じ財を生産する企業である。垂直型多国籍企業とは親企業と海外の子会社が生産プロセスの逐次的ステージを構成する企業である⁴⁹。水平型多国籍企業間の貿易の大半は知識、情報集約型サービスなどであり、より大きな規模の経済利益を享受するため、直接投資を行う。垂直型多国籍企業は自社製品の製造工程を段階によって分け、複数の工程を各地の子会社が分担して、最後にまとめて組み立てる。この生産工程により、親会社は海外へ投資を行い、子会社の間との中間財の貿易を促進することができる。

上述したことは一般的な投資により貿易を促進された理論となる。中国の場合は2000年まで貿易が急速拡大してきたが、その拡大は外国資本導入により産物であり、中国企業が自ら外国へ投資を行うケースはまた少なかった。

先行研究によれば、1980年代アジア市場は中国の主な輸出先である。アジア市場への輸出は、この時期の中国総輸出額の65%を占めていた⁵⁰。1990年代後半から、中国の輸出先はアジアから、欧米市場へ移

⁴⁸ 木村 福成・石川 幸一『南進する中国とASEANへの影響』 ジェトロ 2007 43頁

⁴⁹ 鈴木 豊 「「グロスマン+ハートの不完備契約理論」と垂直統合型多国籍企業の出現」
<http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/1141/1/68-1suzuki.pdf> 2013年1月25日アクセス

⁵⁰ 張 蘊嶺 『世界市場与中国对外贸易发展的外部环境』 中国社会科学出版社 2007 448頁

転した。2000年代になって、中国の主な輸出先は米国、EU、香港や日本となり、これらの地域と国に対する中国からの輸出額が中国の輸出総額の67%を占めた⁵¹。これらのデータは外国企業が中国で投資し、生産ラインの一部として、生産したものを再輸出の結果であると考えられる。

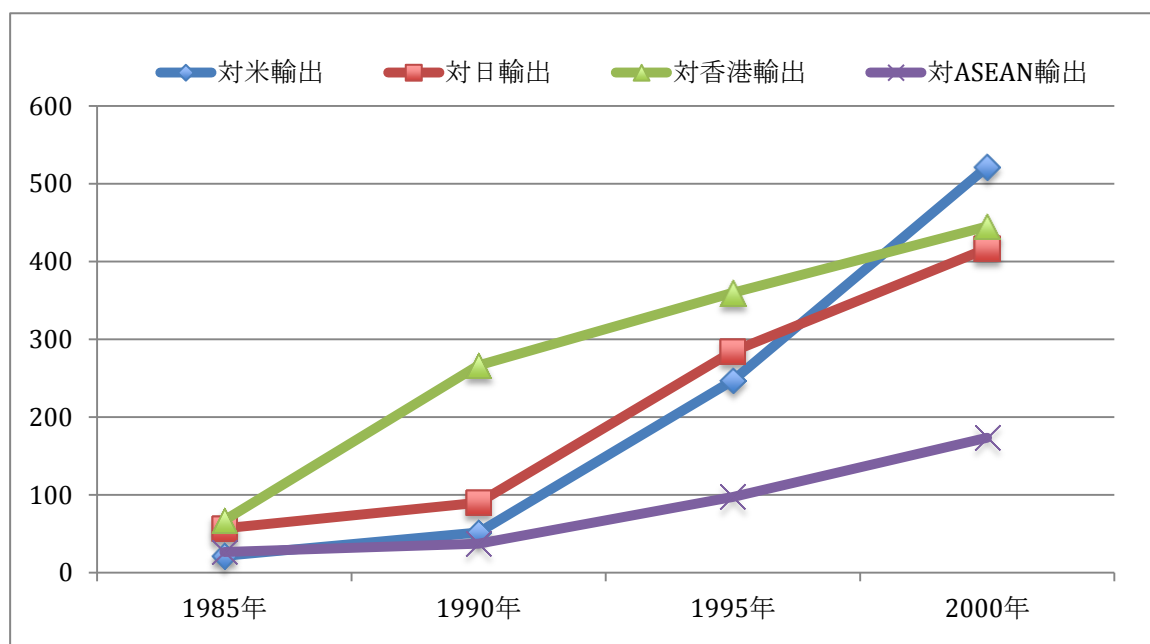
図1では1985年から2000年まで中国の輸出状況を示した。1985年に、中国の対米国、日本、香港とASEANの輸出額はほぼ同じレベルであった。改革開放初期、外国の企業は中国の投資環境にまだ信用できなかったため、中国への投資、そして中国を通じた再輸出入が少なかったと考えられる。1990年から1995年まで、中国の対日本と対香港の輸出額は大きく増加したが、対米国と対ASEANの輸出額の成長は少なかった。この時期、多くの日系企業及び香港企業が中国に投資を行い、互いの貿易を促進した。1995年から、中国の対香港、日本、米国とASEANの輸出額は大きく増加したが、対ASEANの輸出額が比較的になかった。この時期に、米国企業も大量に中国に進出し、中米貿易はこの時期から盛んできた。2000年まで、中国の輸出は依然に増加しているが、対米国と対ASEANの輸出額は1995年より、二倍以上増加し、著しい成長になった。

しかし、外国系企業の進出により、中国の貿易が拡大するのが中国自身の成長とは言えない。長期以来、中国は世界の加工場として、先進国に使われた。中国の企業は生産ラインの最低層で最少の利益をもらってきた。このような状況を改善するため、中国政府は「走出去」政策を打ち出した。

図1で示したように、アジア通貨危機以後、中国は通貨危機の悪影響から脱出の努力をしているASEANに対して、新たな認識を持つようになった。すなわち、ASEANは5億を超える人口を持ち、加盟国の経済レベルが不均衡（先発国—シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンなど、と後発国—ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア共存）のため、ハイエンド製品の市場が存在すると共に、もっと広い廉価製品市場も存在している。そういうわけで、中国の多国籍企業はASEANへ投資を行えば、多国籍企業内の貿易が増えることになる。それ以外、規模経済により生産規模が拡大した中国企業はASEANにおける広範囲な市場を見つけることができる。

⁵¹ 同上 449頁

図1 1985年～2000年中国の対外輸出の変化



出所：中国統計年鑑（1986年号、1991年号、1996年号、2001年号）の統計により作成

以上のように、中国の多国籍企業は「走出去」政策と組み合わせて、中国企業がASEANへ投資を行うと同時に、ASEANにおける広い市場を見つけることが可能となる。

2、外交面における分析

第一節では、先行研究を踏まえて中国がASEANとFTAを締結する外交的な目的は、中国脅威論から脱却することと自国の国際における地位を高めることであるとまとめた。本文では、中国の対外政策の変化は中国がASEANとFTAを締結する根本的な要因であるとする。

1980年代初期、中国の外交政策は毛沢東時代の「第三次世界大戦の勃発に備えるため、すべての資本主義国を敵として警戒する」政策から、鄧小平時代の「韜晦し、同盟を結ばず、突出せず、覇を称えない」政策に変化してきた⁵²。そして、2000年代に入り、中国は経済の急速発展期に入った。それと共に、中国の対外政策を鄧小平時代の外交政策を維持しながら、新たな「平和的台頭」政策を打出した。

以下述べるのは中国の対外政策が転換する要因となる。まず、経済の高度成長期にある中国は安定した国際環境が必要となる。中国はFTAを締結することを通じて、経済協力を深化し、近隣諸国との安定

⁵² 高原 明生 「中国の外交政策」 http://www.jftc.or.jp/shoshaeye/pdf/201009/201009_47.pdf 2015年1月20日アクセス

した外交的関係を築くことが目的である。改革開放以来、中国は国際市場に進出するため、多国的な貿易政策を実施してきた⁵³。WTO への加盟を始めとして、中国は様々な国際組織に参加したことがその証拠である⁵⁴。しかし、2001年WTOに加盟後、ドーハラウンドの停滞及び国際貿易における不公平な待遇により、中国は二カ国間の自由貿易協定の結ぶことを多角自由貿易政策の補充として選んだ。この点について中国の学者張蘊嶺はこのように述べた。「中国はWTO加盟でさえ公平な世界貿易を保証しきれないと感じ、地域貿易協定について検討するようになった⁵⁵。」

次に、冷戦終結後、米国は世界唯一の超大国となった。中国がアジアにおける共産主義大国として、米国にとって強力な競争相手となった。中国は、天安門事件により人権問題が注目され、米国をリーダーとする欧米諸国から経済制裁を受け、国際社会において孤立した。改革開放戦略を実施している中国にとって、不利な状況となっている。このような孤立の状況から脱却するため、中国は人権問題を提起しない、「内政不干渉」を主張するASEANに接近することを選んだ。

第三に、ASEANの力を利用し、米国の東アジアにおける覇権に対抗することは中国の一つの狙いと考えられる。冷戦が始まって以来、中国から見れば、海島ASEAN諸国は米国の盟友であった。中国とASEAN諸国の国交が回復してから、中国はASEANが主催したASEAN地域フォーラムに参加することによって、ASEANと米国との間に様々な問題について異なる価値観を持っていることに気づいた。最初に、中国はASEAN地域フォーラムとは欧米諸国がASEANを通じて中国をコントロールする手段の一つだと考えた。しかし、ASEANは慎重に中国と米国間のバランスをとっていることを感じた。中国はASEANフォーラムを通じて、欧米諸国の信頼を得ることができると考えるようになった⁵⁶。

第四に、中米関係の悪化により中国はアジア地域において盟友を作らなければならない状況になっている。1990年代後半、台湾問題にめぐって中米関係が悪化した。中国はASEANの支持を得るため、ASEANと懸案になった南中国海の問題について、ASEANとの多国間協議に応じることにした。2000年代初頭まで、中国は南中国海問題について、二国間協議で議論することを主張してきた。このような態度の変化は中国にとって、対外政策の大きな変化であると見られる。この変化こそ、2003年中国はASEAN諸国が加入した「東南アジア友好協力条約」に署名した要因となった。

⁵³ 1960年代まで、中国の対外貿易はソ連に対する貿易を中心とした。この時、中国の対ソ連貿易は中国の対外貿易総額の56.9%を占めた。しかし、1960年代から、中国とソ連の関係が悪くなり、外交と貿易におけるソ連に依存することができなくなった。この背景で、中国は欧米諸国の経済制裁と輸出入の封鎖から脱出せず得ない状況だった。文化大革命後、中国は経済発展を中心とし、積極的に欧米諸国及びアジア諸国との経済関係を求めることになった。

⁵⁴ 1991年にAPECを加盟、2000年、WTOを加盟、東アジアサミットに参加、上海経済協力組織に加盟等。

⁵⁵ 張 蘊嶺 「東アジア統合の枠組の下での中国-ASEANFTA」2003 第7回「中国研究会」における発言

http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/china_research_conference/2002/chu14_07a.htm 2013年2月3日アクセス

⁵⁶ Sheng Lijun 「China-Asean Free Trade Area: Origins, Developments and Strategic」2003 14頁を参照

<http://www.iseas.edu.sg/documents/publication/ipsi12003.pdf> 2013年2月5日アクセス

1988年、当時の中国首相李鵬がタイに訪問する時、再び「中国は平和共存五つの原則を維持する⁵⁷」ことを発表し、近隣諸国に友好的姿勢を示した。1990年末、中国がシンガポールと国交を回復したことは、ASEAN全体との国交回復のきっかけとなった。1991年、中国の外交部長銭其琛（当時）はマレーシアの主導でASEAN外相会議に招請され、初めてASEAN外相会議に出席した。1993年、当時のASEAN事務局長が中国を訪問し、中国政府と共に科学技術と経済貿易に関する二つの研究委員会を設立することに合意した。そして、この二つの研究委員会は1994年に成立した。1995年、タイは中国政府に中国の西南地域と自由貿易経済圏を建設しようと提案したことにより、中国国内において、中国とASEANのFTAについての研究が始まった。1996年のASEAN外相会議において、中国はASEANと協力的なパートナー関係の構築に向けての合意を行い、中国とASEANの友好の基盤を創った。1997年に江沢民主席（当時）はASEAN首脳会談において、鄧小平によって提案された「韜光養晦」（能力を隠して実力を醸成せよ）の方針を基礎とした友好宣言を発表し、ASEAN諸国により接近することになった。また、アジア通貨危機の際、中国は人民元の為替レートを切り下げないことをASEAN諸国に約束することにより、同諸国の信頼を得て、アジアで強まる「中国脅威論」を抑えた。

ところで、1999年5月、米国空軍はベオグラードの中国大使館を空爆するという事件が発生した。この事件により、中米関係が益々悪化した。そして、2000年、朱鎔基首相（当時）はASEAN首脳会議に参加した時、中国がASEANとの自由貿易協定を結ぶことを提案した。この提案と共に、胡錦濤主席は「与隣為善、以隣為伴」（近隣諸国との善隣外交）という新たな外交方針を打ち出し、ASEANの信頼を得ることになった⁵⁸。2001年、ASEAN中国サミットに朱鎔基首相（当時）が正式にASEAN・中国FTAを結ぶこと提案し、2002年、ASEAN諸国はこの提案を受け入れた。

以上述べたように、中国とASEANとの関係は中米関係との悪化によって、強化された。一方、中国にとって、「平和的台頭」を実現するため、支えてくれる近隣諸国が必要となった。「大国均衡」政策を実施するASEANは中国を支える大事な力となる。こうして、中国とASEAN諸国との利害関係はASEAN・中国FTAを締結する背景になった。

3、まとめ

本節で述べたように、海外市場で中国の企業がより大きな利益を追求するため、中国系多国籍企業が海外へ投資することが有益な方法である。FTAの締結により、中国企業は現地で政策的及び人的な障壁を

⁵⁷ 平和共存五つの原則とは①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③相互内政不干涉、④平等互惠、⑤平和共存、である。

⁵⁸ 佐藤 考一 「中国の対ASEAN関係とアメリカ」 『国際問題』 No. 559

http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2000/2007-03_004.pdf 2013年2月5日アクセス

佐藤 考一 「東アジアの秩序とパワー・トランジション」 『国際問題』 No. 604を参照

http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2011-09_004.pdf 2013年2月5日アクセス

回避することができた。中国企業は現地企業と同様な待遇を享有し、投資した事業が現地の法律に守られる。ただし、FTAの相手の選択も重要である。中国の立場からすると、先進国の中には、貿易上における中国を差別する国が存在するため⁵⁹、中国政府はFTAの相手を周辺隣国、そして、友好的な国から選択ことにした。ASEANは地理的、歴史的、政治的及び経済発展の状況等の面から見ると中国にとって最適な相手となった。

また、中国系多国籍企業が海外へ直接投資を行うことに伴って、企業内貿易が活発になると予想できる。2000年代初頭、中国は欧米諸国が不況に陥った時ASEAN市場に注目した。FTAの締結により、中国はASEAN向けの直接投資を通じて、自国企業がASEANへ進出し、現地で資源調達、生産、販売、輸出活動を行うことにより、自国企業製品のASEANにおける市場を拡大につなげることが可能となる。

外交の面では、中国がWTO(GATT)へ加盟する以前、まだ、加盟した後も国際市場において、不公平な批判をされてきた。例えば、1995年から2002年まで、世界における中国がアンチ・ダンピングと認定されたケースは全世界の68.83%を占めた。中国はアンチ・ダンピング法則の最大の被害国となった⁶⁰。このような批判をかわすため、中国はFTAを締結する方向へ舵を切った。冷戦終結後、中国は米国の潜在的に強力な競争相手と見られた。また、天安門事件により、中国は世界では孤立的な状況になった。このような状況から抜け出すため、中国は「内政不干渉」を主張するASEANに接近することを選んだ。ASEANは小国のグループであり、米国の軍事同盟国である。だが、小国だからこそ政治面における大国に対する不安要素がある。中国はASEANに接近することを通じて、米国の東アジアにおける勢力を牽制することが考えられる。また、経済を発展するため、中国は安定な国際環境を必要とする。従来、中国はASEAN諸国と領土問題について様々なトラブルを抱えている。FTAの締結を通じて、中国はASEAN諸国へ友好的な姿勢を見せ、国際環境の安定を確保し、経済の発展に有利な環境を創ることができる。ただし、このような環境を創る前提は中国の「韜光養晦」政策である。国力が益々強くなる中国は周辺国の不安を解消するのが、これからの課題となるだろう。

以上述べたように、中国は経済目的と外交目的の二つ側面からASEANとFTAを締結することを選択した。2002年に、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」を締結し、2005年7月に、「ASEAN・中国物品貿易協定」が発効され、中国はASEAN6に対して、非農水産分野、その他農水産品の関税削減を始めた。さらに、2007年7月「サービス貿易協定」、2009年「投資協定」が発効され、そして、2010年1月1日に、ASEAN・中国FTAは正式に発効された。

⁵⁹ 1996年以来、中国は世界一のアンチ・ダンピング法則にされる国となった。WTOの統計により、2003年まで、中国が30以上の国と地域にアンチ・ダンピング法則をされ、中国の輸出は150億ドルの損害を受けた。欧米諸国は中国を市場経済としてみられてないため、価格を調査する時中国の国内価格ではなく、第三国のデータから正常価格を導いたうえでダンピングマージンを計算していた。中国の商品が安い場合、中国はダンピングをしていると定義する。実際、中国製品の輸出価格は中国国内の生産価格より遥か高い。

⁶⁰ <http://club.topsage.com/thread-1256204-1-1.html> 2013年2月10日アクセス

第二節 中国・ASEAN FTA の到達点

第一節において、中国が ASEAN と FTA を結ぶ目的について経済面と外交面から分析した。本節においては、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」締結以降の ASEAN・中国 FTA の経済的及び外交的効果を分析していきたい。

1、ASEAN・中国 FTA の概要

2002年11月4日に中国とASEANは「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」を正式に調印した。2003年10月6日に中国はASEANと「枠組み協定修正議定書」に署名し、枠組み協定を修正し、原産地規則の内容及び早期収穫措置の内容を決めた。2004年11月29日に中国とASEANは「物品貿易協定」と「紛争処理メカニズム協定」に署名した。そして、2005年7月からASEAN6（タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイ）に対して、関税の引き下げや非関税障壁の撤廃が開始した。2006年12月8日に中国とASEANは「物品貿易協定第一議定書」に署名し、2007年1月14日に「ASEAN・中国サービス貿易協定」を署名した。2009年8月15日に「ASEAN・中国投資協定」を署名した。2010年1月1日から、「物品貿易協定」に基づき、ASEAN6と中国がノーマル・トラックに該当する品目（ASEANは2001年の輸入額の90%、中国は93%）の関税率を原則廃止した。2010年10月29日「物品貿易協定第二議定書」が署名された。そして2011年11月18日「サービス貿易協定議定書」に署名することにより、ASEAN・中国FTAの仕組みが完成した。

ASEAN・中国FTAは主に「物品貿易協定」、「サービス貿易協定」と「投資協定」の三つの協定によって構成された。

(1) 物品貿易協定

「物品貿易協定」は早期収穫措置に基づき農水産物（HS1～8）の関税の引き下げは2004年1月1日から実施することを決めた（一部を例外とする）。また、早期収穫措置の対象は遅くとも2005年末までに関税を撤廃することを決めた。ただ、関税削減の対象として、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの6カ国のみであった。カンボジア、ミャンマー、ベトナムとラオス（CLMV）に対して、関税の引き下げは2015年までに完了することを決めた。関税の引き下げ品目はノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分けられている。

表2 ASEAN・中国FTAの内容

時間	内容
2002年11月	「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」締結
2003年10月	「枠組み協定」修正書締結、Early Harvest 計画製定 内容：農水産品 HS01～08 を対象として関税引き下げ、また、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ及びブルネイと特定産品を交渉した。
2004年1月	特定農産品8品目（HS2 桁）を対象に Early Harvest 実施（タイは2003年10月、フィリピンは2006年1月実施）
2004年11月	「物品貿易協定」を締結。 内容：早期収穫産品以外のものを通常類と敏感類と分別する。協定発効後、ASEAN6 に対して、平均関税は8.1%へ下げ、2010年に敏感類以外は0関税へ下げる。2015年に、CLMVの4カ国に通常類の産品が0関税へ下げる。
2005年7月	ASEAN6 に対して、物品貿易協定が発効、非農水産分野、その他農水産品の関税削減開始。
2007年1月	「サービス貿易協定」に署名 内容：適用範囲、人力資源の移動、サービス貿易に関する措置、各国の具体的な開放分野などについて、規定した。
2009年8月	「投資協定」に署名 内容：域内の投資家への内国民待遇の供与。透明度を高めるために毎年一度 ASEAN 事務局を通した、今後の投資に関する取り決めや計画の届出。投資促進活動の組織化。投資センター設置によるサービスの提供
2009年12月	知的財産に関する覚書署名
2010年1月	「投資協定」発効、ASEAN6 と中国が関税率を撤廃。（CLMV は2015年関税を撤廃）
2010年11月	第2議定書署名
2011年1月	第2議定書発効（3国間貿易、移動証明書発行可能）

出所：福地亜希 「ASEAN と中国の FTA と経済関係の深化」『BTMU ASEAN TOPICS』 No.2010/7 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ 第1表を参

照して作成 <http://www.bk.mufg.jp/report/ecosta2010/ASEANTOPICS-20101216.pdf> 2013年5月3日アクセス

それ以外、「物品貿易協定」では、原産地規則について、完全生産基準、付加価値基準、実質的変更基準、直接輸送原則などが規定されている。

表3 ASEAN・中国 FTA 関税引下げ概要

	ノーマル・トラック	センシティブ・トラック	
		センシティブ品目	高度センシティブ品目
ASEAN6	2010 年関税撤廃 (150 品目は 2012 年)	2012 年 20%に引下げ 2018 年 0-5%	2015 年 50%以下に引下げ
CLMV	2015 年関税撤廃 (250 品目は 2018 年)	2015 年 20%に引下げ 2020 年 0-5%	2018 年 50%以下に引下げ

出所：『CAFTA 物品貿易協定』の内容により作成

(2) サービス貿易協定

「サービス貿易協定は」サービス貿易の定義、適用範囲、義務、規律、特定の約束及びその他の規定を定義した。「サービス貿易協定」には附属書を付け、ASEAN 諸国にそれぞれ異なった約束をした。

サービス貿易協定は GATS 型⁶¹の協定で、ASEAN の地域統合の特徴が含まれている。また、自由化について、漸進的に行うことにしている。それ以外、最恵国待遇の規定が設けられていないことも「ASEAN・中国サービス貿易協定」の一つの特徴である⁶²。

(3) 投資協定

「投資協定」は ASEAN 投資保護促進協定と ASEAN 投資地域枠組み協定を基盤とする協定であり、投資の自由化、円滑化を目的とする協定である⁶³。「投資協定」では域内の投資者への内国民待遇の供与、透明度を高めるために毎年 1 度 ASEAN 事務局を通じた、今後の投資に関する取り決めや計画の届け出、投資促進活動の組織化、投資センター設置によるサービスの提供など⁶⁴のことを決めた。

⁶¹ GATS とは「サービス貿易に関する一般協定」のことである。……GATS は金融・運輸・通信などのサービス貿易自由化を目的としている。GATS は最恵国待遇原則と透明性の原則が基本原則である。透明性の原則とはサービス貿易の規制内容を情報公開することを義務とするものである。—伊東 光晴『岩波現代経済学事典』1478 頁 2004

⁶² 石川 幸一 「サービス貿易自由化を開始した中国と ASEAN」『季刊 国際貿易と投資』 Winter/No. 70 を参照

⁶³ 石川 幸一 「ASEAN 包括的投資協定の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資 Spring 2010/No. 79 3~4 頁』を参照

⁶⁴ 久我 由美 「中国-ASEAN 自由貿易地域と投資政策—FTA の推進力としての「走出去」政策」『アジア研究 Vol. 55, No. 4,』October 2009 48 頁

2、ASEAN・中国 FTA の到達点

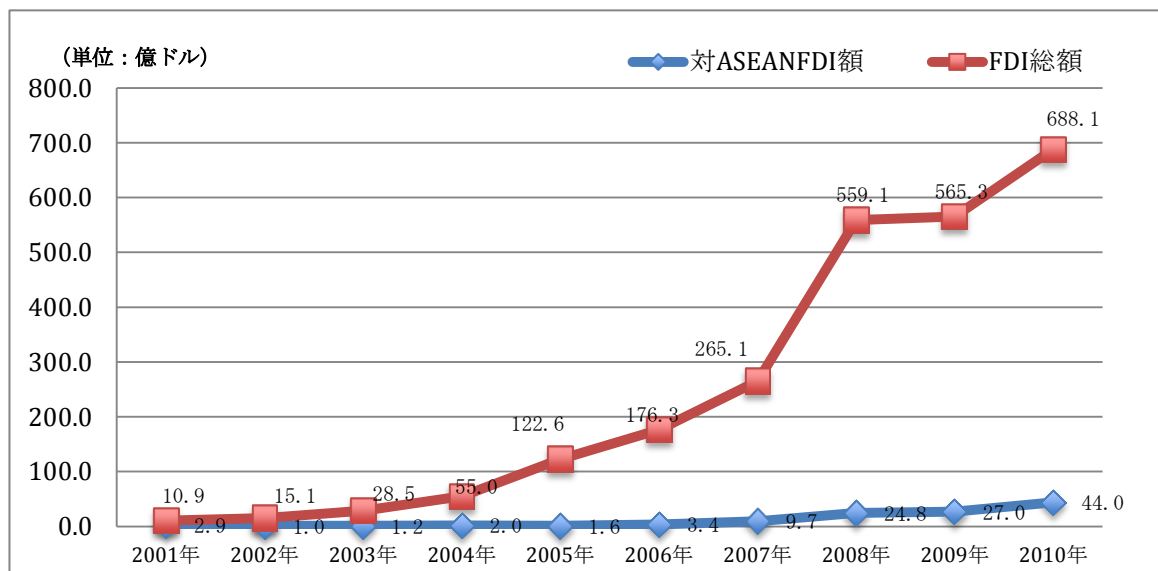
本論文では ASEAN・中国 FTA の効果について、中国の視点から経済と外交の二つの面について分析する。まず、経済面から分析してみよう。本論文では、分かりやすくするため、2005 年の中国と ASEAN6 関税を削減が始まる年を基準として分析する。

(1) 経済面の到達点

① 投資

第二節で述べたように、2000 年代に入ると、中国は経済発展のため、外資導入と共に、中国企業の対外直接投資も始まった（走出去戦略）。図 2 のように、2001 年、ASEAN・中国 FTA 締結が提案された時、中国の対外投資総額は 10 億 9000 万ドルであった。その内、対 ASEAN の直接投資は 2 億 9000 万ドルであり、中国の対外投資総額の 26.5%を占めた。2006 年になると、中国の対外投資の総額は 176 億 3000 万ドルに増加したが、対 ASEAN の直接投資額は 3 億 4000 万ドルとなった。この時期中国の対外投資総額は大いに増加したが、対 ASEAN の直接投資額の変化が少ないため、2006 年中国の対 ASEAN の直接投資額は対外直接投資総額の 1.9%しか占めていなかった。

図 2 中国の対 ASEAN の FDI と FDI 総額の比較



出所：2001-2004 年は吉野文雄「東南アジアと中国—ASEAN 中国 FTA 時代の経済と外交」の表 3、2005-2010 年は「2010 Statistical Bulletin of China's Outward Foreign Direct Investment」102 頁及び『中国統計年鑑』（2002～2011 年号）の統計によって作成

しかし、2000 年代後半から、中国政府は「走出去」政策を実施するため、様々な対外投資の優遇政策

を実施している。例えば税制や融資の優遇措置、各種の審査・認可手続きの簡素化、法制度の整備や外貨使用に関する規制緩和など、また投資保護及び重課税防止協定の締結することなど⁶⁵である。

それを契機として、2007年以後、中国の企業は外国への投資が増えてきた。図2のように、2010年になると、中国の対外投資総額は688億1000万ドルに達成し、2007年より2.6倍増加した。2010年、中国対ASEANの直接投資額は44億ドルになり、2007年より4.5倍増加した。2010年に中国の対ASEAN投資額は対外投資総額の6.4%を占めた。

また、国別から見ると、表4のように、2001年から2005年の間、中国対ASEANの直接投資先は分散的であった。タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム等の国は中国の主な投資先である。2005年から2010年にかけて、中国対ASEANの直接投資は増加しつつある状況となっているが、特に「投資協定」が発効された2010年に、中国の対ASEAN直接投資の総額は44億460万ドルに達し、歴史的に最高値となった。国別から見ると、2010年中国の投資はカンボジア、ミャンマー、シンガポールとタイに集中している。

表4 2001年～2010年 中国からASEANへのFDI額の変遷

(単位:百万ドル)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
ブルネイ	-	0.7	-	-	1.5	—	1.2	1.8	5.8	16.5
インドネシア	0.9	5.7	26.8	62.0	11.8	56.9	99.1	174.0	226.1	201.3
マレーシア	0.6	1.5	2.0	8.2	56.7	7.5	-32.8	34.4	53.8	163.5
フィリピン	0.3	1.4	1.0	-	4.5	9.3	4.5	33.7	40.2	244.1
シンガポール	0.6	3.3	-3.2	47.9	20.3	132.2	397.7	1551.0	1414.3	1118.5
タイ	186.6	6.1	57.3	23.5	4.8	15.8	76.4	45.5	49.8	699.9
カンボジア	53.6	8.0	22.0	29.5	5.2	9.8	64.5	204.6	215.8	466.5
ラオス	1.7	9.4	0.8	3.5	20.6	48.0	154.4	87.0	203.2	313.6
ミャンマー	2.6	24.3	-	4.1	11.5	12.6	92.3	232.5	376.7	875.6
ベトナム	41.2	41.8	12.8	16.8	20.8	43.5	110.9	119.8	112.4	305.1
合計	288.4	102.0	119.3	195.6	157.7	335.8	968.1	2484.4	2698.1	4404.6

出所：2005-2010年は、2010 Statistical Bulletin of China's Outward Foreign Direct Investment 102頁より、2001-2004年は、「東南アジアと中国—

ASEAN中国FTA時代の経済と外交」の表3 吉野文雄 の資料から推計

⁶⁵ 姜 紅祥 「中国の「走出去」政策と対外直接投資の促進」

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/1324/1/r-kz-rm_051_01_003.pdf

2013年2月1日アクセス

以上の分析のように、中国の対 ASEAN の直接投資は海島 ASEAN から内陸 ASEAN へ移行している傾向であるが⁶⁶、実際、2010 年に「投資協定」を発効された時点でタイ、インドネシアとラオスは「投資協定」を批准していない。また、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムが保留リストを提出していない⁶⁷。その他、中国の「走出去」政策を打ち出したのは2003年であるので、中国企業の対外投資の期間はまだ短い。中国の対 ASEAN の直接投資及び世界に対する直接投資はこれから注目されるべきであろう。

② 貿易

ここでは、貿易結合度の理論を使って、中国と ASEAN は FTA を結ぶ前後の貿易状況の比較を行いたい。

前述したように、貿易結合度というのは、二国間貿易の緊密度を示す指標であり、結合度が1を超えていけば、二国間貿易は緊密であるとされる。その計算公式は以下のようである。

$$A国から見たB国との貿易結合 = (A国からB国への輸出額 / A国の総輸出額) / (B国の総輸入額 / 世界総輸入額) ⁶⁸$$

表5 中国の対ASEAN輸出入変遷 (2000～2011年) (単位: 億ドル)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
中国の対 ASEAN 輸出額	173.4	183.8	235.8	309.3	429.0	553.6
中国輸出総額	2492.0	2661.0	3256.0	4382.3	5933.3	7619.5
ASEAN の輸入総額	3674.5	3312.0	3466.7	4056.6	4933.8	5636.1
世界の輸入総額	63883.3	61419.3	64358.8	75209.2	91366.5	103691.0
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
中国の対 ASEAN 輸出額	713.1	941.6	1321.2	1062.6	1381.6	1700.7
中国輸出総額	9689.8	12204.6	14306.9	12016.1	15777.5	18983.8
ASEAN の輸入総額	6461.6	7509.0	8972.9	7265.5	9409.2	11428.1
世界の輸入総額	119947.0	139128.0	160378.0	123643.0	149229.0	178232.0

出所: 中国統計年鑑 (2001～2012年号) 及びジェトロASEAN10カ国貿易統計 (2000～2011年号) 統計により作成

表5のデータにより作成した図3で示したように、2000年中国からASEANへの輸出額は173.4億ドル、中国の輸出総額は2492.0億ドル、ASEANの輸入総額は3674.5億ドル、世界の輸入総額は63883.3億ドルであ

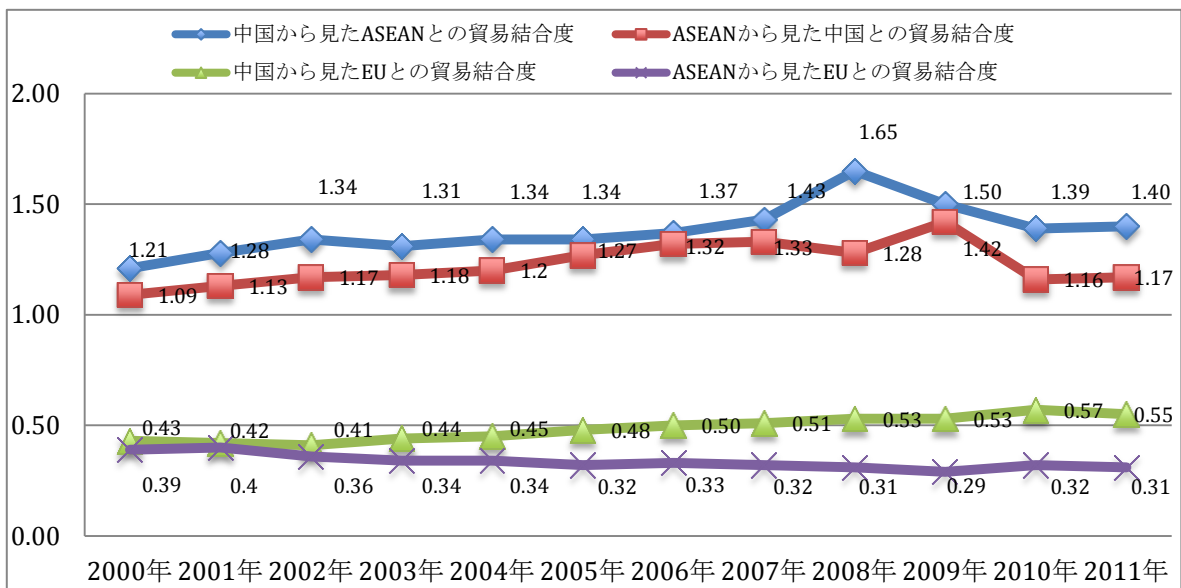
⁶⁶ 本論文では海島ASEANはマレーシア、インドネシア、ブルネイ、シンガポール、フィリピン及びタイ (ASEAN6) を定義する。内陸ASEANはカンボジア、ラオス、ミャンマーとベトナム (CLMV) を定義する。

⁶⁷ 石川 幸一 「ASEAN 包括的投資協定の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』Spring 2010/No. 79 20 頁

⁶⁸ 中村 江里子 「中間財で強い東アジアの域内貿易関係」『季刊 国際貿易と投資』Winter 2002 /No. 50 36 頁の注2を参照

った。貿易結合度の公式により、2000年に中国から見たASEANとの貿易結合度は $(173.4/2492.0) / (3674.5/63883.3) = 1.21$ である。この方法から推算すると、2005年に中国から見たASEANとの貿易結合度は1.34であり、2011年中国から見たASEANとの貿易結合度は1.40であった。一方、2000年から2011年まで、ASEANから見た中国との貿易結合度は1.09から1.17まで成長してきた。その間に、2009年のASEANから見た中国との貿易結合度は1.42になり、2009年は両地域の貿易関係が最も緊密な時期であった。

図3 貿易結合度の比較図



出所：筆者はIMF「Direction of Trade Statistics, Aug 2012」の統計に基づき作成

ここで、参考事例として2000年から2011年まで中国から見たEUとの貿易結合度とASEANから見たEUとの貿易結合度を挙げて、CAFTAによる中国とASEANとの貿易に与える影強を説明しておこう。

図3で示したように、2000年頃から2011年まで中国から見たEUとの貿易結合度は0.43から0.55まで成長してきた。しかし、ASEANの場合では、2000年から2011年までASEANから見たEUとの貿易結合度は0.39から0.31へ後退した。この状況から、中国とEU、ASEANとEUの両方の貿易は緊密とは言えないが（貿易結合度は1未満のため）、中国から見たEUとの貿易関係は緊密になっている傾向を見られる。だが、中国と異なって、ASEANから見たEUとの貿易の緊密度は低くなっていることが明らかである。

以上述べたように、2000年から2011年まで中国とASEANの貿易関係が益々緊密となっている。だが、2000年から2011年まで、中国がASEANとの貿易は緊密になっているだけでなく、中国とEUの貿易も緊密になっている。中国経済の急速発展の背景に合わせて考えると、中国とASEANとの貿易関係は緊密になるのが当然であろう。しかし、ASEANの場合では、2000年から2011年まで、ASEANと中国との貿易は緊密になっ

たが、ASEANとEUとの貿易緊密度は低くなっている。そのため、ASEANから見た中国との貿易関係の深化はCAFTAの締結による効果であろう。すなわち、ASEANにとって、CAFTAによる経済効果が大きいと考えられる。

2003年「ASEAN・中国包括的経済協力協定」が調印される以前、中国にとっては、ASEANが中国の五番目の貿易相手だった。現在、中国にとってASEANは三番目となっている。輸出面ではASEANは中国の四番目の輸出市場であり、輸入面では、ASEANが中国の三番目の輸入先となっている⁶⁹。ところで、中国とASEANの貿易緊密度は元々高かったため、現時点に中国にとってCAFTAの経済効果は小さいと考えられる。ただし、中国はASEANの後発国との関税削減は2015年から正式に発効するので、経済面における効果がまた期待できるだろう。

(2) 外交の現状

ASEAN・中国 FTA を調印する際、中国政府は南中国海問題が中国と ASEAN 諸国間の障碍となることを認識し、経済の面において、ASEAN 諸国に関税面の優待を与えると同時に、南中国海問題のような領土紛争について中国は「条件が整わないときは紛争を一時棚上げにして、関係国間の友好関係に悪い影響を与えるべきではない⁷⁰」と主張し、リスク要因を最低限にした。2002年に中国はASEANと「南中国海における紛争当事者間の行動宣言」の署名をすることによって、南中国海問題は一時的に収めることになった。しかし、2004年、ベトナムはスプラトリー諸島へ観光ツアーを行うことを発表することにより、中国とフィリピンの猛烈的な反対を招いた。この問題を解決するため、中国はフィリピンとスプラトリー諸島周辺海域での共同地震波探査することに合意した。また、2005年に中国油田服務有限公司とベトナムのペトロベトナム社及びフィリピンのフィリピン国家石油会社が共同してスプラトリー諸島海域に資源探査を行うことになったことも今回の衝突を緩和した要因と考えられる。

また、中国がベトナムとの陸上の国境を決めたことは ASEAN・中国 FTA を結んでからの最大の成果と言えるだろう。中国とベトナムは36年の談判を通じて、2009年11月に国境協議書に署名し、両国の陸上の国境を決めた。

外交面では、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」を調印してから、中国とASEANの政府間レベルの訪問や会談などの行事が急激に増加した。2003年から2012年にかけて、中国とASEAN諸国の政府間レベルの相互訪問と会談は400回弱⁷¹行われていた。また、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」を調印して以来、中国はASEAN諸国の盟友と自任し、ASEAN主催のASEAN首脳会議、東アジアサミット、ASEAN外相会議、ASEAN地域フォーラム、ASEAN+3首脳会議、ASEAN+3財務相会合などの地域会議に積極的に

⁶⁹ 劉 徳標 『中国自由貿易協定概論』 中国商務出版社 2012 191 頁

⁷⁰ 「中国主張和平解決南沙疎争端」 『人民日報』 1992年7月23日

⁷¹ 『Comparative Connections—A Quarterly E-Journal on East Asian Bilateral Relations』 (2003~2012) により整理した。

出席した。

安全保障の面では、中国人民解放軍は ASEAN 諸国との軍事協力を重視している。連合軍事演習と連合パトロールはその軍事協力の重要な一部である。2005 年 12 月、中国の海軍編隊はタイに訪問し、タイの海軍と連合救援演習を行った。2006 年 4 月中国海軍とベトナム海軍は初めての連合海上パトロールを行った。2007 年 7 月、2008 年 7 月、2010 年 10 月、解放軍はタイの皇室陸軍と三回の反テロ演習を行った。2008 年 3 月中国はベトナムと連合軍事演習を行い、毎年 5 月と 10 月に連合軍事演習を行うことを協議した。2012 年 9 月まで、中国、ラオス、ミャンマーとタイはメコン川に六回の連合パトロールを実施した。

それ以外、ASEAN 諸国へ軍事設備の支援も中国の一つの切り札である。2005 年 9 月と 2007 年 11 月、中国は二回に分けて、カンボジアに軍艦を 15 隻贈与した。また、2006 年 1 月に、中国はフィリピン軍に 150 万ドルの土木設備を寄贈した。2012 年 3 月、インドネシアは自力でミサイルを作ると発表した時、中国はミサイルの技術を提供すると約束した。

以上のように、中国はフィリピンとベトナムと共同で資源探査をすることによって、長期間問題になっていた南中国海問題を一時期解決した。共同探査をすることによって、中国は敏感な資源問題について、大国として寡占するのではなく、国力が自国より弱いフィリピンやベトナムに資源を共有する姿勢を見せ、両国の中国に対する警戒心を弱める効果があると考えられる。

また、ASEAN 主催の地域会議に参加することと相互訪問することによって、中国は地域融合の希望をアピールしていると考えられる。近代以前、中国は東南アジア諸国と「華夷制度」を維持してきた。東南アジア諸国は小国として「天朝大国」と呼ばれる中国に恐怖感を持っている。現在、中国は「君臨天下」の態度ではなく、地域の一員として、周辺の小国と共に協調しながら、地域内のことを解決するようになった。

軍事上の共同演習とパトロールによって、中国は ASEAN 諸国と軍事上の協力をする上で、ASEAN 諸国に自国の強大な軍事力を見せた。中国は自国が地域内の安全を守れることを強調すると同時に、周辺国に自国の強さを示していることも考えられる。このようなことは元々収まっていた「中国脅威論」が再びよみがえる可能性が高まると考えられる。

その他、ASEAN 諸国に援助することによって、中国は ASEAN 諸国ともっと深い繋がりを作ることができた。このことは地域外の大国と対抗する時、有力な同盟国を作ることと考えられるだろう。

3、まとめ

以上述べたように、2002 年中国と ASEAN の FTA が締結され、2005 年、ASEAN6 に一般物品について関

税削減し始め、2010年 ASEAN6 に関税を撤廃し、2015年に ASEAN 新規 4 カ国の一般物品について関税撤廃することを決めた。2005年以後、中国の対 ASEAN 投資は大きく成長した。これは FTA と直接関連するだろう。また、本節の分析から内陸 ASEAN は中国の投資戦略における地位が益々重要になっていることが分かった。しかし、中国の対外投資の時間はまた短い、現時点では、これらの問題を分析するのが不十分であると考えられる。これからの対外投資の効果を期待されるだろう。

貿易の面では、2000 以後中国の対外輸出は大きく成長している。対 ASEAN の輸出もこの波に乗って、成長してきた。だが、中国と ASEAN の貿易緊密度は元々高いため、現在貿易額が増えているが、貿易の緊密度は微増の傾向を見られる。

外交の面では、FTA を発効以後、中国は ASEAN 諸国との経済の繋がりが深まった上で、フィリピンやベトナムと共同探査の手段を使って、南中国海の衝突を最小限にした。また、FTA を発効された後、中国とベトナムの陸上国境を決めたことも一つ大きな成果である。外交について、中国は積極的に ASEAN が主催した様々な地域会議に参加し、ASEAN 諸国の中に融合しようと努力している。そして、安全保障について、中国は連合軍事演習とパトロール及び物資の支援という二つの切り札を使って、ASEAN に近づいた。

終わりに

2011年、中国対ASEANの貿易総額は3630.9億ドルになった。その中、輸出額は1700.7億ドルであり、輸入額は1930.2億ドルであった。それによってASEANは中国にとって重要な貿易パートナーとなった。現在、ASEANは中国の第四位の輸出市場と第三位の輸入先である。本章の分析により、まず、中国は経済発展を促進するため、対外投資戦略を実施し、ASEANは中国の最優先の選択であることが分かった。また、膨大な人口を擁するASEANは潜在市場として、中国にとって大きな魅力を持っていることが分かった。第三に、ASEANは中国が国際舞台に立つ上において、重要なパートナーとして、中国に選ばれた。これらの理由によって、中国はASEANを最初のFTA相手として選んだ。2002年ASEAN・中国FTAの調印をして以来、中国の対ASEAN貿易、投資及び外交関係などの面で大きな成果を得た。

しかし、ASEANは一つの緩い地域組織に過ぎない。加盟国は発展レベルの差が存在するため、中国との経済、外交関係は不均衡である。また、中国のFTAの相手を選択する原則からみると、中国は最初からFTAの経済効果への期待が少なかった。そして、2003年以来、中国とASEANの経済、外交関係を分析してみると、ASEAN・中国FTAの経済効果より、外交的な効果が著しいことが考えられる。

ところで、本章では中国とASEAN全体の貿易及び外交関係を論述したが、細かく見ると中国は対ASEANのどのような産業に投資したか、またどの分野の産業輸出が増加したかを分析していない。そして、外交面では、中国はASEANのどの国とつながりが深いか、その目的は何か、などについての説明も不十分である。

これらの問題を課題として、ASEANの中から、代表的な国を選び、投資・貿易及び外交関係の面において、ASEAN・中国FTAの効果をこれからの研究を通じて、詳しく分析したい。

第三章 CAFTA における中国とマレーシアの経済・外交関係

はじめに

前章において、中国が ASEAN と FTA (CAFTA) を締結する目的及び現在まで CAFTA の効果を貿易・投資面と外交面から分析した。

2000 年以後、中国の企業が国内市場で十分な利益を追求することが困難になるにつれ、中国政府は自国企業に海外進出を促す「走出去」政策を打出した。中国にとって、ASEAN は中国との距離が近く、多くの人口を抱え、巨大な市場を擁する存在である。また、2000 年代に入り、欧米市場は長期的な不況に陥り、欧米諸国との経済取引が伸び悩むと、ASEAN は中国にとって最優先の投資・貿易の相手と考えられた。

一方、冷戦終結後、東アジア地域において中国は覇権国である米国の強力な競争相手と見られるようになってきた。また、天安門事件を契機に欧米諸国から孤立した中国は、外交の苦境から脱出するため、「内政不干涉」、「大国均衡」政策を主張し、そして中立的な立場をとっている ASEAN に接近することを選んだ。まず、中国はマレーシアと国交を回復し、マレーシアの誘いに応じた形で、ASEAN 外相会議に参加し、ASEAN との友好の扉が開かれた。

ところで、2002 年「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」の締結と 2010 年「投資協定」の発効することによって、CAFTA は形成された。この間、中国の ASEAN との貿易は成長し、かつ政治関係は積極的に発展してきた。

既存の中国と ASEAN の FTA に関する研究では、中国と ASEAN 全体の一般的な関係の考察に止まっており、中国と ASEAN の各国との関係の分析は研究の途上にある。これまでの研究を踏まえて、考察すべき論点は以下の通りである。①経済面において、中国と ASEAN 諸国の貿易関係はどうなっているのか？②CAFTA では、中国と ASEAN 諸国の貿易品を早期関税引下げ措置（アーリーハーベスト品目）、通常関税引下げ品目（ノーマル・トラック品目）と猶予関税引下げ品目（センシティブ・トラック品目）に分類した場合、それらの貿易品の貿易状況はどうなっているのか？③外交面では、なぜ中国は ASEAN 諸国に対して異なっている政策を採っているのか？④ASEAN 諸国にどのような政策を取っているのか？

以上のような問題意識から、本章では、ASEAN の先発国の一つであるマレーシアを例として、中国とマレーシアの貿易と投資関係、及び外交関係を詳しく分析し、上記の問題点をクローズアップする。

まず、第一節では、先行研究に基づいて、ASEAN におけるマレーシアはどのような存在かを分析し、中国とマレーシアの深い絆を明白にする上で、中国にとってマレーシアの重要性を述べる。

第二節では、貿易・投資面から CAFTA における関税削減、投資規制を分析する上で、中国とマレーシアとの貿易変化、投資状況を分析する。

第三節では、外交面から中国とマレーシアの外交現状を説明し、外交上及び安全保障上の積極的な要因と消極的な要因を取り上げたい。

そして、本章のまとめとして、CAFTAにおける中国とマレーシアの関係の重要性を解きたい。

第一節 中国とマレーシアの関係改善のメリット

先行研究では、これまで中国とマレーシアの貿易・投資及び外交状況に関する研究が行われてきたが、2000年代初期まで止まっている。そこで、CAFTAの成果を評価するため、2002年以後のデータを利用した考察が必要である。考察に入るに先立ち、マレーシアを対象国として分析する理由を述べておこう。

まず、1960年代からマレーシアはASEANの先発国であり、地域協力を重視している。1960年代から、東南アジア諸国は如何に自らを守れるかについて探求が始まった。地域協力は東南アジア諸国に認可された最もいい方式であった。地域協力を実現するため、マレーシアは東南アジア連合とマフィリンド連合に積極的に参与した。結局、この二つの連合は失敗したが、マレーシアの地域協力に対する熱情が冷めなかった。その熱情は以後中国との友好関係締結のきっかけとなる。

次に、1974年に中国とマレーシアが国交を回復して以来、マレーシア政府は中国との関係を一貫して重視している。中国はマレーシアに接近することによってASEANにおける市場の拡大、自国企業の対外投資促進及びASEANとの友好的外交関係を構築することが目的にしている。1997年のアジア通貨危機は中国とマレーシア関係の転換点である。中国の通貨危機に対する対応はマレーシアの信頼を得て、CAFTAの基盤を固めた。

では、まずマレーシアのASEANにおける地位を述べておこう。

1. ASEANにおけるマレーシアの位置付け

第二次世界大戦以後、周辺大国及び欧米強国から自らの利益を守ることを目的として、東南アジア諸国の間で地域同盟を結成しようという認識が芽生えた。しかし、当時の東南アジア諸国の多くのは植民地から独立して日が浅く、また各国間の対立が存在したため、同盟を構築するだけの余裕がなかった。1950年代から1960年代にかけて、東南アジア諸国の大半は旧宗主国から独立し、国内の政治状況が安定化した。また、東南アジア諸国は共産中国の誕生とベトナムにおける共産主義勢力の伸張に対する警戒から同盟の必要性を感じた。

(1) ASEANの先発国であるマレーシア

ASEANが成立する以前、東南アジア地域では東南アジア連合とマフィリンド連合の二つの連盟が存在した。

1961年、マラヤ（マレーシア）、フィリピンとタイが東南アジア連合を構成した。この同盟組織は東南アジアの地域協力の始まりとして重要な意義がある。そして、マレーシアはこの組織の中で欠かせない存在となった。

東南アジア連合を締結する提案は当時マレーシアのトゥンク・アブドゥル・ラーマン首相によって最

初に発表された。この構想の当初の目的は軍事的な同盟組織を締結することであったが、結局は軍事同盟ではなく、経済及び教育分野の同盟として形成された⁷²。

一方、マフィリンド連合は、1963年にマラヤ、フィリピンとインドネシアの間で結ばれた非政治的連合であった。同年、フィリピンのディオスタド・マカパガル大統領がこの連合案を提案した。その目的は植民地による人為的に国境で分割されている現状からマレー人種を一つにする「大マレーシア連邦」を構築することであった⁷³。

しかし、残念ながら、1963年マレーシアとフィリピンの間で生じたサバ州の主権紛争が勃発、東南アジア連合の歩みは停滞してしまった。そして、マフィリンド連合も同じ領土問題で崩壊した。この二つの連合の崩壊により、マレーシアは貴重な経験を積んだ。これらの経験はそれ以降のASEANの成立の貴重な布石となった。

1967年、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールとタイの五カ国が平等と協力の精神に基づき、経済成長と文化の発展を促すことなどを目的として、地域強力組織「東南アジア諸国連合」(ASEAN)を形成した。当時のASEANの成立の目的は中国から自国を防衛することであった。1960年代の中国は共産主義革命の指導方針により、周辺諸国の共産党に援助していた。そのため、各国の統治者は共産主義革命を自国にとっては最大の脅威と考えたのである。マレーシアのラーマン首相は「我々(東南アジアの国)にとって、北方からの共産主義脅威から守るため、最も有効な方法は連合を構築することである。そして、われらの運命と未来は我々自身が決める⁷⁴。」このような背景でASEANが形成された。しかし、その結果として、当時の中国はASEANを「反共産主義の組織」とであると定義し、中国とASEANとの関係が対立することになった。

上述したように、マレーシアはイギリスの植民地統治からの独立以降、積極的に東南アジア地域の連合組織に関与した。ASEAN成立の目的は共産主義の中国から自国を防衛することであったため、当時マレーシアも中国を脅威として認識していた。しかし、その後、マハティールがマレーシアの首相になってから、マレーシアの中国に対する外交方針が変化した。

(2)経済発展と地域協力を重視するマレーシア

マハティールの首相就任以降、マレーシア政策の中心は経済発展と地域協力へ転換した。1985年11月にマハティール首相が初めて中国を訪問した際に、中国はマレーシアにとって、脅威ではなく経済発展のチャンスであるとマハティールは確信した。彼は、中国はマレーシアにとって潜在的な巨大市場と

⁷² Arnfinn Jorgensen Dahl 『Regional Organization and Order in Southeast Asia』 London , The Macmillan Pree.Ltd.1982 , p.19

⁷³ 吉川敬介 「ASEAN 経済協力の変遷と進展メカニズム」 16~18 頁を参照

http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/7294/1/博士論文_校正後.pdf 2013年5月20日アクセス

⁷⁴ Arnfinn Jorgensen Dahl 『Regional Organization and Order in Southeast Asia』 London , The Macmillan Pree.Ltd.1982 p.73

して存在し、中国との経済協力ができれば、中国の経済発展と共に、マレーシアの経済も新たな発展ができると主張していた⁷⁵。また、1990年代は欧米諸国による貿易保護政策が強化された時期である。その時、欧米諸国はマレーシアの重要な輸出市場であったため、マレーシアの輸出は大きく影響された。輸出を拡大するため、マハティール首相は欧米市場だけではなく、東アジアにおける中国市場を開拓しなければならぬと判断した。その点で、中国との貿易関係之強化が重要であった。

また、ASEANは小国の連合である。そのため、ASEAN諸国は国際社会において、自分たちが「弱者」であることを認めた⁷⁶。その上で、ASEAN諸国は「弱者」の弱点を克服するため、周辺諸国とのバランスを取れる（大国均衡）外交政策を実施した。この政策の目的は欧、米、中、日などの国との関係のバランスを取って、諸大国との関係の均衡を取りながら、可能な限りに最大の利益を得ることである。1990年代、欧米諸国の貿易保護政策の影響を受け、マハティール首相は欧米諸国と国際市場で対抗するため、「東アジア経済協議体構想」の構想を提出した。この構想は結局実現できなかったものの、後のASEAN+3会合の形成の基盤となった。

以上述べたように、第二次世界大戦以後、マレーシアは東南アジアの地域協力について深い影響力を持っていた。マレーシア政府の考えはASEANの行方に大きく影響している。

2. 中国とマレーシアの絆

(1) 敵対から友好関係の構築へ

中国とASEAN諸国は1960年代末まで緊張した関係を続けてきた。ASEANの成立は「共産主義（中国）の脅威からの防衛」を目的としていたため、中国はASEANを「反共産主義」の組織と定義した。しかし、1970年代に入ると、米中関係の緩和により、マレーシアの対中政策は敵対から友好へと転換した。当時のラザク首相は、1971年5月に中国を訪問し、同年6月マレーシアは中国に対するゴムの輸出制限を解消した。その後、同年8月に中国の貿易代表団はマレーシアへ訪問したことを契機に、中国とマレーシア両国の貿易交流が進み、1974年5月に中国とマレーシアは正式的に国交を回復した⁷⁷

1970年代、ラザク首相の時代にマレーシアと中国の国交が回復し、1980年代のマハティール首相の時代では、マレーシアと中国の友好関係はより強固となった。マハティール首相は講演の時、中国を「脅威」と認識する人達に対し、次のように反駁した。

「歴史をみると、中国は他国の領土に侵略することがなかった……繁栄となる中国は東南アジアを含

⁷⁵ Poon Kim Shee 「The Political Economy of Mahatir`s China Policy: Economic Cooperation, Political and Strategic Ambivalence」
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/ir/college/bulletin/e-vol.3/shee.pdf> 2014年10月28日アクセス

⁷⁶ 佐藤考一 『「中国脅威論」とASEAN諸国』 2012 勁草書房 51頁を参照

⁷⁷ 汪徳榮 嚴志強 彭定新 『中国-東盟貿易概論』 2011 中国物資出版社 171頁

む東アジア経済発展のエンジンとなり、そして、世界経済発展のエンジンになるはずである……中国市場に規模は考えられないほど大きくなるはずである⁷⁸。」

このようにマハティールは、マレーシアにとって中国を脅威と考えるべきではなく、中国との関係強化を図ることにより本国の経済発展のチャンスにすべきであると認識していた。1990年代において、中国とソ連との関係が悪化した反面、中国と米国との関係が徐々に改善された。ASEAN諸国は欧米諸国と同一陣営の国であるため、中国はこれらの国に対する態度も変わった。マレーシアはASEANの中で最初に中国に友好的姿勢を示した国として、中国との接触が始まった。

(2)華人問題の解決

ASEAN諸国には、多くの華人（中国系の外国国籍の人）が居住している。マレーシアでは国民の四分の一は華人である。これらの華人は裕福層に多く、原住民は華人の裕福的な生活に不満を持ち、原住民と華人の間で摩擦が存在している。また、華人たちは故郷の中国に対する郷愁を持ち、母国が強くなることを望んでいる。これらの華人はまだ自ら中国人であるイメージが強かった。そのことによって、マレーシア政府が華人の存在は国内の不安定に至ると考えている。その他、海外の華人は中国と関連ある共産主義運動への支援を行っていた。これらのことが原因になって、資本主義体制のマレーシアは華人の存在を「中国脅威論」の源とみられてきた⁷⁹。

1974年に中国とマレーシアの国交が回復する以前、中国政府は海外の華人に対して曖昧な態度を取っていた。中国は華人を自国国民と認めていないが、実際、中国では華人は華僑（外国で永住権を持っている中国国籍の人）と同じような優遇政策を享有できる。中国のこのような政策は海外の華人に自分が中国人であるという錯覚を与え、在住国政府の対立的な気持ちをかき立てていた。

中国はマレーシアと国交を回復する際に、中国政府が「中国は二重国籍を認めない⁸⁰」と説明した。1980年代に、中国は「国籍法」を公布した。「国籍法」は法律上で二重国籍を否定し、華人は外国人であることを明確した。この法律はマレーシアのような華人が多く存在している国の当局と国民を安心させ、これから両国の友好関係の構築にとって、障害を一掃された。

(3)マレーシアからASEANへ

中国はマレーシアと国交を回復することをきっかけとして、1974年から1991にかけて、ASEAN諸国との国交をすべて回復した。マレーシアは中国と最初に友好関係を構築したASEANの一つの加盟国として、中国とASEANの関係を構築の基盤作りに貢献した。

⁷⁸ 「中華人民共和國的社會主義市場經濟：一個亞洲人的觀點」『馬來西亞總理馬哈蒂爾講演集』1995 世界知識出版社 12頁

⁷⁹ 王光厚 『冷戦後中国東盟戦略関係研究』2008 吉林大学出版社 61～62頁

⁸⁰ Stephen Leong, 「Malaysia and the People's Republic of China in the 1980s: Political Vigilance and Economic Pragmatism」Asian Survey 1987, 10, 27

また、マレーシア政府は中国の経済発展がマレーシアの経済発展に積極的な効果を与えることができると認識し⁸¹、1991年にマレーシアはASEAN外相会議のホスト国を勤める際に、当時のマレーシア外相アブドラ・バダウィが第124回ASEAN外相会議に中国をゲストとして招待した。それから、中国とASEANと全面的な接触が始まった。

1997年に、アジア通貨危機が勃発した時、通貨危機の影響によりASEAN諸国は深刻な不況に陥った。マハティールは、通貨危機の主犯はジョージソロスなどのヘッジファンドであり、彼らの投資行為をもって、「投機犯罪」「投資家は人種差別主義者」であると激しく批判をした。

東南アジア諸国は通貨危機から脱出するため、IMFに支援を要請したが、IMFはルールが硬直的であるため、緊急融資を通じた支援を行えなかった。その結果、ASEAN諸国は米国とIMFに失望した。そこで、米国とIMFの無策に対して、中国政府は人民元とドルの為替レートを切り下げないことをASEAN諸国に約束し、ASEAN諸国の信頼を得る努力をした。

一方、失望したマレーシアは経済回復策への探求を始めた。国内では、マレーシアは管理変動相場制から固定相場制（1米ドル=3.8リンギ）へ変換した。固定相場制を導入の他、マレーシアは短期資本の流出に規制をした。国際的な政策としてマレーシアは積極的にアジア通貨基金構想を提唱した。この構想の中心は東アジアにおける自救・支援である。金融政策の他、マレーシアは再び東アジア地域内の経済協力（東アジア経済協議体構想）を積極的に求めていた。

それに対して、中国はマレーシアのアジア通貨基金と経済協力構想を積極的に応じた。1999年11月23日に、朱鎔基総理は中国がアジア通貨基金の設立を支持すると発表した⁸²。その後、2001年11月に、ブルネイで開催されたASEAN首脳会議で、朱鎔基首相は中国とASEANの自由貿易協定を締結することをASEAN諸国の首脳と合意した。CAFTAに対して、マレーシアはASEAN側の最も積極的に支持している国である。

現在マレーシアはASEANにおける中国と最も関係が緊密な盟友として、様々な経済と政治問題について、中国を支持している。中国もマレーシアを通じて、自国のASEANに対する影響を強化したいと考えている。

3. まとめ

マレーシアは中国と深い繋がりを維持してきた。両国関係は緊張した時期もあったが、マレーシアは

⁸¹ Poon Kim Shee 「The Political Economy of Mahatir`s China Policy: Economic Cooperation, Political and Strategic Ambivalence」
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/ir/college/bulletin/e-vol.3/shee.pdf> 2014年10月28日アクセス

⁸² Poon Kim Shee 「The Political Economy of Mahatir`s China Policy: Economic Cooperation, Political and Strategic Ambivalence」
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/ir/college/bulletin/e-vol.3/shee.pdf> 2014年10月28日アクセス

ASEAN の発足国であり、地域協力を熱心にすることによって、中国と友好関係を構築するのが ASEAN 諸国と中国の関係に影響すると考えている。中国はマレーシアと友好関係を維持することによって、ASEAN に接近するのが可能になる。そのため、マレーシアは中国の ASEAN 戦略において、重要な役割を果たしているのである。

マレーシアの中国に対する重要性を明白にした上で、次の節では、ACFTA において、中国とマレーシアの経済関係を分析しておきたい。

第二節 CAFTA における中国とマレーシアの経済関係

2002年に中国はASEANと「包括的経済協力枠組み協定」を締結した。そして、2004年に「ASEAN・中国物品協定」が締結された。この二つの協定により、中国とASEAN諸国間のアーリーハーベスト品目及び一般物品貿易（ノーマル・トラックとセンシティブ・トラックを含む）に関する関税の削減の予定と品目内容が決められた。既存の研究では、中国とASEANの貿易状況及びセンシティブ・トラックの貿易動向について考察を行っているが、ASEAN各国と中国との貿易動向及びアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の実態は考察されていない。

本節では、中国の立場から中国の対マレーシア輸出について、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目及びセンシティブ・トラック品目のそれぞれの貿易実態を分析していきたい。また、CAFTAによる市場拡大効果が中国への影響を述べてみたい。

貿易のほか、2009年にCAFTAの一部である「投資協定」が調印され、2010年に、「投資協定」が発効された。既存の研究は2005年までの中国の対マレーシア投資実態、投資目的の考察に止まっている。本節では、2012年までの中国のマレーシアへの投資の状況及び真の目的を明らかにすることにより、FTAの投資創出効果の視点から中国のマレーシアへの投資状況を考察し、中国のマレーシアへの投資を評価したい。

1. 中国の対マレーシアの貿易

(1) CAFTA における関税削減の進行

CAFTAの物品貿易協定の関税削減方法はASEANFTA（AFTA）に基づいて、作成されたため、ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）とCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）諸国に対する関税削減の日程は異なっている⁸³。

関税削減の内容として、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ品目と高度センシティブ品目）に分別される。それぞれの関税削減日程も異なる。

まず、中国とASEAN6は2010年、CLMV諸国とは2015年までに関税の撤廃を行なうことを約束した。表3に示したように、ノーマル・トラックについて、中国とASEAN6は2010年に（その中の150品目は2012年に）撤廃し、CLMV諸国とは2015年に（その中250品目は2018年に）撤廃することを決めた。

センシティブ・トラックについて、中国とASEAN6は2012年に20%に、2018年に0~5%に引き下げ、CLMVとは2015年に20%に、2020年に0~5%に引き下げることを決めた。高度センシティブ品目について、中国とASEAN6は2015年に50%以下に引下げ、CLMV諸国とは2018年に50%以下に引下げることを決めた。

⁸³ CLMV諸国について、本文では詳しく分析しないため、具体的な内容を以後の研究で行なう。

表6 アーリーハーベスト品目により関税引下げスケジュール

中国及びASEAN6の関税引下げスケジュール

X=MFN 税率	ACFTA 特惠関税率 (%)		
	2004年	2005年	2006年
X>15%	10	5	0
5%≤X15%≤	5	0	0
X<5%	0	0	0

CLMV 諸国の関税削減スケジュール

	X=MFN 税率	ACFTA 特惠関税率 (%)						
		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
ベトナム	X≥30%	20	15	10	5	0	0	0
	15%≤X<30%	10	10	5	5	0	0	0
	X<15%	5	5	0-5	0-5	0	0	0
ラオス 及び ミャンマー	X≥30%	-	-	20	14	8	0	0
	15%≤X<30%	-	-	10	10	5	0	0
	X<15%	-	-	5	5	0-5	0	0
カンボジア	X≥30%	-	-	20	15	10	5	0
	15%≤X<30%	-	-	10	10	5	5	0
	X<15%	-	-	5	5	0-5	0-5	0

注：特惠税率は2003年7月1日時点の関税率。WTO非加盟国の場合は同時点の対中関税率。ACFTA 特惠税率は各年1月1日現在の関税率。

出所：中国ASEAN物品貿易協定附属書1表i、ii、iiiを参照して作成

次に、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ品目と高度センシティブ品目）による関税の引下げをみておこう。

アーリーハーベスト品目は動物、肉及び食用内臓、魚、乳製品・蜂蜜・卵、その他の動物製品、生植物、野菜、果物の一部例外を除く農水産物（HS01-08）のことである。これらの製品について、表6に示すように、2004年から関税の引下げが始まった。

表7 中国とASEAN6のノーマル・トラック税率削減表

X=MFN 税率	2005年	2007年	2009年	2010年
$X \geq 20\%$	20	12	5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	8	5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	8	5	0
$5\% < X < 10\%$	5	5	0	0
$X \leq 5\%$	変動なし	変動なし	0	0

注：2005年は7月1日から、その他の年度は1月1日から

出所：ASEAN中国物品貿易協定附属書1表i

2004年に、「物品貿易協定」が締結され、2005年7月に発効した。「物品貿易協定」ではアーリーハーベスト品目以外の全ての品目の関税削減スケジュールを示された。当協定では、ノーマル・トラック⁸⁴とセンシティブ・トラックに分類された。表7のように、ASEAN6と中国の貿易において、ノーマル・トラック品目は2009年末まで関税が撤廃される。ただ、そのうち、150品目を超えない製品が2011年まで延長することができる⁸⁵。

センシティブ・トラックの場合は、センシティブ・リスト品目（表8）と高度センシティブ・リスト品目（表9）に分類される。ASEAN6と中国はHS6桁レベルの400品目を上限に、かつ総輸入額の10%を上限にセンシティブ・トラック品目を指定した。そのうち、センシティブ品目の40%以下、或はHS6桁で100品目のどちらか少ない品目数を上限にして高度センシティブ品目として指定することができる。関税の引下げは表6に示したように、センシティブ・リスト品目について、2011年末まで、関税を20%まで引下げ、2017年までに5%以下に引下げる。高度センシティブ・リストは2014年まで関税率を50%以下に引下げることになる⁸⁶。

⁸⁴ センシティブ・トラック品目以外の製品は全部ノーマル・トラック品目とみられる。

⁸⁵ CLMV諸国と中国は、2014年末まで関税撤廃する予定され、その内の250品目以内の製品は2017年まで延長ができる。

⁸⁶ CLMV諸国と中国は、センシティブ・トラックについて500品目、そのうち関税品目数で40%或は150品目どちらか少ない品目数が高度センシティブ・リスト品目として認められる。関税についてセンシティブ・リスト品目は2014年末まで、20%まで引下げ、2019年末まで5%以下に引き下げる。高度センシティブ・リストは2017年末まで、50%以下に引下げる。

表8 ASEAN6 と中国のセンシティブ・リスト品目

中国		ブルネイ		インドネシア		マレーシア		フィリピン		タイ	
紙・同製品(48)	64	電気機器(85)	28	プラスチック製品(39)	73	一般機械(84)	35	プラスチック製品(39)	43	鋼鉄(72)	57
輸送機械(87)	11	家具・照明器具(94)	12	輸送機械(87)	29	プラスチック製品(39)	29	輸送機器(87)	42	電気機器(85)	49
写真用材料(37)	10	履物(64)	9	衣類(62)	28	輸送機械(87)	24	鋼鉄(72)	30	履物(22)	22
木材・同製品(44)	8	一般機械(84)	7	有機化学品(29)	25	鋼鉄(72)	23	衣類(61)	28	鋼鉄品(73)	21
印刷物(49)	8	紡織用繊維製品(63)	4	衣類(61)	23	繊維物(52)	21	紡織用繊維製品(63)	27	一般機械(84)	19
その他	59	その他	6	鋼鉄(72)	23	その他	140	その他	97	その他	74
計	160	計	66	その他	148	計	272	計	267	計	242
				計	349						

注：シンガポールは蒸留酒(Samsoo)1品目のみ。品目数はHS6桁ベース。品目数の多い上位5分類(HS2桁レベル)を例挙

出所：ASEAN・中国物品貿易協定附属書2 補遺1

表9 ASEAN6 と中国の高度センシティブ・リスト品目表

中国		インドネシア		マレーシア		フィリピン		タイ	
紙・同製品(48)	40	輸送機械(87)	23	鋼鉄(72)	43	プラスチック製品(39)	15	輸送機械(87)	22
木材・同製品(44)	11	穀物(10)	6	輸送機械(17)	17	肉類(02)	14	コーヒー・茶(09)	11
輸送機械(87)	8	プラスチック製品(39)	5	たばこ類(24)	7	野菜類(07)	9	油脂(15)	8
穀粉(11)	7	糖類・砂糖菓子(17)	4	ガラス製品(70)	7	ガラス製品(70)	9	石材等(68)	8
油脂(15)	6	陶磁製品(69)	3	陶磁製品(69)	5	輸送機械(87)	7	一般機械(84)	7
その他	28	その他	9	その他	17	その他	23	その他	44
計	100	計	50	計	96	計	77	計	100

注：ブルネイは輸送機械(87)のみ34品目、シンガポールはビール1品目のみ。品目数はHS6桁ベース。品目数の多い上位5分類(HS2桁レベル)を例挙。

出所：ASEAN・中国物品貿易協定附属書2 補遺2

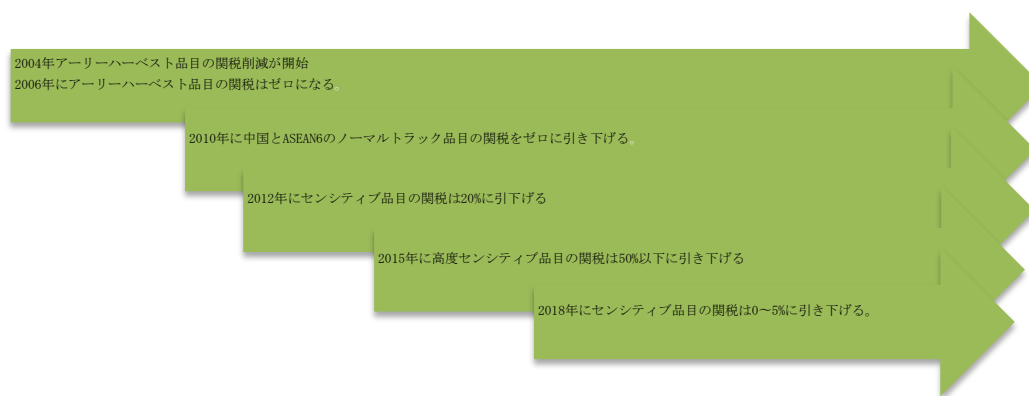
以上述べたように、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」と「物品貿易協定」の規定により、中国とASEAN諸国間の関税撤廃のスケジュールを決められた。次に、マレーシアを例として、CAFTAの関税削減スケジュールにおいて、中国からマレーシアへのアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目及びセンシティブ・トラック品目の貿易関係を分析しておきたい。

(2)中国の対マレーシア貿易

①品目別

中国と ASEAN 諸国間の関税削減のスケジュールはアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（高度センシティブ品目を含む）によって異なる。そして、中国と ASEAN6、中国と CLMV の関税引下げ日程も異なっている（中国と ASEAN6 の関税引下げ日程は図 4 を参照）。

図 4 中国と ASEAN6 の関税引下げスケジュール



出所：筆者が CAFTA の内容により作成

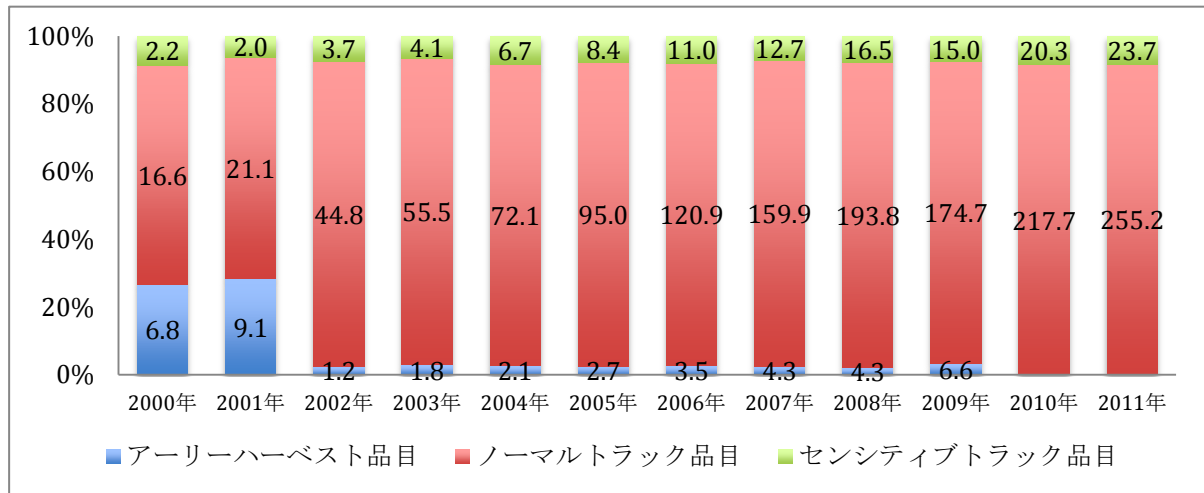
本節では、2000 年以後、中国のマレーシアへの輸出状況について、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目のそれぞれの輸出状況を述べてみよう

まず、アーリーハーベスト品目について、考察しておこう。図 5 のように、2002 年「包括的経済協力枠組み協定」が調印された時まで、中国からマレーシアへのアーリーハーベスト品目の輸出金額は中国の対マレーシア輸出総額の 25%以上を占めた。2002 年以後、特に 2004 年からアーリーハーベスト品目の関税はゼロになって、中国の対マレーシアのアーリーハーベスト品目の輸出金額は輸出総額に占める割合が 3%に過ぎなかった⁸⁷。つまり、アーリーハーベスト品目の関税はゼロになったが、中国の対マレーシアへのアーリーハーベスト品目の輸出額が輸出総額に占める割合が著しい増加するわけではなく、微増の傾向が見える。

⁸⁷ 2004 年 7 月からアーリーハーベスト品目の関税はゼロに引下げられた。そのため、本章では 2010 年からアーリーハーベストとノーマル・トラックを一緒に統計するようする。

図5 2000年～2011年中国の対マレーシア輸出構成

(単位：億ドル)



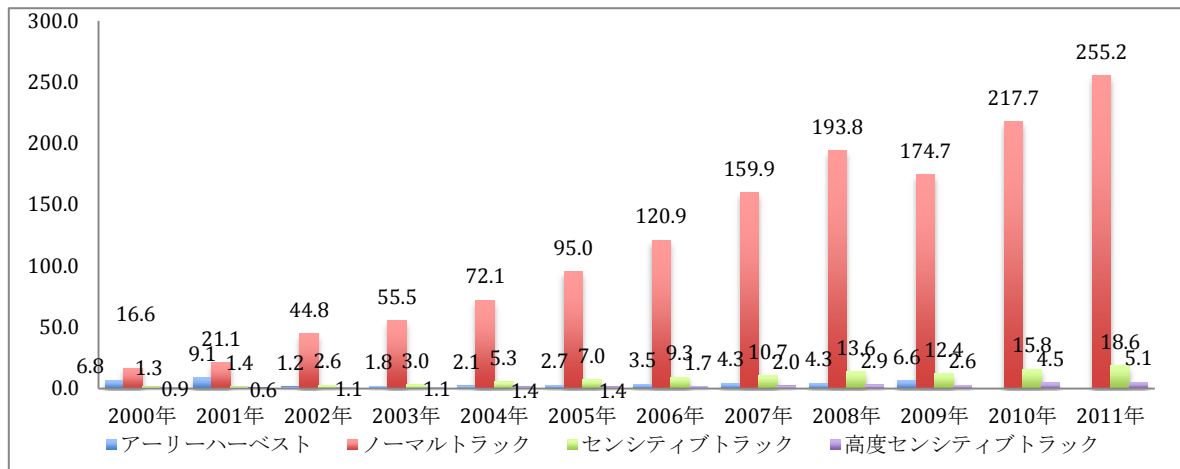
注：2010年からノーマル・トラックの関税は0に引下げたため、2010年以降ノーマル・トラックとアーリーハーベストを一緒に計算するまた、マレーシア中国に公布したセンシティブ・トラックはHS9桁までにしたが、本文ではHS6桁までしか計算していない。

出所：『中国海関統計年鑑』（2000～2011年号）の統計資料により作成

次に、センシティブ・トラックをみてみよう。センシティブ・トラックはセンシティブ・リストと高度センシティブ・リストに分かれ、それぞれの関税引下げの日程も異なる。図5のように、2000年に、中国からマレーシアへの輸出の中にセンシティブ・トラックが占める割合は8.7%（そのうちセンシティブ品目は1億3000万ドル、高度センシティブ品目は9000万ドル）であった。2004の「物品貿易協定」の調印により、センシティブ・トラックの関税引き下げは2012年までに20%以下に（高度センシティブ品目の関税は2015年に50%以下に引下げ）を決められた。センシティブ・トラック品目は高い関税を維持しているにも関わらず、2004年から2011年まで、センシティブ品目の輸出金額は中国からマレーシアへ輸出総額の6%以上7%未満の割合を占めていた。高度センシティブ品目の輸出金額は中国対マレーシア輸出総額に占める割合が2004年以降、1%以上2%未満の比率を維持してきた。輸出額の規模からみると、2004年以降、高関税を維持しているセンシティブ・トラックの輸出額は関税ゼロのアーリーハーベスト品目の輸出金額より多いことが分かった（図6）。そして、中国からマレーシアへ輸出品目のランキングをみてみると興味深い特徴を見て取れる。

図6 2000年～2011年中国の対マレーシアの輸出額構成

(単位：億ドル)



注：2010年からノーマル・トラックの関税は0に引下げたため、2010年以降ノーマル・トラックとアーリーハーベストを一緒に計算するまた、マレーシア中国に公布したセンシティブ・トラックはHS9桁までにしたが、本文ではHS6桁までしか計算していない

出所：『中国海関統計年鑑』（2000～2011年各年号）の統計資料により作成

表10で示すように2004年、2005年に中国のマレーシアへの輸出品目の上位三位は電気設備とその部品（HS85）、機器機械とその部品（HS84）と鋼鉄（HS72）であった。2006年から2011年まで中国のマレーシアへの輸出の上位三位の品目は機電製品（HS84-85）、金属製品（HS72-83）、化学製品（HS28-38）であった。そのうち、HS72、84、85品目の一部がセンシティブ・リストに入っているし、HS72品目の一部が高度センシティブ・リストに入っている（表8と表9を参照）。

表10 2004年～2012年中国対マレーシアの品目別の輸出ランキング

	第一位	第二位	第三位
2004	電気設備とその部品 (HS85)	機器機械とその部品 (HS84)	鋼鉄 (HS72)
2005	電気設備とその部品 (HS85)	機器機械とその部品 (HS84)	鋼鉄 (HS72)
2006	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2007	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2008	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2009	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2010	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2011	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)

出所：「国別貿易報告」中国商務部（2005～2012年号）の統計により作成

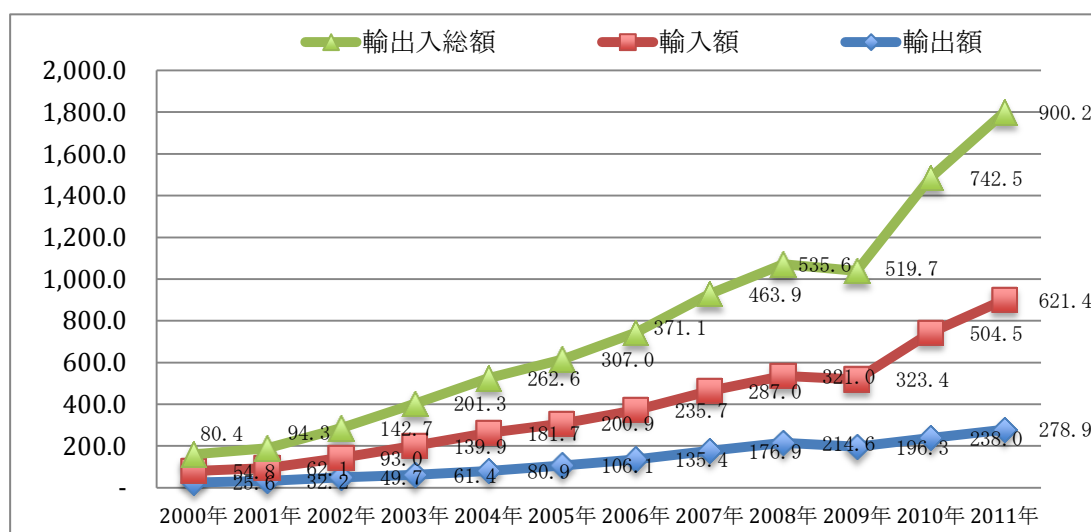
最後に、ノーマル・トラック品目をみてみよう。CAFTA を締結する以前、ノーマル・トラック品目の輸出量は中国対マレーシア輸出総額の60%を占めた。2002年から現時点まで、ノーマル・トラックの輸出額が大きく増加し、中国対マレーシア輸出の90%を占めた。そのため、ノーマル・トラック品目は中国対マレーシアの輸出の主体になっている。

②中国の対マレーシアの貿易全体図

上述したように、中国の対マレーシアへの輸出において、ノーマル・トラックが主体であり、センシティブ・トラックは関税の引下げによる影響が小さくそれほど大きな地位を占めていないが、安定的地位を占めている。本節では、中国の対マレーシア貿易の全体からFTAによる影響を考察行いたい。

図7に示すように、2000年から2011年まで中国の対マレーシアの貿易状況が分かる。2002年以後、中国の対マレーシア輸出金額と輸入金額両方とも増加の傾向になっている。そのうち、2011年の輸出金額は2002年と比べると5.6倍に増加した。2011年の輸入金額は2002年と比べると10倍に増加し、2008年から2009年に、リーマンショックの影響により、中国のマレーシアからの輸入金額は微増の傾向になり、マレーシアへの輸出は減少になってしまった。2009年以後、中国のマレーシアに対する輸出入額は再び増加することになった。特に中国のマレーシアからの輸入金額の激しい増加傾向であった。その原因は2009年からノーマル・トラック品目の商品の関税率は5%以下になっていることであると考えられる。CAFTAの効果について、石川はCAFTA締結後、中国にとってASEANにおける市場拡大が期待できると述べたが、中国とマレーシアの場合では、中国にとって、マレーシアは中国の輸入先である役割が重要だと言えるだろう。

図7 2000年～2011年中国がマレーシアへの輸出入額変化 (単位: 億ドル)



出所:『中国統計年鑑』(2001～2012年号)の統計データにより作成

上述したように、2002年に調印された「包括的経済協力枠組み協定」と2004年に調印された「物品貿易協定」により、関税の引下げスケジュールが決められたが、中国のマレーシアに対する輸出については関税の引下げによる影響が小さく、高関税を維持しているセンシティブ・トラックの輸出が安定した位置を占めている。逆に、関税が先にゼロに引下げたアーリーハーベスト品目の輸出量の増加傾向が微増である。すなわち、中国の対マレーシア輸出では、関税削減により影響が弱く、センシティブ・トラック品目は安定な割合を占めていることを理解できるだろう。

一方、中国の対マレーシアの貿易全体において、中国のマレーシアからの輸入金額は圧倒的優位を占めている。CAFTA締結後、中国はマレーシアとの貿易関係が緊密になっている。マレーシアは中国にとって、輸入先としての役割を果たしている。

2. 中国の対マレーシアの直接投資

2009年8月に、中国とASEANはCAFTAの最後の段階である「投資協定」を調印し、2010年1月に発効した。「投資協定」によって投資家に自由、便利、透明かつ公平な投資環境を提供するとともに、法的保護を提供することとした。これを背景に、中国の対マレーシアへの直接投資が増加してきた。本節では中国企業がマレーシアへ直接投資する分野と目的を考察しておこう。

(1) マレーシアの直接投資環境

① マレーシアの投資優遇措置

1960年代からマレーシアは外国直接投資を誘致することが始まった。外資誘致のため、マレーシア当局は1967年から様々な法令によって直接的・間接的な優遇政策を投資家に与えてきた⁸⁸。これらの法令に基づいて、パイオニア・ステータと投資税額控除が優遇措置の二本の柱となり、投資家がそれらのうちの一つを選べるようになってきている⁸⁹。この二本の柱以外、産業によって様々な優遇措置がある。たとえば、産業建物控除⁹⁰、インフラ控除⁹¹、マレーシア・イスラム開発局発行の「ハラル」証書取得の費用に対する二重控除⁹²、上場企業合併・買収に対する税制優遇措置⁹³、輸入関税に関する優遇措置⁹⁴、輸出に対

⁸⁸ 例えば：1967年の所得税法、関税法；1972年の販売税法、1976年の物品税法、1986年の投資促進法、1990年の自由地域法などである。

⁸⁹ パイオニア・ステータとは1986年投資促進法およびその他の法律で定めた制度で、一定条件を満たした企業に対して、所得税納付の一部免除を認める税制優遇措置の1つである。

⁹⁰ 生産を目的に使用される建物の建設が購入のために資本的支出をとまう企業に初年度償却の10%、年次償却の3%の控除をえられる。この産業建物控除は30年間で償却することができる

⁹¹ 2005年12月30日まで、指定された地域に立地する企業は申請すれば、100%のインフラ控除枠を得られる

⁹² 2005年から品質システム基準認証や、マレーシア・イスラム開発局発行の「ハラル」証書と国際的な品質システムや標準規格認証に適用、監査費用に対する控除（2006年から有効）

⁹³ 2005年10月から2007年12月31日までに証券委員会が承認したM&A適用

⁹⁴ 原材料やコンポーネントに対する輸入関税免除、製造活動のアウトソースに対する優遇措置、機械・機器の輸入に対する輸入関税と販売税の免除、スベア・パーツや消耗品に対する輸入関税と販売税の免除、キッティングのための医療機器・用品の輸入に対する輸入税の免除

する優遇措置⁹⁵、研修に対する優遇措置と環境保全設備の利用に対する優遇措置などがある⁹⁶。

②マレーシアの為替管理と資本規制

1972年に英国が変動相場制を採用した影響により、リングは米ドルに固定されることになった。1973年に、マレーシアは変動相場制を導入し、1975年9月に、バスケット・ペッグ制度に移行した⁹⁷。バスケット・ペッグ制度とはドルやユーロ、円といった複数の主要通貨で構成する「バスケット」に自国通貨を連動させる制度である。貿易など自国との関係の深さに応じて通貨ごとの比重を決めて、バスケットを作る。組み入れられた各通貨の強弱が相場の動きを相殺するため、ドルなど単一通貨に連動させるより為替相場は安定することが出来る。1984年後半から1998年まで、マレーシアは管理変動相場制を導入した。この期間に、リングは対米ドル、対シンガポールドルにより自由な変動が許容されるようになった。1990年代に直接投資以外の投資が急増するため、1994年にマレーシアは短期資本の流入を規制した⁹⁸。1998年まで、マレーシアの為替制度は管理変動相場制であったが、1998年9月にマレーシアは為替投機リスクを回避するため、固定相場制（1米ドル=3.8リング）を導入し、固定相場制の導入と同時にマレーシアは短期資本の流出に規制をした。今回の短期資本流出規制は一年間続き、1999年9月にマレーシアは送金規制を解除した⁹⁹。固定相場制と短期資本の流出規制はマレーシアの経済回復に役を立ったが、2005年7月にマレーシアは複数バスケット方式による変動相場制に移行した。その理由とは、マレーシア当局は2005年7月に中国人民元の切り上げにより、アジア域内通貨全体に切り上げ圧力が高まり、マレーシアだけが固定相場制を維持すれば、リングだけが相対的に安くなり輸出コスト面で不利になるなどの弊害が生じると判断したことであった。2007年10月1日から、海外投資家はマレーシアで投資して、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を自由に外国へ送金することができるようになった。

(2)中国のマレーシアへの直接投資状況

中国政府は企業の対外投資を2003年から統計を取り始めたが、1990年代に少数ではあるが、中国企業は対外投資を既に行っていた。中国企業のマレーシアへの投資活動もこの時期に重なっている。マレーシアへの投資は1987年から始まり、投資額は僅かであった。表11が示すように、1990年から2000年にかけて、中国のマレーシアに対する直接投資の件数が少なく、合計投資金額も少ないことはこの時期の中国の対マレーシア直接投資の特徴となった。

⁹⁵輸出促進に対する二重控除、輸出促進に対する単純控除、輸出信用保険料の二重控除、倉庫に対する特別産業建築物償却制度、船積み運賃の二重控除

⁹⁶「マレーシア投資ガイド」 国際機関日本アセアンセンター <http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/malaysia/invest/guide/> 2013年6月4日アクセス

⁹⁷内野 好郎 「アジア通貨危機に際してのマレーシアの対応」 『立教経済学研究』第62巻 第3号 2009 139頁

⁹⁸内容として：(1)国内銀行による対外借入れの上限規制、(2)居住者から非居住者への短期金融商品の販売禁止、(3)国内銀行のリング建て非居住者勘定に対して一定比率で中央銀行への無利子預託を義務づけ、(4)国内銀行による外国人を相手方と貿易外の為替スワップ、フォワード取引の禁止などである。

⁹⁹石原 洋介 「マレーシアにおける資本移動規制」 『経済系第218期』 関東学院大学 2004 80～88頁 を参照

2000年から中国政府は「走出去」戦略を打ち出し、また、ASEANとCAFTAを締結し、中国企業の海外進出に政策上の準備が出来た。2009年に、CAFTAの「投資協定」が調印され、2010年発効した。

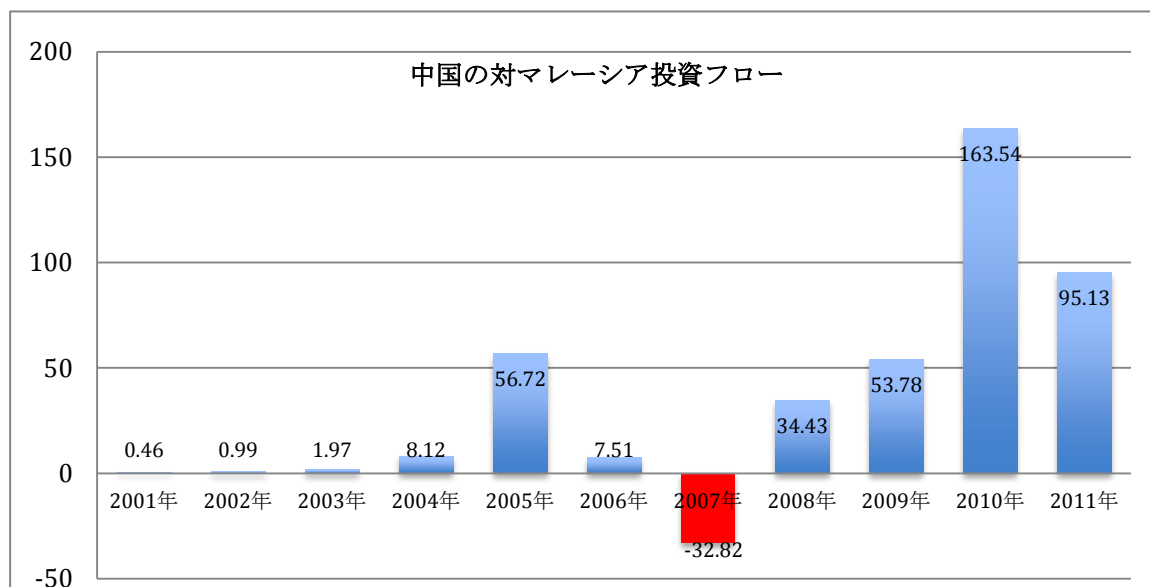
表11 1990年～2000年中国がマレーシアへの直接投資フロー (単位: 百万ドル)

	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年
件数	4	5	9	9	7	4	5	9	4	8
金額	0.87	2.8	6.5	1.18	3.02	1.32	0.89	5.62	-	0.48

出所: 石川幸一 「活発化する中国企業のASEAN投資」表2 『季刊 貿易と投資』Spring 2005 /NO.59 70頁を参照して作成

その影響により、2001年以降、中国からマレーシアへの直接投資は徐々に増加する傾向が見える。図8が示すように、2004年まで中国の対マレーシア直接投資状況は2000年代以前と同じく、僅かな規模しかなかった。2005年に、中国の対マレーシアの直接投資額は著しい成長があった。その原因は中国の対外直接投資の中心を天然資源分野に対する投資から製造業へ転換した結果であると考えられる¹⁰⁰。2005年以後、中国の対マレーシアの直接投資は再び低水準に戻ったが、2008年以後、特に「投資協定」発効した2010年に中国の対マレーシア投資はピークを迎えた。

図8 2001年～2011年中国からマレーシアへの直接投資額フロー (単位: 百万ドル)



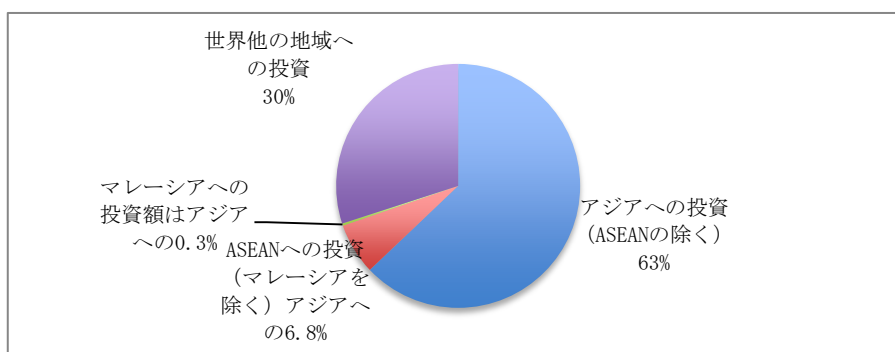
注: 中国の対外投資統計制度は2002年に作られたため、2002年以前のデータは「活発化する中国企業のASEANと投資」石川幸一により作成

出所: 「2011年度中国対外直接投資統計公報」の統計データにより作成

¹⁰⁰ 「2005年度中国対外直接投資統計公報」 中国国家統計局

業種別をみると、中国によるマレーシアへの直接投資は主に製造業、サービス業、金融業、建築業、卸売業に集中している¹⁰¹。2011年の時点で、中国の対外投資の70%はアジア諸国に集中している。図9のように、そのうち、中国のASEANへの投資ストックはアジアへの投資ストックの7.1%を占め214億6000万ドルであった。マレーシアへの投資額ストックはASEANへの投資額ストックの3.7%（アジアへの対外投資の0.3%）を占め、8億400万ドルであった¹⁰²。

図9 2011年まで中国の地域別対外投資ストックの比率



出所：「2011年度中国対外直接投資統計公報」の統計データにより作成

一方、マレーシアにとって、2008年まで中国は主要な投資国ではない。2008年まで、中国の対マレーシア投資額はマレーシアの対内投資の上位10位には入っていなかった。しかし、2009年に、中国の対マレーシア投資は急に第二位となった。その原因は、2009年に香港のサン・ベア・ソーラ社が太陽光発電用ガラスを製造するため52億リンギの大型投資を行ったことであった。2010年に、中国の対マレーシアの直接投資金額はマレーシアの対内投資直接投資額の第三位となり、投資の中心は基礎金属製品と輸送機器であった。2011年に、中国の対マレーシア投資額は少なかったが、2012年に中国の投資額は再び第四位になった。この年度、中国の投資は主に電気・電子製品と基礎金属製品に集中していた¹⁰³。

以上のことから、2008年以降中国のマレーシアに対する投資はガラス、基礎金属製品、輸送機器及び電気・電子製品の部門であった。税関HS分類表を参照すると、ガラス製品のHS品番はHS70であり、輸送機器のHS品番はHS87とHS17である。また電気・電子製品の一部はHS84の一般機械に含まれ、基礎金属製品の一部はHS72の鋼鉄に含まれる¹⁰⁴。だから、近年、中国のマレーシアに対する投資はセンシティブ・トラックの産業を中心に行われている（表8、9を参照）。

¹⁰¹ 『中国対外直接投資統計公報』（2003、2004、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011）中国商務部のデータを参照

¹⁰² 『中国対外直接投資統計公報』（2011）中国商務部のデータにより推算

¹⁰³ 『世界貿易投資報告-マレーシア編』（2008、2009、2010、2011、2012）ジェトロ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/> 2013年6月15日アクセス

¹⁰⁴ HS2桁レベルで統計した。

つまり、これらの高関税が維持している産業に対して、コストを削減するため、中国企業は製品を輸出することより、現地生産することを優先的に考えていると理解しても良いだろう。現地生産することによって、コストが削減され、製品の競争力は増強できる。これは中国企業がマレーシアへ投資する際の原動力となっている。

また、FTA の投資創出効果からみると、中国の対マレーシア投資は FTA 投資創出効果による投資増加ではないことが明らかになった。

近年、中国のマレーシアへの投資動向は自国からの輸出品がマレーシアにおける市場拡大による投資増加ではなく、中国企業は強い目的性を持ち、センシティブ・トラック分野で投資を行っている。これらの投資は高関税によるリスク削減対策であると考えられる。そして、現地生産により企業内貿易が行われる可能性を考えられる。この点は中国のマレーシアに対する投資の一つの特徴であるだろう。

以上のデータから分かるように、中国がマレーシアへ、また、ASEAN への直接投資は少ない段階で留まっている。また、近年中国企業のマレーシアへの投資は高関税を維持しているセンシティブ・トラック分野に集中している。中国企業は現地投資の手段を利用して関税障壁を回避する目的を果たしているだろう。しかし、中国と ASEAN 「投資協定」が発効してから現時点までの時間はまだ短いため、これからの発展を期待出来ると言えるだろう。

3、まとめ

2002 年、中国と ASEAN は「包括的経済協力枠組み協定」を締結した。2004 年アーリーハーベスト品目の関税がゼロまで削減を初めた。2005 年 7 月に、ノーマル・トラックの関税削減を始め、2010 年に 0 まで削減することになった。2012 年までに ASEAN6 に対して、センシティブ・トラックの関税を 20%以下（高度センシティブ・リストについて 2015 年までに関税 50%以下）に引き下げることになった。2018 年に ASEAN6 に対してセンシティブ・リストの関税を 0~5%に引き下げることを決めた。

この背景において、中国と ASEAN 諸国間の貿易は盛んになってきた。マレーシアは ASEAN 諸国の中で、重要な構成メンバーであり、また、中国と最も交流が深い国であるため、ASEAN の代表として挙げられる。

CAFTA により、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目、センシティブ・トラック品目の関税削減の日程を決めた。中国の対マレーシアの輸出のうち、関税が先にゼロに引下げたアーリーハーベスト品目の輸出額の増加が僅かであった。逆に、現在でも高関税を維持しているセンシティブ・トラック品目の輸出金額は 2000 年から安定な位置を占めている。また、中国とマレーシアの貿易の全体状況からみると、中国にとってマレーシアは重要な輸入先として役割を果たしていると考えられるだろう。

直接投資の側面では、2009年にCAFTAの「投資協定」が調印され、2010年に発効した。投資協定は中国とASEAN諸国の互いの投資に法律的な保障を付けた。マレーシアはASEANにおいていち早く対外投資を受け入れた国であり、自国の外資優遇政策を率先して作り、業種によって、税金の免除、インフラ控除、「ハラル」証書取得の費用に対する二重控除、輸出入関税の優遇措置などの政策を作成した。

中国の企業がマレーシアへの投資は1987年から始まった。しかし、1990年代に中国の対マレーシアの直接投資は少なかった。2000年以降、「走出去」政策が中国企業の対外投資を促進した。2005年中国のマレーシアへの投資額は最高点になった。2010年に「投資協定」が発効され、中国のマレーシアに対する投資は新たな段階に入った。これらの直接投資は主に、製造業、サービス業、金融業、建築業、卸売業に集中している。投資の目的から考えると、中国の対ASEAN投資の目的について、福地はエネルギー、資源の獲得、対米貿易摩擦を回避することであるとまとめたが、中国の対マレーシアの投資の場合は中国企業が関税を回避するためにマレーシアへ投資していると考えられる。

しかし、マレーシアへの直接投資額ストックは中国の対ASEANの直接投資総額の3.7%しか占めていないため、中国の対ASEANの投資は別の国に集中していると考えられる。また、高関税のセンシティブ・トラックに集中していることは中国の対マレーシア投資の特徴となる。その他、「投資協定」の発効期間はまた短いため、成果が出るのにまた時間がかかるだろう。

一方、外交の側面の効果はどのような状況であるだろうか。次の節では、外交の側面から、CAFTAにおける中国とマレーシアの関係を分析してみたい。

第三節 CAFTA における中国とマレーシアの外交関係

前節述べたように、CAFTA を締結することによって、中国とマレーシアの経済に与える影響は少ないと考えられる。そのため、本節では、外交の視点から CAFTA における中国とマレーシアの関係を分析したい。

中国は ASEAN と正式な接触は 1991 年の ASEAN 外相会議である。当時、マレーシアの首相マハティールは中国の潜在市場の魅力を感じ、中国と ASEAN の交流の架け橋を作ろうと決心した。

その当時の中国は「天安門事件」の泥沼に陥り、欧米諸国に制裁されていた。孤立の状況から抜け出すために、中国は ASEAN と友好関係を構築したいという切実な要望を持っていた。

1. 中国の外交政策と中国・マレーシアの外交

1996 年、中国と台湾の関係が一時緊迫した。中米関係も緊張した関係になった。同年、『日米安全保障共同宣言』が結ばれ、中国は空前の危機感に陥った。中国はアジア地域における強力な同盟を構築しなければならないと自覚した。そのため、中国は周辺国との関係を重視するようになり、特に ASEAN との関係を重視するようになった。1997 年のアジア通貨危機の際の激しい衝撃を受け、ASEAN 諸国（特に ASEAN6）の経済は、マイナス成長に陥った。経済回復を図る ASEAN は米国及び IMF に援助の要請をしたが、IMF は緊急融資を実行しなかった。中国はこのチャンスを利用し、ASEAN 諸国に人民元は切り下げをしないことを約束した。また、中国はマハティール首相の東アジア経済協議体構想に忠じて、「21 世紀に向けた善隣・相互信頼パートナーシップ」の構築することを指導方針として、ASEAN 諸国の信頼を得ようと努力した。そしてなかで、2002 年に CAFTA の締結によって、中国と ASEAN の友好関係は深まった。

冷戦終結直後から 2005 年まで、中国は「一圏・一列・一片・一点」の外交方針を実施してきた。この戦略は周辺外交（一圏）、先進国外交（一列）、発展途上国外交（一片）、アメリカ外交（一点）の四つの要素で構成されている¹⁰⁵。ASEAN 諸国は「一圏」を含む中国の周辺諸国の一部である。だが、過去に ASEAN 諸国と中国の間では様々な衝突があった。特に 1970 年代末期、中国はベトナムと戦争を行なったことにより、ASEAN 諸国の中国に対する警戒心が強まった。しかし、マレーシアは中国と ASEAN 諸国の間の仲介役として働いた。その背景には、マハティール政権下で低迷するマレーシア経済を復興させる必要性があった。また、改革開放政策を実施している中国の市場はマレーシアにとって、魅力的であった。さらに、中国のアジア通貨危機の際、中国の危機への対応はマレーシアなどの ASEAN 諸国の信頼を得たことは、マレーシアは中国と ASEAN との仲介役を果たす際の好条件であった。

CAFTA を締結した時、中国は江沢民政権から胡錦濤政権へ移行した。胡錦濤政権は経済発展のため、

¹⁰⁵ 青山 瑠妙 「中国の周辺外交」 『中国外交の世界戦略』 青山瑠妙など 2011 明石書店 93 頁

安定した国際環境を創出することを重視し、「一圏・一列・一片・一点」の外交方針を続いて実施してきた。マレーシアはASEANの中の親中派として、中国の対ASEAN戦略の中で重要な役割を果たしているため、マレーシアとの関係はますます重要になってきた。マレーシアにとって、CAFTA締結後、中国とマレーシアの貿易は緊密になり、マレーシアの輸出に占める中国の比重が増えた。そうした中で、2004年と2009年に、マレーシアの新任首相（アブドゥラとブジブ）が就任後、最初に公式訪問したASEAN加盟国以外の国は中国だった¹⁰⁶。これはマハティール政権後、マレーシア政府の域外国に対する初めての公式訪問である。また、ナジブ首相は中国を公式訪問する際に、中国と「戦略的協力のための共同行動計画」に調印し、マレーシアの新政権は中国との友好関係がますます強まっていた。

また、2011年に温家宝首相は「中国・マレーシア経済貿易投資合作フォーラム」に「中国・マレーシア欽州工業団地」の開設を提案した。翌年4月、団地の工事が始まった。同年5月、中国とマレーシアはマレーシアのパハン州クアンタンに姉妹団地を設置することが決定した。この二つの工業団地において、投資する企業（中国とマレーシアの企業を中心に）は税制、土地、財政及び金融面の優遇政策を享受することができる。このように両国で姉妹工業団地を設立することは中国とASEAN諸国の間で初めてのことであった。ナジブ首相は中国との関係は深まっており、二つの工業団地の設立は両国関係を強化する新たな幕開けとなるとコメントした¹⁰⁷。

また、中国はマレーシアと「21世紀海上シルクロード」の建設することを提案した。マレーシア政府は中国の提案を積極的支持し、双方が相互信頼を増進し、インフラ建設と相互接続分野の協力を強化し、両国間のメカニズムの役割をしっかりと発揮する意向を表明した¹⁰⁸。

以上のように、中国とマレーシアの間で、親密な友好関係を基盤として、安定的な政治状況を保ちつつ、工業団地への投資をスムーズに進行し、経済協力活動を行ってきた。

2. 外交政策の変化及び南中国海問題における中国・マレーシアの関係

胡錦濤政権の前期、中国は経済発展のため、安定した国際環境を重視する外交方針を目指してきた。この外交方針により、中国はASEAN諸国との関係を重視し、マレーシアを突破口として、ASEANに接近した。その後、CAFTAを締結して、ASEANと経済及び政治の同盟関係を深めていった。

胡錦濤政権後期から、中国は経済の急速発展を経て、GDP額が相次いでドイツ、日本を超え、世界二番目の経済大国となった。経済の発展により中国の国力が増強し、外交方針は単純な「安定した国際環

¹⁰⁶ 『アジア動向年報2005』 アジア経済研究所 362頁と『アジア動向年報2010』 アジア経済研究所 322頁を参照

¹⁰⁷ 「馬・中国クアンタン工業団地で起工式 2015年の完工予定」 アジアエクス 2013年2月8日

<http://www.asiax.biz/news/2013/02/08-083443.php> 2014年11月3日 アクセス

¹⁰⁸ 「マレーシア貿易工業部副部長：21世紀海上シルクロードの建設を支持」 新華社 2014年9月16日

http://jp.xinhuanet.com/2014-09/16/c_133647432.htm 2014年11月3日 アクセス

境を求める」ことから、「自国利益、国家主権」を求めることへ移行した。胡錦濤は2006年8月の中央外事工作会議で、「中国の外交は国家の主権、安全、国家の発展のために役を立つべきである¹⁰⁹」と発言した。この外交方針により、中国は周辺国に対する態度が強硬的になってきた。

中国とASEANとの関係の焦点は、南中国海問題に向けられている。近年、中国とフィリピン、中国とベトナムの南中国海問題におけるトラブルが頻発している。特に中国とフィリピンの南中国海問題による対立が注目されている。2012年4月に、中国の漁船は南中国海のスカボロー礁の周辺で作業をすることによって、フィリピンの不満をもたらした。フィリピンの沿岸警備隊は中国の漁船の取り締りを敢行した。このことをきっかけに、中国海軍の海洋監視船とフィリピン沿岸警備隊の巡視船はスカボロー礁海域を巡って長期的なならみ合いが続いてきた。

実際、中国とマレーシアも南中国海問題をめぐって紛争が存在している¹¹⁰。2010年4月末に、スプラトリー諸島で、マレーシア軍艦が中国の大型漁船監視船を含む漁船団を追跡する事件が発生した。また、2013年3月に、マレーシアが領有権を主張している南中国海スプラトリー諸島南方の排他的経済水域（該当海域に中国も領有権を主張している）に中国の艦船が侵入したと言う事件が発生した¹¹¹。マレーシア軍方はこれらの事件に対して中国に非難し、自国の権益を守ると宣言したが、マレーシアに対して、中国はフィリピンと違う態度を取った。中国はマレーシアの行動に対して、最低限の抗議しか行われなかった。その原因は中国がASEANを内部から分離させたいことと中馬関係は直接的に中国とASEANの関係に関連すると考えられる。

なぜならば、ASEANは東南アジアの小国の集まりとして国際舞台で活躍してきた。長年に渡って、ASEANは独自の外交方式（＝「会議外交」）を形成した。ASEANの「会議外交」は、①全会一致の政策決定、②紛争当事者間の対話の維持、③域外対話諸国との集団交渉、④必要に応じた国際会議の増設、⑤増設した国際会議の主催権・議長権の全部または一部の把握、⑥閣僚級リトリートを含めた非公式協議¹¹²、という特徴を持っている。

ASEANの加盟国はすべて小国であり、一国だけで中国に抗議しても、効果は小さい。ASEANがグループで中国に抗議すれば、中国にとって無視できなくなる効き目がある。ASEANの会議外交の特徴は、すべての加盟国の意見が統一されない限り、ASEAN全体の意見としては認められない。そこで中国は親中派であるマレーシアに対して他の加盟国と異なる政策をとってきた。その結果、2012年7月にASEAN外相会議

¹⁰⁹ 「中央外事工作会議在京举行胡錦濤作重要講話」 2006年8月23日 中華人民共和國人民政府ホームページ http://www.gov.cn/jdhd/2006-08/23/content_368731.htm 2013年6月15日アクセス

¹¹⁰ 中国はスプラトリー諸島及び周辺海域に主権を有すると主張しているが、マレーシアはスプラトリー諸島うちの五つの島嶼の主権を有すると主張している。

¹¹¹ 「EEZに中国艦船4隻が侵入、マレーシア海軍が退去要求」 中国紙 2013年4月30日 <http://www.malaysia-navi.jp/news/?mode=d&i=1889> 2014年11月3日 アクセス

¹¹² 佐藤考一 「東アジアの秩序ウとパワー・トランジション」 『国際問題』NO. 604 2011 日本国際問題研究所

が開催され、ベトナムとフィリピンは「南中国海行動規範」を起草し、法的に中国が南中国海における行動を制限することを目的にしたが、議長国のカンボジアは、二国間問題は共同声明に盛り込まれるべきではないと反発した。マレーシアも国連海洋法条例による解決を重視すると主張した¹¹³。

一方、2013年10月に、中国の習近平主席はASEANを訪問し、マレーシアのナジブ首相と会談した。この会議では、両国関係における「軍事面における協力を進める」ことを強調し、両国の関係を「パートナー関係」から「全面的な戦略的パートナー関係」にレベルアップした¹¹⁴。それに対して、ナジブ首相は「マレーシアにとって中国は信頼できる友人である。中国と包括的・戦略的パートナーシップを強化することに期待している」と表明した¹¹⁵。

2014年に中国とマレーシアは共同軍事演習を行うことも会談後に発表した¹¹⁶。予定されている軍事演習は、2002年「包括的経済協力枠組み協定」を締結してから中国とマレーシアとの初めての軍事演習となる。近年、中国とフィリピンとの南中国海における紛争及び日本との尖閣諸島における紛争が激しくなってきた。このように中国と周辺国の緊張関係が高まる時期に、中国はマレーシアと共同軍事演習することによって、両国の軍事上における協力関係を固めようとしている。ASEANにおいて、マレーシアは初めて中国と「全面的な戦略的パートナー関係」になった海島ASEAN国である。CAFTA締結後、マレーシアは貿易の面で、中国への依存度が大きくなってきた。マレーシアとの友好関係を活かして、中国はマレーシアと軍事同盟を構築し、東南アジア地域における利益を守ろうとしている。この目的を達成する手段としてCAFTAは重要な役割を果たしていると考えられる。

また、マレーシアの国防相ヒシャムディン・フセインは中国解放軍大將常万全をマレーシアのホルネオ島にある南中国海に面するマウィラ2海軍基地に招待すると発表した。これはマレーシア海軍が中国海軍との直接的な友好関係を目的にしていると考えられる¹¹⁷。

前述したように、中国は外交方針の変化によって、ASEAN諸国に対して異なる政策をとっている。マレーシアは親中派として、中国の外交政策の変化に関わらず、常に中国と親密な関係を保っている。焦点となる南中国海問題について、中国はマレーシアに対して、宥和な政策をとって、マレーシアとの衝突を回避している。結果として、マレーシアはASEAN陣営の中で、一貫にして中国の立場を支持してきた。中国はマレーシアとの関係を強化して、中国に関わる利害問題について、ASEANの意見を分断すると

¹¹³ 『アジア動向年報2013』 アジア経済研究所 185～186頁、334頁を参照

¹¹⁴ 新華社による情報

¹¹⁵ 「習近平主席とマレーシア首相が会談」 人民網ニュース <http://neon.icubetec.jp/a/c8d37e5ca7164e3a84f4f6cc4c326252> 2014年11月3日アクセス

¹¹⁶ 同上

¹¹⁷ 「China Malaysia To Hold Joint Military Drills」 Defense News 2013.10.30 <http://www.defensenews.com/article/20131030/DEFREG03/310300020/China-Malaysia-Hold-Joint-Military-Drills> 2014年11月4日アクセス

いう目的を達成している。中国は ASEAN 諸国との問題を中国と ASEAN グループの問題から二カ国間の問題に変化させ、自国の利益を実現することが実現した。また、中国は CAFTA による貿易上の依存を利用して、マレーシアと軍事同盟を構築することによって、自国の利益を守ろうとしている。

3. まとめ

中国とマレーシアの歴史をみると、ASEAN 諸国の中で中国はマレーシアと最初に友好関係を構築した。マハティール首相は中国経済の潜在力を認識し、中国との関係を重視するようになった。中国にとって、天安門事件で欧米諸国から孤立された時、マレーシアとの友好関係は中国の外交を支え、ASEAN と友好関係を構築することが出来た。

また、1990 年代後半、台湾問題が原因となり、中国と米国との間緊張関係が高まった。中国は再び ASEAN 諸国との関係を重視し、CAFTA を締結することによって、ASEAN との経済・外交面における関係の強化を図った。FTA を締結したことによって、中国はマレーシアの最大の貿易パートナーになり、マレーシアも中国との関係を重視している。2012 年から建設している「中国・マレーシア欽州工業団地」と建設予定の「アンタン工業団地」は中国と ASEAN 諸国の間で唯一の姉妹団地として、中国とマレーシアの友好環境の基盤となった。胡錦濤政権の後期、中国の外交方針は「経済発展のために安定した国際環境を重視すること」から「自国利益、国家主権」を強調することへ移行した。南中国海問題の当事国であるマレーシアと中国の間に領海紛争が存在しているが、中国のマレーシアに対する態度は他の国と異なって、宥和的な政策とった。その原因は、中国はマレーシアとの友好関係を維持することにより、内部から ASEAN の意見を分断させることである。この原則に基づき、南中国海問題について中国は ASEAN グループとの衝突を避け、自国の利益を確保する目的を達成していると考えられる。

以上述べたように、1990 年代、マレーシアは中国にとって、ASEAN との架け橋であった。CAFTA 締結する時期、中国はマレーシアと友好関係を維持することにより、ASEAN との同盟関係を固めた。近年、中国は一部の ASEAN 加盟国と領海問題を紛争が起きるたびに、マレーシアは ASEAN 陣営における親中派として、中国の立場を守り、中国に有利な環境を作った。そのため、これからも中国とマレーシアの関係の変化は必ず中国と ASEAN 関係に影響するだろう。

終わりに

マレーシアは ASEAN の中で中国と最初に国交を構築した国である。中国はマレーシアと友好関係を構築する上で、ASEAN 諸国との友好関係を狙っていると考えられる。一方、マレーシアは経済発展のため、中国市場を重視することになって、中国との安定した友好関係を図ろうとしていた。そのため、本章では、ASEAN のリーダーシップを取っているマレーシアと中国の経済・外交関係を考察して、CAFTA により中国と ASEAN 諸国の関係を理解することを目的としている。

まず、経済面では、中国と ASEAN 諸国は貿易品をアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目に分別されている。2004 年から、アーリーハーベスト品目は先にゼロまで関税を引下げ、2005 年と 2012 年にノーマル・トラックとセンシティブ・トラックの関税引下げも始まった。しかし、本文の分析からみると、中国の対マレーシア貿易量はそれらの品目の関税が引下げられたものの貿易量は猛増せず、高関税を維持しているセンシティブ・トラック品目は安定した割合を占めていることがわかった。

投資面からみると、2000 年以降、中国政府は「走出去」戦略を打ち出した。その政策の影響により、中国の対外投資総額は増加している。また、CAFTA の「投資協定」は 2009 年に調印され、2010 年に発効した。その影響により、中国のマレーシアに対する投資も増加しているが、中国の対外投資総額が増加している流れの中に、対マレーシア投資が増加するのも当然なことだろう。まだ、近年中国のマレーシアへの投資がセンシティブ・トラック分野に集中していることからみると、中国企業はセンシティブ・トラック分野の関税障壁を回避して、現地生産することを狙っていると考えられる。そして、「投資協定」を発効した期間が短いため、FTA により中国の対マレーシア投資の効果はまだ判断できないだろう。

上述したように、CAFTA における中国とマレーシアの経済関係に与える影響が少ないと考えられる。

次に、外交面では、第二次世界大戦後、マレーシアは ASEAN 諸国中で、最初に中国と国交を回復した国である。中国は対マレーシア外交を ASEAN に接近する突破口としてみていた。一方、ソ連が崩壊した後、中国経済は急速発展期に入り、「中国脅威論」が強まっている。その影響により中国は欧米諸国に警戒された。この時期から、中国は外交政策を転換し、周辺諸国との関係を重視するようになった。その背景で、中国は ASEAN と FTA を締結し、ASEAN 諸国と自国の経済関係を強化した。マレーシアに対して、中国は国内でマレーシア企業向けの工業団地「中国・マレーシア欽州工業団地」を建設した。この団地はマレーシア企業の対外投資を中国へ誘致し、両国の経済関係を固める効果があると考えられる。

また、CAFTA により、中国は ASEAN の盟友となり、東南アジア地域では「中国脅威論」を最低限で収め、経済発展を促進した。ただし、中国は ASEAN 諸国に異なる政策を取っている。近年、南中国海問題について、中国とフィリピンやベトナムなどの ASEAN 国との緊張関係が高まっている。中国とマレーシ

アの間には領海問題が存在しているが、中国はマレーシアに宥和的な態度を取っている。なぜならば、東アジア地域では、中国と米国の競争は主流となっている。中国は ASEAN 全体と友好関係を維持しながら、親米派であるフィリピンと距離を保っている。ASEAN と米国との関係は緊密なることを警戒しながら、中国は ASEAN 外交の特徴を利用し、親中派のマレーシアを盛り立て、南中国海問題について、ASEAN の意見を分断しようとしている。このことによって、中国は possible の限り、自国の利益を最大化することを目的にしている。

貿易・投資及び外交面を総合的にみると、2011 年に、ASEAN 諸国のうち、シンガポール以外最も重要な国はマレーシアであり、マレーシアの対中国輸出は ASEAN の対中国向け輸出総額の 21% を占めている。つまり、中国への輸出がマレーシア経済に与える影響は大きいと理解できる。これに対して、フィリピンの対中国向けの輸出は ASEAN の対中国向け輸出総額の 4% しか占めていない¹¹⁸。近年、中国とフィリピンの緊張関係が高まる要因の一つは、フィリピンと中国との貿易上の依存度が小さいからと考えでもよいだろう。すなわち、経済的連帯と外交的連帯とは表裏の関係にあるのであり、経済的相互依存を深めるためには相手を信頼する外交的基礎がないとできないだろう。また、経済的相互依存を深めていくアプローチを志向することによって外交的な信頼感も生まれてくると言える¹¹⁹。中国は ASEAN 諸国のうちにマレーシアと友好関係を維持する基盤は貿易上の深い絆であり、緊密な貿易関係も安定な外交関係があるであろう。

以上述べたように、対マレーシア外交は中国にとって、ASEAN 諸国の中で最も重要なことであると私は認識している。そして、CAFTA の締結は経済面の利益より、むしろ中国は ASEAN 諸国が団結することを予防し、ASEAN の意見を分断する政治手段の意味が強いらろう。

¹¹⁸ ジェトロの統計により

¹¹⁹ 外務省「日本の FTA 戦略」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html 2013 年 7 月 1 日アクセス

第四章 CAFTA における中国とベトナムとの経済・外交関係

はじめに

前章において、マレーシアを例として、中国・ASEAN の FTA を締結以来の両地域間の貿易・投資及び外交関係について論じた。

貿易と投資の分野について、中国国内市場における競争が激しくなり、資源問題・人件費上昇などの問題により、中国企業の海外市場への進出が増加してきた。同時に、中国政府は「走出去」政策を打ち出し、製品の海外輸出だけではなく、企業の海外進出を促進することを目指している。その政策に応じて、中国企業の海外投資活動が活発化している。

外交面では、中国の急速発展と軍事力の増強により、アジア諸国では「中国脅威論」が高まっている。そのような言論は中国にとって不利益であるため、中国政府は可能な限りに「中国脅威論」を緩和しようとしている。また、中国政府は経済の発展と共に、国際社会における地位を高めることを目標として努力している。

以上の目的を達成するためには、中国は自国の周辺諸国との関係を良好にしなければならない。そのため、近隣である ASEAN は中国にとって戦略的に重要な地域だが、ASEAN は発展レベル、政治体制が異なる十カ国で構成されているため、中国にとってすべての加盟国との間に上記の目的を容易に果たせるわけではない。

第二章において、中国と ASEAN の先発国であるマレーシアとの関係を分析した。本章では、CLMV 諸国との関係の分析を行いたい。CLMV 諸国は長い間で、中国から様々な面の援助を受けてきた。その影響により、CLMV 諸国のほとんどは中国と緊密な経済・政治関係を維持してきた。言い換えれば、これらの国は親中派の国である。しかし、ベトナムは一つの例外として存在している。貿易面では、近年中国はベトナムの最大の貿易相手国となってきたが、外交面では、2008 年からベトナムは軍事費を増加することや、2009 年以降ベトナムの漁民が中国の設定した禁漁通告の期間内に南中国海で操業することなどで、両国間で緊張関係が生じている。

FTA の一般的な理論では、FTA を締結することによって、単に市場統合による経済的利益のみならず、相互の経済的相互依存を強化することによって、政治的連帯と信頼を増進させ、もって地政学的ないし戦略的な意味での一体感を形成する効果がある¹²⁰。だが、ベトナムと中国の場合、経済的な相互依存ができてきているが、政治的連携と信頼関係はまだ構築されていない。

そのため、本章では中国が ASEAN と CAFTA を締結する目的の一つである「中国脅威論」を抑制する視

¹²⁰ 「日本の FTA 戦略」 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html 2014年1月13日アクセス

点から、中国とベトナムの経済・外交関係を考察したい。そして、CAFTA における中国とベトナムの貿易・投資状況（特に現時点アリーハーベスト品目の関税削減により貿易関係の深化）が深化しているながら、なぜ近年中国とベトナムの外交関係が緊張化するのか、FTA の締結により良好的な政治関係を得るとい一般理論は成り立つのかを検討したい。

まず、第一節では CAFTA の締結背景として、CAFTA を締結する前後のベトナムにおける「中国脅威論」の要因と、中国が「中国脅威論」を緩和するための努力を考察する。

次に、第二節では、ベトナムにおける「中国脅威論」を明らかにする上で、CAFTA における中国とベトナムの経済関係を分析する。特に、現段階に関税がゼロまで削減されたアリーハーベスト品目の貿易状況と、FTA を締結以来中国の対ベトナムの直接投資の状況を考察することによって、中国とベトナムとの経済関係の緊密さを明らかにしたい。

さらに、第三節では南中国海問題から中国とベトナムの経済関係が深化しているが、外交関係は緊張していることを説明する。そして、その矛盾の現状により FTA の締結により良好的な政治関係を得るとい一般理論を批判的に検討する。

最後に、CAFTA における中国とベトナムの関係をまとめて、中国の対ベトナムの経済・外交関係を説明しておきたい。

第一節 CAFTA の締結背景：中国とベトナムの外交関係において

第二章において中国が ASEAN と FTA を締結する目的の一つは「中国脅威論」を緩和することであると論じた。1970 年代に、ASEAN の加盟国の中でベトナムは唯一中国と戦争の経験があるので、この戦争で「中国脅威論」はベトナムに深く根付き、その後もベトナムは中国に対して警戒心を持ち続けている。CAFTA における中国とベトナムの関係を明らかにするためには、ベトナムの「中国脅威論」の要因と「中国脅威論」に対する中国の対応の考察が不可欠である。

本節では、ベトナムの CAFTA を締結する目的を明白にする上で、ベトナムにおいて CAFTA を締結前後の背景として、「中国脅威論」の要因とそれに対する中国の対応を考察することにより、現在、CAFTA における中国とベトナムの関係を明らかにしておきたい。

1. ベトナムの CAFTA を締結する目的

ベトナムは ASEAN の後発国であり、ASEAN の中で、唯一の中国と戦争の経験がある国である。1991 年、ベトナムと中国の国交が正常化したが、戦争の経験によりベトナムは中国に対して恐怖的な感情を持っていた。その感情は直接的にベトナムの対中国の政策に影響する。

1991 年ベトナムと中国の国交が回復する以前、ベトナムの対中政策は完全的な依存から完全的对立へ移行した。しかし、その結果、1979 年に中越国境戦争が勃発し、ベトナムと中国の国交は 10 年間中断した。1991 年に、ベトナムと中国との国交が正常化した。ベトナムは中国に対する政策を新たに考量した。経済面では、ベトナムは積極的に中国と様々な経済協力に参加している。それによって、中国と経済上互利互信を促進することを図っている。一方、軍事面では、ベトナムは中国と対抗する政策をとっている。例えば、軍備の現代化である。その他、ベトナムは欧米諸国の関係を深めることによって、中国を牽制する政策をとっている。これらの政策により、CAFTA を締結してから、ベトナムと中国の経済関係は深められているが、南中国海における軍事上の対立の直接的な要因であると考えられる。

また、1986 年にベトナムの第 6 回党大会でドイモイ（刷新）政策を採用した。それから、ベトナムの経済開発政策は二本柱でなりたつ。第一は、改革を進め、持続的発展の礎となる社会主義志向の市場経済を確立する。第二に、地域および国際的統合を加速させ、国家の成長に必要な資源の流動性を高めるとともに、平和や安定、協力の面で貢献する。2020 年までに新興工業国の仲間入りをすると決められた¹²¹。その目標を達成するため、ベトナムは経済の急速発展期に入っている中国を利用し、自国の経済発展を

¹²¹ フェン・バン・カイ「技術移転の推進拠点を」<http://www.nikkei.co.jp/hensei/asia2004/3day/02.html> 2014 年 11 月 12 日アクセス

促進することを図っている¹²²。そのため、ベトナムにとって、中国と CAFTA を締結することは経済発展の促進効果を目的にしていると考えてもよいだろう。

さらに、トラン・ヴァン・トウの研究によれば、ベトナムの産業構成と貿易構成の面から考えれば、ベトナムは CAFTA により開かれた中国市場を利用するため、現在の輸出構造と産業構造を高度化させていかなければならない。中国と FTA を締結することによって、FTA の動的効果が働く¹²³。すなわち、FTA を締結することによって新しい比較優位の創出によるインパクトへの対応と市場機会の活用ができる¹²⁴。これはベトナムの一つの目的と考えられる。

確かに、FTA の締結によって、加盟国における動態効果が生じる可能性はあるが、FTA の効果が現れるまで、一定の時間は必要だろう。だが、生産力の弱い国の地場産業は FTA の経済効果が現れる前に、耐えきれず潰れてしまう事例が国際社会において存在している。吾郷健二は NAFTA の事例を分析し、生産力が弱いメキシコは生産力の強いアメリカと FTA を締結した結果を説明した。当初、NAFTA が締結された際に、メキシコ当局は FTA の経済効果により、メキシコの経済発展を促進する効果に至ると予想した。しかし、NAFTA によって、メキシコの実産能力を多し損なう形で、貿易の量や流れが完全に変わり、かつ輸出増加を上回る輸入増加によって貿易赤字となっていた¹²⁵。

NAFTA におけるメキシコとアメリカの関係は CAFTA におけるベトナムと中国の関係の参考事例と考えられる。ベトナムと中国の場合では、CAFTA の規定により、ベトナムなどの ASEAN 後発国の関税削減は中国と ASEAN6 の関税削減スケジュールより遅れているが、中国商品の大量的な輸入によって、ベトナムの地場産業は FTA による経済効果が働くまで耐えられるのか、懸念となる。

上述したように、ベトナムは経済の発展のため、中国と FTA を締結した。しかし、ベトナムにおける「中国脅威論」はベトナムと中国の不安要素となる。経済発展に集中する中国は CAFTA を締結するため、様々な「中国脅威論」を封じ込まなければならない。次の節では、まず、ベトナムにおける「中国脅威論」を明らかにしておきたい。

¹²² Le Hong Hiep 「Vietnam's Hedging Strategy against China since Normalization」 『Contemporary Southeast Asia』 Vol. 35, No. 3 2013 334 頁

¹²³ FTA の締結は静態的な効果と動的な効果に至る。静態的な効果とは貿易創出効果と貿易転換効果である。貿易創出効果とは、FTA 締結国間で関税が撤廃されることにより貿易が拡大するという経済効果を示している。貿易転換効果とは、FTA による優遇措置で割安となった高コストの域内国製品が、域外国からの低コスト製品に転換されるという効果を示す。—村田 博昭 「FTA による日本経済の改革—日本の貿易・産業構造に及ぼす経済効果分析」 <https://www1.doshisha.ac.jp/~sshinoha/report/2001/Murata.pdf> 2014 年 11 月 12 日アクセス
動的効果は市場拡大効果と競争促進効果などである。市場拡大効果とは、企業における規模の経済を通じた経済的利益の発生に関するものである。FTA により内外市場の統合が進むことにより市場規模が拡大する。生産技術は、規模拡大に伴って単位当たりの生産コストを低下させる特徴があり、規模の経済は企業収益の向上に資する。競争促進効果とは、市場拡大に伴う競争圧力が、企業の経営努力を引き出すものである。海外企業の進出などに對抗するため、企業は品質向上、価格低下、新製品開発などの経営努力を行い、これは生産効率の向上に寄与する。—「EPA の動的効果に係る委託調査事業」 三菱総合研究所 平成 23 年 11 頁

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001905.pdf 2014 年 11 月 12 日アクセス

¹²⁴ トラン・ヴァン・トウ 「ASEAN-中国の FTA : ベトナムへの挑戦」

http://www.f.waseda.jp/tvttran/jp/ironbun/JOGMar_obirin_sanken_ironbun.pdf 2014 年 11 月 11 日アクセス

¹²⁵ 吾郷 健二 「NAFTA の神話とメキシコの経済現実」 11 頁

<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/660/ec-n39v3-p1-30-ago.pdf?sequence=3> 2014 年 11 月 12 日アクセス

2. ベトナムにおける「中国脅威論」

ソ連が崩壊して以来、中国は唯一の社会主義大国として存続している。そして、1990年代後半から中国は急速な発展期に入って、年平均10%のGDP成長率を維持し、世界諸国に注目されてきた。また、経済の発展と共に中国のアジアにおける影響力も上昇している。このような中国の台頭が周辺諸国の不安を起こさせ、台頭する大国である中国は覇権国になるのではないかという懸念を引き起こし、「中国脅威論」が高まってきた。

「中国脅威論」について、数多くの研究が存在しているが、佐藤考一は「中国脅威論」の類型を次のように整理した。すなわち、中国脅威論の要因は①歴史的要素、②軍事的要素、③政治的要素、④経済的要素、⑤非伝統的安全保障要素、⑥中国の巨大な規模、以上の6つである¹²⁶。ASEAN諸国における「中国脅威論」は、佐藤が主張する6つの要素の集合体と理解できるが、国によって、「中国脅威論」への考え方は異なるだろう。本稿ではベトナムにおける「中国脅威論」の原因を①歴史的要素②軍事的要素と③政治的要素に分類する。特に、1979年にベトナムと中国が直接戦争をしたことと近年中国海軍軍備の強化、南中国海における紛争は「中国脅威論」の原因である。そのため、本論文ではこの三つの側面からまとめておきたい。また、ベトナムにおける「中国脅威論」はCAFTAの締結の2002年を基準にして、CAFTA締結以前の「中国脅威論」とCAFTA締結以後の「中国脅威論」に分けることができる。まず、CAFTA締結以前の「中国脅威論」を考察してみる¹²⁷。

(1)ベトナムにおける「中国脅威論」の歴史的要素

1960年代に、中国とソ連の関係が悪化した。中国はソ連と対抗するため、ベトナムからの支持を望んでいた。しかし、ベトナムは第二次世界大戦時の中国とソ連との関係のバランスを維持するため、特にソ連を支持していなかったが、中国も支持していなかった。ベトナムのこの態度は当時中国の不満を招いていた。さらに、中国は、1970年代には、中国とソ連の関係悪化により、資本主義陣営だけではなく、社会主義陣営からも孤立していた。この状況から脱出するため、中国は米国との友好関係を望んだのである。そして、1972年に米国のニクソン大統領が中国へ訪問し、中米関係が大きく緩和した。その時、ベトナムは国境を接する中国の圧力が強くなることを恐れて、1978年にソ連と「ソ越友好協力条約」を締結した。それらのことによって、中国とベトナムの同盟関係が破れ、対立することになった。1979年に、ベトナムはソ連の支持を得て、中国の同盟国のカンボジアへ侵攻した。中国はカンボジアを守るため（あるいは、自国の利益を守るため）対越懲罰戦争を起こした¹²⁸。戦争は一ヶ月で終戦したが、それ以

¹²⁶ 佐藤考一 『「中国脅威論」とASEAN諸国—安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』 勁草書房 2012 23頁

¹²⁷ このCAFTAと言うのは「中国ASEAN包括的経済協力枠組み協定」のことを指す。

¹²⁸ Nhat minh be 「Vietnamese Politics: China-Vietnam Relations and TPP」 3~4頁

後 10 年間に渡り、中国とベトナムの国交が中断するに至った。この間、中国とベトナムの辺境貿易はほぼ中断し、ベトナムの経済発展に大きな影響を与えた。1991 年に、中国とベトナムとの国交が回復したが、ベトナム国民の脳裏に、まだ中国との戦争の記憶が残され、中国に根深い警戒心を持っているのも当然なことであろう。

(2)ベトナムにおける「中国脅威論」の軍事的要素

CAFTA締結以後、中国とベトナムは一時的な「緊密関係期」を経験した。しかし、2000年代から米国のアジア地域での存在力低下に対し、中国は南中国海における海軍の軍備増強を続けているため、中越関係の軋轢がだんだん高まってきた。

2000 年代に入って、中国はさらに急速な経済発展期に入り、毎年 10%前後の GDP 成長率を維持してきた。中国の GDP 成長率の増加を背景に、軍事費額も大きく増加している。軍事費の増加により中国は人民解放軍（近年では特に海軍）の増強に力を入れている。中国は海軍に潜水艦及び水上艦艇の数を増やし、潜水艦基地、空母建設などを始めている。米国の 2010 年の『中国の軍事力報告』によれば、中国の海軍は主力艦艇 75 隻、潜水艦 60 隻、中大型の水陸両用艦 55 隻、ミサイルを装備した哨戒機 85 機を持っている¹²⁹。そして 2012 年に、中国は改装空母「遼寧号」を公開した。

中国の軍備増強に対して、ベトナムの恐れを喚起し、ベトナムは中国と軍備競争の動きを行った。2009 年に、ベトナムはロシアにキロ級潜水艦 6 隻とスホーイ戦闘機 8 機の購入を契約した。また、2010 年にベトナムはロシアからスホーイ 12 機の追加購入契約を締結した。同年に、ベトナムはカナダから DHC-6 哨戒機 6 機を購入した。さらに、南中国海の防衛のためベトナムはイスラエルと短距離弾道ミサイルシステムの購入を交渉した¹³⁰。ベトナムの行動は、ベトナムと中国の互信関係を壊す他、ベトナムの国内における「中国脅威論」が育つ環境を提供している。そのため、ベトナムと中国の軍事競争は両国関係に消極的な影響しか与えないだろう。

実際、GDP の成長により、GDP 額に安定的な比率を占めている軍事費用は増加するのが中国にとって当然なことである。近年中国の軍事費予算が増加しているとは言え、2011 年に中国の軍事費の GDP に占める割合は 1.28%であった¹³¹。しかし、この GDP の 1.28%という比率は小さいとはいえ、実際の軍事費用は膨大な金額となる。中国の周辺隣国、特にベトナムのような中国と国境を接する国にとって、隣国の軍備強化は自国への脅威と考えても仕方がないだろう。

http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/documents/5140143_6a.pdf 2014年1月11日アクセス

¹²⁹庄司 智孝 「南シナ海の領有権問題—中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」『防衛研究所紀要』第14巻 第1号 2011 防衛研究所 4頁

¹³⁰ 庄司 智孝 「南シナ海の領有権問題—中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」11頁

http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_jl4-1-2.pdf 2014年11月10日 アクセス

¹³¹中国統計局の統計による。

(3)ベトナムにおける「中国脅威論」の政治的要素

南中国海問題は1970年代から顕在化していた。中国とベトナムの間の紛争はスプラトリー諸島、西沙諸島とトンキン湾で発生している。1974年と1988年に2回の軍事衝突が発生した。1990年代以後、中国国内の情勢は比較的に安定的になり、中国政府は基本方針を政治運動から経済発展へ移行させた¹³²。経済の発展は安定した国際環境を必要とするため、1990年代に、中国は南中国海問題に対して「条件が整わない限りには紛争を一時棚上げし、関係国間の友好関係に影響を与えるべきではない¹³³」との政策をとっていた。

2000年のASEAN首脳会議で朱鎔基首相はASEANとFTAを締結しようということを提案する際、中国政府の南中国海問題に対する方針は「紛争を棚上げし、共同開発する」ことであった。中国のこの態度は一時期にベトナムを含むASEAN諸国における「中国脅威論」を封じ込めた。しかし、2008年以後、米国はアジア地域の影響力を固めるため、「アジア回帰」という政策を打ち出した。しかし、米国の「アジア回帰」は南中国海問題への関与の始まりでもあった。米国の関与に対抗するため、中国の南中国海問題に対する方針は「論争を棚上げし、共同開発する」ことから「南中国海は中国の核心利益」という主張に転換した¹³⁴。しかし、このことによって、新たな「中国脅威論」がASEAN諸国で台頭することにもなった。

2008年から、南中国海における権益を強調するため、中国の監視船が西沙諸島付近で中国の禁漁通告を無視して作業するベトナム漁船を拿捕し、漁民たちを拘束するほか、船舶を没収し、時には賠償金を要求する事件が相次いでいる。これらのことは中国が領海権益を守るためだったが、その副作用としてベトナムにおける新たな「中国脅威論」を蘇らせている。

以上述べたように、ベトナムにおいて「中国脅威論」の要因は中越戦争の経験、中国の軍事強化と南中国海の紛争であった。これらの要因を踏まえた上で、次の節では、中国がCAFTAを締結することにより、「中国脅威論」をどのように緩和しようとしたのかをみておきたい。

3. 「中国脅威論」を緩和するための中国の努力

1991年に、中国とベトナムの対立関係は終結し、両国は国交を回復したが、ベトナム国内において依然として「中国脅威論」が存在していた。中国はベトナムとの関係を強化するため、また、ベトナムにおける「中国脅威論」を緩和するため、様々な努力をしてきた。

¹³² 1966年から1977年まで、中国国内では「文化大革命」が勃発した。1979年に対越戦争が勃発した。1989年に「天安門事件」が発生した。また、1945年から1989年まで冷戦が続いた。すなわち、1990年代以前、中国の国内及び国外の環境は動乱な状況であった。

¹³³ 「中国主張和平解決南沙諸島争端」 『人民日報』 1992年7月23日

¹³⁴ 高木 誠一郎 「中国外交における「核心利益」論の展開」を参照

http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Asia_Security/04_takagi.pdf 2014年1月15日アクセス

(1) 早期の努力 (1991年～1998年)

この時期では、中国はベトナムとの友好関係・信頼関係を回復することを対越外交の中心にした。

1991年に、両国は「中越連合公報」を發表し、両国間に存在する国境などの領土問題は、話し合いを通じて平和的に解決することで合意した¹³⁵。その合意により、中国は戦争のことを清算し、ベトナムと友好的な関係を築きたいという希望を示している。しかし、この連合公報は具体的な領土問題（例えばトンキン湾と南中国海問題）に関して、一言も触れなかった。

1993年に中国とベトナムは「中越の国境・領土問題の解決に関する基本原則についての合意書」に調印した。この合意は中国のベトナムとの関係悪化を防止する手段としてみることができる。合意に定められた原則により、中国とベトナムの陸上領土問題に関する交渉が始まった。そして、1999年に中国とベトナムは「陸上辺境条約」を締結することに至った。

その後、1994年に江沢民総書記（当時）がベトナムを訪問し、中国の対ベトナム関係に対する考え方を発表した。「明確方向、逐步進歩、大局為重、友好協商」（両国は今後の発展方向を明確にすること、少しずつ前向きに友好関係を強化すること；大局を重んじ、平和的に話し合うこと）という内容だった¹³⁶。この考え方は、以後中国とベトナム関係の指導方針の理論的基礎になった。

一方、1990年まで、ベトナムは国連の経済制裁を受け、国内経済と外交が深刻な不況に陥った。この状況から抜け出すため、国内では、ベトナムは経済改革政策を実施し、外交面では、ベトナムの中国に対する政策が変化した。ソ連の崩壊により、ベトナムは社会主義大国からの支援を失い、中国と国交を回復することによって、中国の改革経験と支援を目的にしている。ちょうどこの時期、中国は領土問題を収めて、経済の発展と平和な環境を創出する政策を打出し、両国の目的が一致した。

以上述べたように、中国は外交上の努力を通じて、ベトナムとの国交回復後にベトナム政府及びベトナム国民の心に残っている中越戦争の記憶を薄め、中国は敵ではなく友人であるという認識を植え付けようとしている。ちょうどその時期、ベトナムの改革目標と中国の発展目標が一致した。その結果、中国とベトナムの国交正常化及び友好関係を深めることが可能になった。

(2) FTA 締結の準備 (1999年～2002年)

江沢民が提出した対越方針に基づき、1999年に江沢民とベトナムの総書記レ・カ・フューは会合において両国関係を次のような16字方針によって表現した。すなわち、「長期穩定、面向未来、睦隣友好、全面合作」（長期的な安定を維持し、未来志向に善隣友好・全面協力関係を構築する）¹³⁷である。その会見では、中越関係は友好的、長期的、安定的に発展することで一致し、両国の友好を一層深めることが

¹³⁵ 「中越發表連合公報」 『人民日報』1991年11月11日

¹³⁶ 于向東 「正常化以来中越關係の發展」 『中国与周边国家：構建新型夥伴關係』 張蘊嶺 編 2008 社会科学文献出版社 125頁

¹³⁷ 新華社 2002年2月27日 <http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/7475/7482/20020227/675235.html> 2014年1月16日アクセス

できた。それに対して、レ・カ・フュー総書記は「両国が高度な責任感と共同の努力によって、早急に両国の国境・領土問題を解決し、平和、友好安定の国境を打ちたてるべきである」と表明した¹³⁸。レ・カ・フュー総書記の言論に応じて、ベトナムの中国に対する警戒心を弱めるため、1999年に中国はベトナムと「陸上国境協定」を締結した。さらに、2000年に中国とベトナムは「トンキン湾領海、排他的経済水域及び大陸棚境界画定協定」と「トンキン湾漁業協力協定」を締結し、短期的に解決し難い領土紛争を共同開発・協力解決の方向へ向かわせた。

これらの協定によって、1999年に中国とベトナムの陸上の国境問題が解決され、残されている国境問題は南中国海においてだけとなったのである。この段階では中国とベトナムの関係はより深い段階に入り、中国のベトナムにおける「中国脅威論」を治める努力は効果的であったと言える。

(3) FTA 締結後 (2003年～)

中国の様々な努力によって、ASEAN側の中国に対する警戒心を弱め、2002年に「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」が調印された。その後、中国はASEAN諸国との友好関係を深める努力を続けている。

2005年に、当時の胡錦濤総書記がベトナムを訪問した際、中国とベトナムの関係を「よき隣人、よき友人、よき同志、よきパートナー」と表明した。胡錦濤の発言以降、中国はより積極的にベトナムと協力関係を図ることになった。

2005年に中国海軍とベトナム海軍は「トンキン湾合同パトロール協定」を締結した。そして、2006年4月に、中国海軍とベトナム海軍の合同パトロールが行われ、その合同パトロールは中国海軍と外国海軍との初めての合同パトロールでもあった。2005年から2011年にかけて、中国海軍とベトナム海軍はトンキン湾において、11回の合同パトロールを行い、両国と両軍の相互理解と信頼の関係を深め、南中国海の争いを緩和する効果があると考えられる¹³⁹。

また、2005年末に、中国海洋石油総公司与ベトナム石油公社が「トンキン湾における石油・天然ガス協力枠組み協定」を締結した。この協定に基づいて、中国とベトナムは境界での資源の共同開発に乗り出した。2006年1月から、中国とベトナム両国はトンキン湾の共同漁区における漁業資源の共同調査を開始した。同年の9月に、同地域における合同検査活動も行われた。

トンキン湾において海上の協力だけではなく、中国とベトナムの陸上における協力も盛んになった。代表的な事例は「両廊一圈経済協力構想」である¹⁴⁰。「両廊一圈経済協力構想」を実行するため、中国と

¹³⁸ 「中越連合声明」『人民日報』1999年2月28日

¹³⁹ 「ベトナム海軍艦艇が中国を訪問、南シナ海の緩和なるか」 <http://www.recordchina.co.jp/a52231.html> 2014年11月10日アクセス

¹⁴⁰ 「両廊一圈経済協力構想」は中国とベトナムとトンキン湾における経済協力の一部である。その内容は「昆明-ラオカイ-ハノイ-ハイフォン-クアンニン」と「南寧-ランソン-ハノイ-ハイフォン-クアンニン」の二つの陸上物流ルートを作ることによって沿線の活性化を目指すこと（両廊）とベトナム北部、広西チワン族自治区、広東省雷州半島、海南省で囲まれた海域で、海運も利用して沿岸を振興すること（一圈）で

ベトナム両国は協力指導委員会を設立し、中国とベトナムの政府間交流も促進されてきた。当時の中国外相唐家璇は両国の政府間交流を次のように述べた「新たな情勢の下で両党、両国の指導者が遠く将来を見通し、相互の信頼を深め、協力を促進し、中越善隣友好の長期に渡る全面的で迅速な発展を推進するという意義は重大である¹⁴¹。」

4. まとめ

以上述べたように、中国はCAFTAを締結する以前と締結した後に、「中国脅威論」を緩和するための様々な努力をしてきた。これらの努力は一時期には優れた効果を生み出した。

CAFTAを締結した初期に、中国とベトナムとの関係は国交が回復以来の最も良好な状態になった。中国は自らベトナムに友好的な姿勢を見せ、戦争によってもたらされたベトナムの自国への偏見を払拭しようとした。また、資源問題に関して、中国はベトナムに共同開発を提案し、紛争がある国境の資源を共有することによって、ベトナムの不満を和らごうとしてきた。さらに、中国は南中国海における海軍強化を図るにあたり、ベトナム海軍と共同パトロールや共同演習を通じて、ベトナム海軍と同盟のような関係を構築した。

これらの外交努力はCAFTAを締結した初期に中国とベトナムの関係を良好なものにした。しかし、2007年以後、米国のアジアへの関与によって、中国とベトナムとの関係は不確定なものとなった。2007年に、米国はベトナムへの武器販売を再開した¹⁴²。そして、オバマが大統領に就任して以後、米国の世界のリーダーの地位を固めるため、米国政府は「アジア回帰」の方針を提出した。ベトナムは米国のこの方針を利用し、経済上中国と緊密な貿易関係を維持していると同時に、南中国海において、中国に対抗する傾向を示してきた。一方、中国は米国のアジアへの関与に対抗するため、また、近年中国の経済が急速発展期に入って、天然資源に対する要求が拡大しているため、南中国海問題に対する方針は「紛争を棚上げし、共同開発」の方針から「南中国海は中国の核心利益である」方針へと転換した。

それらの問題の詳細について、第四節で詳しく考察を行うが、次の節では、CAFTAを締結して以来、中国とベトナムの経済関係を考察することによって、中越の経済関係の深さを明らかにしておきたい。

ある。

¹⁴¹ 「中越双边合作指導委員会首次會議在河内举行」『人民日報』 2006年11月12日

¹⁴² 「緊張の南シナ海-なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011.6.14

<http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompancircumstance/archives/50609621.html> 2014年2月1日アクセス

第二節 CAFTA における中国とベトナムの経済関係

2002年11月4日に、中国とASEAN諸国は「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を調印した。2003年10月6日に中国とASEANは「中国ASEAN包括経済協力枠組み協定」修正議定書を提出した。この議定書により中国とASEAN諸国は原産地規則とアーリーハーベストの内容及び実施日程が決められた。その後、2004年11月29日に、中国とASEANは「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定物品貿易協定」（物品貿易協定）を調印した。「物品貿易協定」において、ASEAN6とCLMV諸国に対する関税削減の日程は異なっている。その他、関税削減の内容として、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ品目と高度センシティブ品目）に分別される。それぞれの関税削減日程も異なる。

その後、2007年1月に中国とASEANは「サービス貿易協定」を調印した¹⁴³。また、2009年8月に「投資協定」が結び、2010年1月1日から発効した。「投資協定」は中国とASEANの間で、自由、便利、制度透明かつ公平な投資環境を構築することを目的としている。「投資協定」の目的は、中国とASEAN諸国は互いの投資家に内国民待遇、最恵国待遇を与え、投資活動に関する法律上の保障をすることである。この協定では、中国とASEANは①投資体制の自由化、②互いに両地域の投資家に有利な投資環境を創出し、③両地域の政府は投資に関することの協力、④法律上で双方の投資を保障することが決められた。

前章において、私はマレーシアを例として、中国とASEAN6との関税削減の進行、現段階の効果及び、CAFTAによる中国の対マレーシアへの投資状況と影響を分析した。本章では、本章の「はじめに」で述べたように、ベトナムをCLMVの代表的事例として取り上げ、中国とベトナムとの貿易状況、関税削減の進行、その効果及び投資状況とFTAによる影響を分析しておきたい。

1. CAFTA における CLMV 諸国に関する関税削減の諸規定

(1)アーリーハーベスト品目について

アーリーハーベスト品目はHS01からHS08までの製品を対象として決められた¹⁴⁴。中国とASEAN6の間で、アーリーハーベスト品目の関税引き下げは2004年から引き下げが始まり、2006年にゼロ関税となったが、中国とCLMVの間のアーリーハーベスト品目の関税削減は2006年から始まり、2010年にゼロとすることが決められた。だが、表6（続）のように、ベトナムはCLMVの特例として、2004年にアーリーハーベスト品目の関税削減が始まって、2008年にゼロに引き下げると決められた。現在まで、アーリーハ

¹⁴³ 本文では物品貿易と直接投資を中心として分析するため、サービス貿易には関わっていない。

¹⁴⁴ 動物、肉及び食用内臓、魚、乳製品・蜂蜜・卵、その他の動物製品、生き植物、野菜、果物の一部例外を除く農水産物のことである。

ーベスト品目はすでにゼロ関税となっている。

(2) 「物品貿易協定」について

「物品貿易協定」において、中国と ASEAN6 の間と同様に、中国と CLMV 間においては同じようにノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リスト品目と高度センシティブ・リスト品目を含む）の内容及び関税削減の日程が決められた。

表 12 ベトナムのノーマル・トラック品目の関税削減日程

X=CAFTA 税率	CAFTA の税率（毎年の 1 月 1 日から有効）							
	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2011 年	2013 年	2015 年
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	25	15	10	0
$45\% \leq X < 60\%$	40	35	35	30	25	15	10	0
$35\% \leq X < 45\%$	35	30	30	25	20	15	5	0
$30\% \leq X < 35\%$	30	25	25	20	17	10	5	0
$25\% \leq X < 30\%$	25	20	20	15	15	10	5	0
$20\% \leq X < 25\%$	20	20	15	15	15	10	0.5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	15	10	10	10	5	0.5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	10	10	10	8	5	0.5	0
$7\% \leq X < 10\%$	7	7	7	7	5	5	0.5	0
$5\% \leq X < 7\%$	5	5	5	5	5	5	0.5	0
$X < 5\%$	そのままキープ							0

注：2005 年の関税は 7 月 1 日から削減

出所：物品貿易協定附属書 1 表 ii

「物品貿易協定」によって、中国と CLMV の貿易品目は ASEAN6 と同様に、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リスト品目と高度センシティブ・リストを含む）が定義された。ASEAN6 の場合にセンシティブ・トラック品目は 400 品目まで決められたが、CLMV の場合では、センシティブ・トラック品目の数は 500 品目まで基準を決められると緩和している¹⁴⁵。そして、表 3 のように、CLMV の関税削減日程はノーマル・トラック品目の関税が 2015 年にゼ

¹⁴⁵ ベトナムの場合では、センシティブ・リスト品目は 501 種、高度センシティブ・リスト品目は 424 種、合計 925 種類の製品でセンシティブ・トラックを構成した。

ロまで引き下げられることが決められた。センシティブ・トラックの関税について、2015年にセンシティブ・リスト品目の関税が20%まで引き下げられ、2020年に0~5%まで引下げられる。高度センシティブ・リスト品目の関税は2018年に50%以下に引き下げられることが決められた。その中で、ベトナムはCLMVの中で、特にノーマル・トラック品目の関税削減の進捗が他の三ヶ国より早い。表12のように、ベトナムの関税削減は2005年から始められた。2011年の時点で、ベトナムのノーマル・トラック品目の関税は既に10%以下に削減された。

現時点でCAFTAにおけるベトナムの関税削減はまだ完成していないが、次の節では、関税がゼロになっているアーリーハーベスト品目の中国・ベトナム間の貿易状況を考察する上で、CAFTAの中国とベトナムとの貿易への影響を分析しておきたい。

2. 中国の対ベトナム貿易状況

(1)中国の対ベトナム貿易の全体図

中越国境戦争の影響により、一時中止していた両国の貿易は、1982年から再び開始された¹⁴⁶。1980年代に、中国とベトナムの間の貿易は国境付近を中心に行われていた。1991年に、中国とベトナムは「中国・ベトナム連合公報」を発表し、両国の貿易は正常状態に戻った。

2001年以後、中国経済は急速発展期に入り、2002年にCAFTAの「枠組み協定」が調印された。その影響を受けて、中国の対ベトナム貿易は急増した。図10に示したように、2001年から2011年まで、中国の対ベトナム輸出金額は16倍に増加し、中国のベトナムからの輸入金額は11倍に増加している。

中国の対ベトナムの輸出品目の中心は機械設備・同製品、石油製品、鋼鉄、化学原料と織布・生地である。中国のベトナムからの輸入は石炭、原油、鉄鉱石、ゴム、生活用品と農林水産品が中心となっている¹⁴⁷。

ベトナムにとって、中国はますます重要な貿易相手国となっている。図10に示すように、2001年からベトナムの対中国貿易は大幅な貿易赤字を継続してきた。2011年に、ベトナムにとって中国は米国に次いで、第二位の輸出先となった。そして、輸入の面では、中国は10年連続でベトナムの最大の輸入国であった。

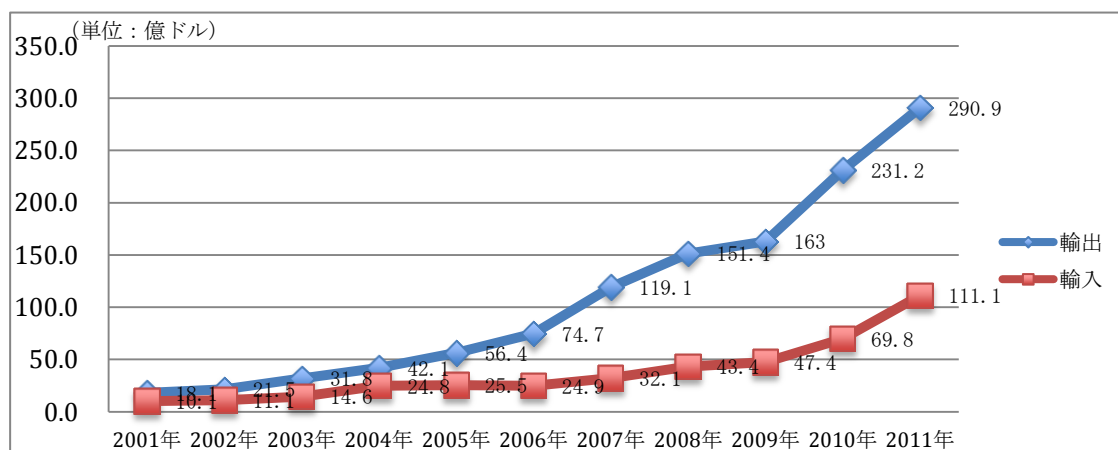
上述したように、ベトナムの中国からの輸入は機械設備・同製品、石油製品、鋼鉄、化学原料と織布・生地であった。ジェトロの統計によれば、2007年から2009年まで、ベトナムが中国から輸入した機械設

¹⁴⁶ 1979年2月17日から3月16日まで続いた戦争のことである。この戦争は一カ月続いたが、実際、中国とベトナムの国境紛争は1989年まで続いた。

¹⁴⁷ 阮芳鸞「中国・東盟自由貿易区背景下越中貿易関係研究」学位論文 2009 中国地質大学 26~28頁と「ジェトロ世界貿易投資報告」(2008~2011各年度)ベトナム編 ジェトロを参照

備、鉄鋼、織布・生地の合計の全輸入金額に占める割合は、2007年は全体の52.8%、2008年は41.3%、2009年は31.5%であった¹⁴⁸。2010年以降、ベトナムの対中貿易赤字は拡大し続け、該当品目の輸入量も増加してきた。これらの輸入品は工業と繊維業のものが中心となり、これらのものはベトナムの工業と繊維業に貢献している。また、ベトナム政府は2020年にベトナムが新興工業国になる目標を設立したため、中国からの輸入はこの目標を達成するため、重要な役割を果たせると考えられる。

図10 2001年～2011年中国の対ベトナム貿易動向



出所：「世界貿易マトリクス」(2001～2011年号) ジェトロ により作成

一方、2004年からASEAN6におけるCAFTAのアーリーハーベスト品目に関する関税削減が始まった。そして、2008年にベトナムはCLMVでは最初に中国アーリーハーベスト品目関税をゼロまで引き下げた。次の節では、中国とベトナムの間のアーリーハーベスト品目の関税削減状況を述べ、アーリーハーベスト品目の関税削減がどのような影響を両国間の貿易に与えたかを考察していきたい。

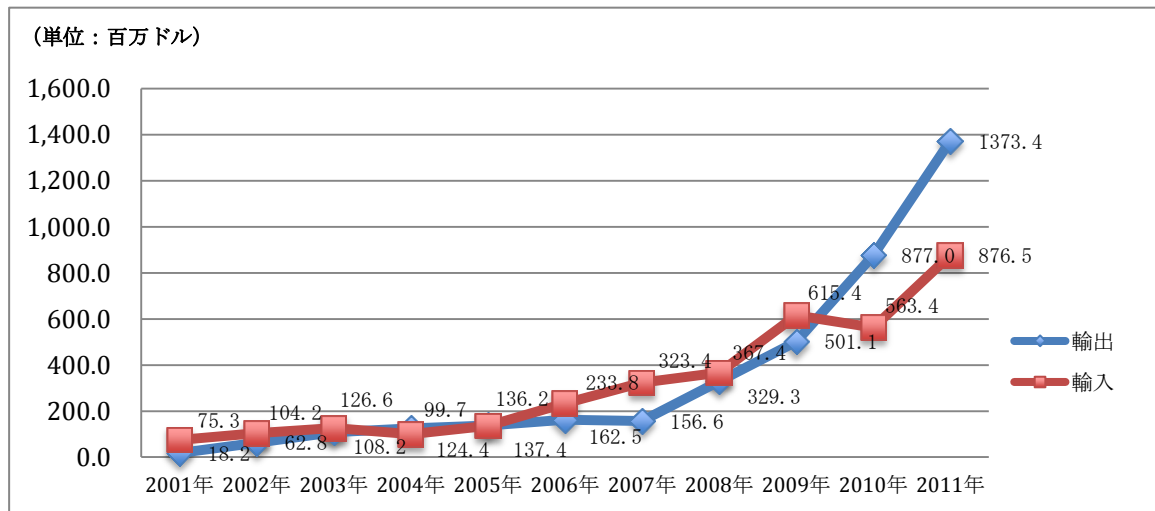
(2)アーリーハーベスト品目の関税削減と中越貿易

上述したが、中国のベトナムからの輸入の一部は農林水産物である。アーリーハーベスト品目は主に農林水産物であるため、本節では、この部分の貿易を中心に状況を分析していく。

まず、輸出の側面からみてみよう。図11が示すように、2001年に中国の対ベトナムのアーリーハーベスト品目の輸出額は1820万ドルであった。2011年に中国の対ベトナムへのアーリーハーベスト品目の輸出額は13億7340万ドルであり、2001年と比べて75.5倍増加した。

¹⁴⁸ ジェトロ 『世界貿易投資報告—ベトナム編』(2008、2009、2010)の統計に基づく。<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/> 2014年11月25日アクセス

図11 2001年～2011年中国の対ベトナム貿易にアーリーハーベスト品目の動向



出所：『中国海關統計年鑑』（2001～2011年号）の統計データにより作成

次に、輸入の側面からみてみよう。2004年にベトナムにおけるアーリーハーベスト品目の関税削減が始まった。2001年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は7530万ドルであった。2007年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は3億2340万ドルであった。2008年アーリーハーベスト品目の関税がゼロに下げられた。2011年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は8億7650万ドルであった。2001年から2011年までの間に、輸入額は11.6倍だけ増加した。

以上の統計からみると、アーリーハーベスト品目において、中国の対ベトナムへの輸出の成長率は輸入の成長率よりはるかに大きい。しかし、貿易の全体で分析すると、異なる結論になる。

表13はアーリーハーベスト品目の中国の対ベトナムの貿易全体に占める割合を示している。輸出の側面では、アーリーハーベスト品目の中国の対ベトナムの輸出に占める割合が、2001年の1.0%から2011年の4.7%へ成長した。輸入の側面では、アーリーハーベスト品目が中国のベトナムからの輸入に占める割合は、2001年の7.4%から2011年の7.9%に増加した。その中で、輸入の成長率は低いが、アーリーハーベスト品目の関税がゼロに引き下げられた前後の2007年と2008年と2009年の割合に注目するべきである。2007年にアーリーハーベスト品目が中国のベトナムからの総輸入額に10.0%の割合を占め、2008年は8.5%を占め、2009年に史上最高の13.0%を占めた。この三年間に、アーリーハーベスト品目の関税削減によって、アーリーハーベスト品目では中国のベトナムからの総輸入に占める比重が大きくなっている。それはCAFTAの関税削減効果であろう。しかし、2009年以後、中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額が総輸入額に占める割合が減っていることは、中国とベトナムとの南中国海における関係が緊張したことの結果と考えられる。この問題について、次の節で分析を行いたい、アー

リーハーベスト品目の関税をゼロに下げた前後、中国のベトナムからの輸入では、アーリーハーベスト品目が重要な位置を占めるようになったことは確かである。

表 13 2001年～2011年アーリーハーベスト品目が中国の対ベトナムの貿易に占める割合 (単位: %)

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年
輸出	1.0	2.9	3.4	2.9	2.4	2.2	1.3	2.2	3.1	3.8	4.7
輸入	7.4	9.3	8.7	4.0	5.3	9.4	10.0	8.5	13.0	8.1	7.9

出所:『中国海関年鑑』(2001～2011年号)の統計データにより作成

上述したように、CAFTA を締結して以来、中国とベトナムの貿易が大きく成長してきた。輸入に比べると中国の対ベトナムへの輸出が急激に増えたが、CAFTA による関税削減が先に行われているアーリーハーベスト品目分野では、中国のベトナムからの輸入に大きな割合を占めている。すなわち、中国にとって、ベトナムは中国製品の消費市場であると同時に、中国に農林水産品などの原材料を提供している。

3. 中国の対ベトナム投資

中国企業の対外投資は既に 1990 年代から始まったが、一般的に中国企業の本格的な投資活動は 2000 年代から増加した。これは「走出去」政策の実施によるところが大きい。また、中国政府における対外直接投資の統計は 2003 年から始まったため、本論文では、中国の対ベトナムの直接投資を 2003 年から分析することによって、中国企業がベトナムへ投資する分野を明らかにする上で、ベトナムが中国の「走出去」戦略に占める位置を明らかにしておきたい。

(1)ベトナムの外資優遇政策

ベトナム政府は1986年にドイモイ政策を導入する中で、計画経済体制から市場経済体制へ移行した。次に、1987年に「外国投資法」の実施により、初めて外国投資家に扉を開いた。その後、1990年、1992年、1996年と2000年に四回に分けて、その法律を修正し補充した。「外国投資法」では、外国投資事業の所得に対する利益税の税率が10%から25%までと規定されている。利益税は法人税に相当する税であり、国内企業の場合は25%から45%までの税率であるから、外資企業をかなり優遇していることになる。外国(合併)企業に対する標準税率は25%であり、優遇税率は20%、15%、10%に分かれている。どの税率が適用されるかは、投資プロジェクトをベトナム計画投資省(MPI)に申請しその認可を受ける際に、利益税の税率も同時に決定される仕組みになっている。

1990年代前半、外国からベトナムへの直接投資が順調に伸びたが、アジア通貨危機の影響により、1997年以後ベトナムへの投資ブームが落ち込んでしまった。

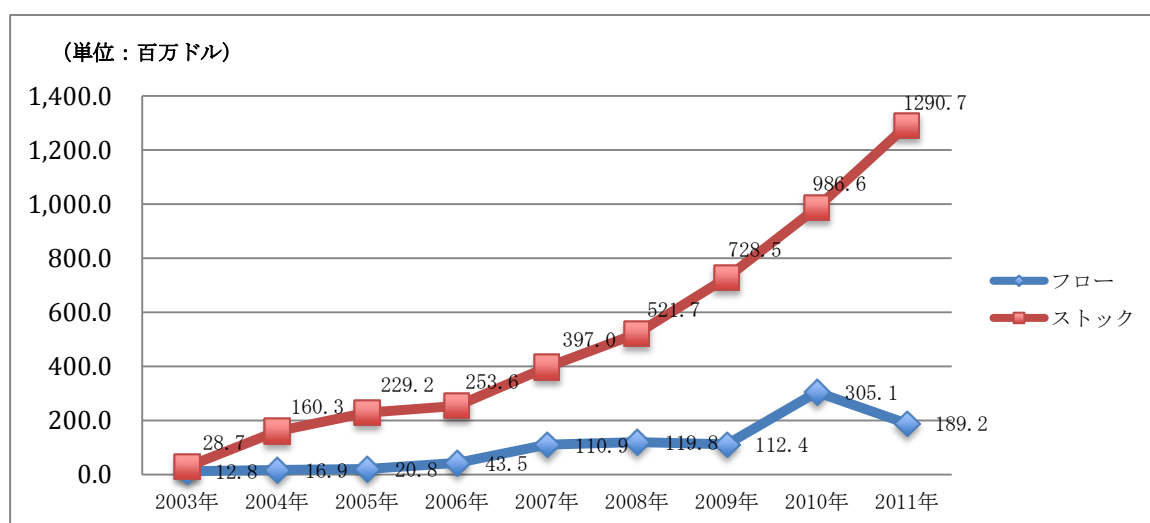
2006年に、ベトナム政府は外国資本を誘致するための新たな「投資法」を設定した。「投資法」によって、投資家の財産に対する保護、市場の開放、外国へ送金の保証、国内企業と統一する価額、料金の適用、法律変更する時投資の保護、税制上の投資優遇措置、欠損金繰越、減価償却、土地使用、工業区への投資優遇措置等が決められた。

投資環境の大幅改善に従い、中国企業は「走出去」政策に後押しされて、ベトナムへの投資を始めたのである。

(2)中国の対ベトナム投資の状況

図12に示したように、2003年から2010年までの中国の対ベトナムへの直接投資フローの金額は安定的に増加した傾向が見える。特に2010年に、中国とASEANの「投資協定」が発効し、中国の対ベトナムへの直接投資フローの金額は2009年から、3倍増加した。しかし、翌年度の2011年に、中国からベトナムへの直接投資フローの金額は3億510万ドルから1億8920万ドルに激減した。その原因は、中国とベトナムの南中国海における衝突に関係するだろう。とはいえ投資ストックの面からみると、2011年に、中国の対ベトナムへの直接投資ストックは12億9070万ドルであり、2003年の2870万ドルと比べると、450倍に大幅に激増している。また、これらの投資は、主に製造業、卸売業、採鉱業、生産・サービス業及び農林水産業に集中している。つまり、中国にとって、ベトナムは原材料の確保と生産基地の役割が大きいと理解してよいだろう。

図12 中国の対ベトナム直接投資状況



出所：「中国対外直接投資統計年報」(2003～2011年号)の統計データにより作成

図 12 だけをみると、中国の対ベトナムの直接投資は順調に成長すると思われるが、中国の対 ASEAN の直接投資における対ベトナムの直接投資をみると、違う傾向がみえる。表 14 に示したように、2003 年に、中国の対ベトナム直接投資フローは対 ASEAN の直接投資フローにおいて、第 4 位であり、2005 年に史上最高の第 2 位になったが、「投資協定」が発効された 2010 年に第 6 位に下げた。2011 年には、最低の第 8 位まで落ちてしまった。中国の対ベトナムの直接投資のストックからみると、2003 年に中国の対 ASEAN の投資ストックにおいて第 5 位だったが、2011 年に第 6 位になっている。

表 14 ASEAN における中国の対ベトナム投資額順位

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
フロー順位	4	5	2	4	3	5	6	6	8
ストック順位	5	2	2	2	3	3	4	6	6

出所：「中国対外投資統計公報」（2003～2011 年号）の統計データにより作成

表 14 から分かるように、中国の対ベトナムの直接投資は成長しているが、ASEAN 全体からみて、中国にとってベトナムの投資先としての役割は比較的小さいと理解できるだろう。

一方、中国企業の対ベトナムの貿易と投資はどのような関係があるだろうか。ここで、製造業における中国企業の対ベトナムへの直接投資の事例を挙げてみる。

重慶宗申動力機械株式会社（宗申動力）は中国重慶市（西南部の内陸地域にある）のバイク、各種のエンジンと農林機械を生産する会社である。2003 年に、宗申動力は深圳証券取引所で上場して以後、ベトナムへの進出を開始した。2004 年に、宗申動力はベトナムのヴィンフック省メリン県で 220 万ドルを投資し、宗申ベトナムエンジン製造有限公司（宗申ベトナム）を設立することを計画した。そして、2004 年年末まで宗申動力は 150 万ドルを投資し、2005 年に宗申動力は 79 万ドルを追加投資した¹⁴⁹。2005 年年末まで、宗申動力はベトナムへの総投資額が合計 229 万ドルとなった。だが、それ以後宗申動力の対ベトナムへの投資は行われていない。そのことから推測できることは、宗申ベトナムは現地法人として、現地での生産・販売活動を行っていることである。すなわち、宗申動力はベトナムへ投資し、現地での生産販売を通じて、本国からの輸出に代替していることが考えられる。

¹⁴⁹ 『2006 年重慶宗申動力機械株式会社年報』70 頁 <http://www.cninfo.com.cn/finalpage/2007-03-07/21255343.PDF> 2014 年 6 月 1 日アクセス

4. まとめ

CAFTA の規定によって、2008 年からベトナムのアーリーハーベスト品目の関税がゼロに引き下げられた。アーリーハーベスト品目の関税の引き下げと共に、中国の対ベトナムの貿易が大きく増加している。特に、中国のベトナムからの輸入において、関税削減前後の 3 年間に、アーリーハーベスト品目の輸入額は輸入総額に占める割合が史上最高値になっていた。2010 年、領海問題のトラブルで、中国とベトナムの貿易状況が変化した。全体からみるとアーリーハーベスト品目の関税削減のほうが中国とベトナムの貿易に与える影響が大きいと考えても良いだろう。現時点、ベトナムのノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラックの関税削減はまだ始まっていないが、中国にとってベトナムは中国の ASEAN における重要な市場と原材料産地の役割であるという傾向はみえるだろう。

投資の側面では、2003 年から中国の対ベトナム直接投資フローは微増の傾向がみえる。2010 年に「投資協定」の発効により、中国企業の対ベトナム投資額は一気に 3 倍ほど増加したが、領海紛争の影響で、2011 年に投資額は再び百万ドル台に戻った。ASEAN 全体からみると、ベトナムは中国の ASEAN における投資先として中心的な国ではない。中国からベトナムへの投資額ストックは大きく増加しているが、ASEAN において、その比重はさほど大きくない。

以上のように、投資面では、中国にとってベトナムの役割は弱い。貿易の面では、中国にとってベトナムの役割は大きいとみられる。2011 年に中国はベトナムの第二位の輸出相手国であり、ベトナムは中国の ASEAN における第三の輸出国となっている¹⁵⁰。両国の貿易関係は緊密であると言えるだろう。しかし、このような緊密な経済関係は背景において中国とベトナムの外交関係は 2008 年以後緊張な傾向に変化した。中越関係緊張化の原因は南中国海問題である。次の節では、南中国海問題について、考察を展開しておきたい。

¹⁵⁰ ジェトロの統計により

第三節 中越関係の不安定要素——南中国海問題

前節で、中国とベトナムの経済関係について考察を行った。CAFTA の締結により、中国とベトナムは互いに経済面での関係が重要になっている。しかし、近年の両国の経済関係が緊密化する裏面で、中国とベトナムの外交関係に緊張関係が生まれている。例えば、2008 年からベトナムの漁船と中国の海上執法船の間で南中国海において衝突が起きたり、ベトナムの漁民が中国の禁令を無視し紛争海域で作業したりするなどの事件が多発している。これらの事件は中国とベトナムの外交関係を悪化させた。

本節では、中国の立場から南中国海における紛争について考察する。すなわち、FTA による市場統合と安全保障（あるいは外交）に関する一般理論では、FTA が深化・拡大するにつれ、外交関係は良好なものになると主張している。つまり、FTA の推進と両国の政治関係（外交関係）は調和的なものに描かれている。本節では CAFTA 締結以後、中国とベトナムとの外交関係を考察することによって、このような一般理論を検討したい。

1. 南中国海問題の詳細

東南アジア諸国と中国の間に位置する南中国海において、これまで領土紛争が度々生じてきた。中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン及びブルネイはそれぞれがこの地域を自国の領土であることを主張している。本節では、中国とベトナムとの紛争に焦点を当て考察を行う。

中国は南中国海の約 8 割に及ぶ海域内の島礁の領有権を主張している。その 8 割には南沙諸島（スプラトリー諸島）、西沙諸島（パラセル諸島）、中沙諸島、東沙諸島（プラダス諸島）が含まれている。ベトナムはスプラトリー諸島とパラセル諸島に対して、領有権を主張している¹⁵¹。中国とベトナムの領有権問題の核心はスプラトリー諸島とパラセル諸島である。

こうした中国の主張の根拠となるのは漢時代からの古典書物に見られる。例えば、『異物誌』、『混一疆理歴代国都之図』、『更路簿』、『広州記』、『元代疆域図叙』などである。これらの書物では、スプラトリー諸島の場所や、中国のスプラトリー諸島に対する開発や歴史的統治などのことが記載されている¹⁵²。

第二次世界大戦の時、日本はスプラトリー諸島を占領した。第二次世界大戦終結後、日本はスプラトリー諸島の管轄権を国民党政権の中国に返却し、中国はスプラトリー諸島を奪還した。1949 年に中国の政権が交替したが、共産党政権の中国は継続して、スプラトリー諸島の領有権を主張してきた。しかし、その時中国の海軍の力が弱く、また、中国国内で、文化大革命運動が起こっていたため、この海域で中

¹⁵¹ 森 聡「南シナ海開放的な海洋秩序を形成できるか」外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou_vol4_27.pdf 2014年3月13日アクセス

¹⁵² 飯田 将史 「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻 第一号 2007. 9 144～145頁

国は積極的な行動を取らなかった¹⁵³。

1974年1月に、ベトナムはパラセル諸島とスプラトリー諸島の一部を自国の領土に入れ、パラセル諸島海域で、ベトナムの海軍が中国の漁民及び海軍を襲撃する事件が発生した。その事件を発端に、パラセル諸島海域において中国とベトナムの間で小規模な海戦が行われ、結果として中国はパラセル諸島を完全に占領した¹⁵⁴。また、1988年に、国連教育科学文化機関は「中国がスプラトリー諸島海域で海洋観測所を設立する」ことを認めた。これに対抗し、ベトナムはこの海域で中国に対抗し続けてきた¹⁵⁵。

以上述べたように、1990年代以前、中国はベトナムと南中国海問題について対立の姿勢が続いてきた。しかし、1991年に中国とベトナムが国交を回復し、友好関係を構築するため、さらに「中国脅威論」を封じ込めるため、中国の南中国海に関する方針が変化した。

2. 南中国海問題について中国の対応

1989年に「天安門事件」が発生し、中国は民主や人権問題により、欧米の民主主義諸国の不満を招いてきた。また、ソ連の崩壊と東欧諸国の体制移転により、中国は唯一の社会主義大国となった。このような背景において、1990年代初頭に、中国は欧米諸国から孤立した。中国は不利な周辺環境を認識し、近隣諸国との友好関係を構築することに努力してきた。

1991年、中国とベトナムは中越戦争により中断した国交を回復した。両国は国交を回復する際に南中国海問題について、当時の中国のトップである鄧小平は、様々な場合で「我々はしばらく南沙諸島の問題を棚上げすべきである」また「両国の友好関係を考慮すれば、我々はこの問題をしばらく棚上げし、共同開発を進めるという道を探ることができる」という見解を表明した¹⁵⁶。そして、鄧小平のこの見解を方針として、1995年のASEAN地域フォーラムの閣僚会合で、中国は南中国海紛争の平和的解決の意思を示した。1997年のアジア通貨危機以後、中国は積極的にASEANとFTAを締結することを進め、南中国海問題を二国間協議で議論することを主張し、南中国海問題による悪影響を避けてきた。

ASEANとFTAを進めるため、2002年に、中国はASEAN諸国と「南中国海行動宣言」に署名した。そして、FTA締結以後、2005年に中国とフィリピンとベトナムは「南中国海において海底資源の共同地震波探査を実施する協定」を締結した。その二つの宣言と協定は一時的に南中国海における中国とベトナムの紛争を沈静化させたが、2000年代後半、米国のアジア地域への関与によって中国とベトナムの関係は再び緊張状態になった。しかし、この状況はFTAの締結によって、緊密な経済関係が良い政治関係に繋

¹⁵³ 同上 146 頁を参照

¹⁵⁴ 「歴史的今天：西沙自衛反撃戦」新華網 http://news.xinhuanet.com/mil/2005-01/20/content_2485501.htm 2014年3月20日アクセス

¹⁵⁵ 「88年中越南沙海戦」 戦略網 <http://history.chinaiiss.com/html/20078/10/a3e66.html> 2014年3月20日アクセス

¹⁵⁶ 飯田 将史 「南シナ海における中国の新動向」『防衛研究所紀要』 第10巻 第一号 2007. 9 148頁

がるという一般的な理論と異なっている。次の節では、この問題について、分析をしておきたい。

3. 経済関係の深化が政治関係の深化に至るか—南中国海における中国とベトナム緊張関係の真相

第三節で述べたように、CAFTA の締結によって、中国はベトナムと緊密な経済関係を構築しようとしてきた。CAFTA は経済効果をもたらす他、外交面の効果ももたらすといわれている。一般的に、FTA を通じた国家間経済統合の進展は、相互不信の克服と安全保障競争の緩和に役立つということである¹⁵⁷。また、FTA は第三国による潜在的あるいは現実的な脅威に対抗して、安全保障同盟関係を強化するための経済手段の一つとなりうるということである¹⁵⁸。だが、近年、南中国海において、中国とベトナムの間で緊張関係に至る事件は多発しているが、これらをどのように評価すべきであろうか。

2005 年から 2010 年 10 月にかけて中国に拿捕されたベトナム漁船は 63 隻、拘束された漁民は 725 名いる¹⁵⁹。2011 年 5 月に、中国海監船 3 隻がベトナム中部ニャチャン沖約 150km の海域で地震波探査を行っていたベトナムの探査船の活動を妨害して、ケーブルを切断した。また、同年 6 月に、漁政に 2 隻に支援された中国漁船がベトナムの地震波探査船のケーブルを切断しようとした。2012 年に中国の漁船 2 隻が南中国海で作業するベトナムの地震波探査船のケーブルを切断した¹⁶⁰。それらのことに対して、ベトナムは中国に抗議した。2012 年 5 月にはスプラトリー諸島海域で、ベトナム艦艇 3 隻が中国漁船 5 隻を追跡した事件が発生した¹⁶¹。

では、経済関係が緊密になっている中国とベトナムの間で、FTA の締結によって、経済関係が深化していることにも拘らず、なぜ南中国海において、外交上の緊張関係が生じているのか。筆者は米国の南中国海への関与が中国とベトナムの衝突の源であることを主張する。

ソ連が崩壊して以来、米国の外交方針はソ連を封じ込めることからテロとの戦いを重視することになり、アジア太平洋に対する外交・安全保障面への関与を低下させた¹⁶²。一方、2000 年代に入ってから、中国は急速的な経済発展を経験し、その著しい経済成長は世界から注目されている。また、CAFTA の締結によって、中国は ASEAN 諸国との関係を緊密化しつつあり、アジア地域における影響力は大きくなる傾

¹⁵⁷ Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement: Motivations and Consequences」 Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism FTA Diffusion in the Pacific Rim』 2009 Palgrave Macmillan 54 頁

¹⁵⁸ 同上 55 頁

¹⁵⁹ 「Vietnam Demands Unconditional Release of Fishermen Held by China」 Than Nien News 2010. 10. 8

¹⁶⁰ 小谷 俊介 「南シナ海における中国の海洋進出および『海洋権益』維持活動」 『レファレンス』 2013 35～36 頁

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1 2014 年 3 月 23 日アクセス

¹⁶¹ 小谷 俊介 「南シナ海における中国の海洋進出および『海洋権益』維持活動」 『レファレンス』 2013 38 頁

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1 2014 年 3 月 22 日アクセス

¹⁶² 加藤 洋一 「アジア回帰外交成立の経緯とアジア諸国の反応」 久保 文明・高畑 昭男・東京財団「現代アメリカ」プロジェクト 編 『アジア回帰するアメリカ』 NTT 出版社 2013 104 頁

向を見せている。それに対して、米国はリーマンショックの影響を受け、景気の低迷が続き、世界一強国の地位が脅かされている。さらに、近年、中国は海軍を強化することにより、米国の太平洋における覇権が挑戦を受けている。

このような背景において、米国はアジアにおける戦略の方針を「アジア回帰」としている¹⁶³。アジア諸国が紛争を抱えている南中国海は米国の「アジア回帰」の着手点になる。そして、米国にとって「アジア回帰」のスタートがベトナムへの武器販売の解禁とみてもよいだろう。2007年に、米政府は対ベトナム武器禁輸の解除を決定し、ベトナムとの関係を改善しようとしていた¹⁶⁴。また、2009年からベトナムへの軍事援助が始まっている。その後、2010年に米国のヒラリー国務長官はベトナムへ訪問する際、「米国とベトナムは互いに、かつての敵国ではなく、パートナー、同輩、そして友人として相手を見ることを学んだ。オバマ政権には、米越関係をより高い段階へ引き上げる準備がある¹⁶⁵」。これらのことによって、米国とベトナムの同盟関係が構成された。同年のASEAN地域フォーラム閣僚会議に米国のヒラリー国務長官は南中国海問題について「南中国海における国際法規の遵守は米国の国益である」ことを表明した¹⁶⁶。ここにきて、米国は南中国海へ完全的に関与することになっている。

一方、ベトナムの対中国政策の変化は米国の関与の基礎となっている。1970年代以前、ベトナムの中国政策は完全的な依存政策をとっていた。この時期にベトナムは中国から大量の経済・軍事援助と経済協力を得た。しかし、中ソの関係悪化とベトナムの対ソ政策により、1970年以降、ベトナムの対中政策は完全な対立政策をとった。その結果は、中越国境戦争が勃発し、ベトナムは国連による経済制裁を受けた。1991年に、ベトナムと中国国交が正常化され、ベトナムは新たな対中政策をとってきた。

ベトナムは積極的に中国と経済協力、地域協力に参加して、相互互信の関係を構築することと同時に、軍事面の現代化を強化し、軍事上で中国と対抗できるように求めている。その目的は地域協力することによって、中国の行動を制限することである。その他、ベトナムは欧米諸国との関係を強化することによって、中国を牽制することを目的にしている¹⁶⁷。このような政策は米国のアジアへ関与の受け皿となった。

その他、米国は南中国海問題について、「南中国海での航行の自由を守ること」を主張している¹⁶⁸。南

¹⁶³ Hillary Clinton 「America's Pacific Century」 http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/10/11/americas_pacific_century 2014年3月23日アクセス

¹⁶⁴ 「米国が対ベトナム武器禁輸措置を解除」『ベトジョー ベトナムニュース』2007.02.28

¹⁶⁵ 「Retrouvailles des Etats-Unis et du Vietnam」『Le Monde diplomatique』2011
<http://www.monde-diplomatique.fr/2011/06/MONTEARD/20703> 2014年3月23日アクセス

¹⁶⁶ 「緊張の南シナ海-なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011.6.14
<http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50609621.html> 2014年3月23日アクセス

¹⁶⁷ Le Hong Hiep 「Vietnam's Hedging Strategy against China since Normalization」『Contemporary Southeast Asia』Vol. 35 No. 3 2013 338~339頁

¹⁶⁸ 加藤 洋一 「アジア回帰外交成立の経緯とアジア諸国の反応」久保 文明・高畑 昭男・東京財団「現代アメリカ」プロジェクト 編『アジア回帰するアメリカ』NTT出版社 2013 104頁

中国海地域において、中国、ベトナム及びその他の ASEAN 国は領有権を主張していることはその地域の緊張関係の源になる。米国の関与は領土問題にかかわらず、航行権利から出発し、ベトナムにとって受け入れやすくなる。

また、ベトナムと米国、ベトナムと中国は同じ緊密な経済関係を維持しているためである。CAFTA の締結によって、ベトナムと中国の経済関係は緊密な状況になっている。2006 年以來、貿易上では中国はベトナム最大の輸入先となっている。表 15 で示すように、ベトナムは中国からの輸入はベトナムの総輸入額の 2 割前後を占めている。そして、毎年増加する傾向が見える。

表 15 2006～2013 年ベトナムの中国からの輸入金額と輸入総額に占める割合 単位：億ドル、%

	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
中国からの輸入金額	59.0	73.9	125.0	156.5	164.4	200.2	245.9	287.9	369.5
ベトナムの輸入総額	367.6	448.9	626.8	807.1	699.5	848.0	1067.5	1137.9	1290.0
構成比	16.0	16.5	19.9	19.4	23.5	23.6	23.0	25.3	28.6

出所：「世界貿易マトリクス」(2006～2012 年号) ジェトロ により作成(2013 年のデータは IMF の統計による)

しかしながら、ベトナムは中国から大量の輸入をしていると同時に、米国と緊密な経済関係を維持している。ベトナムと米国の国交が 1995 年に回復した。2005 年以後、米国はベトナムの最大な輸出市場の役割を果たしている。表 16 で示すように、2006 年からベトナムの対米国への輸出額はベトナムの総輸出額の 2 割弱を占めている。

表 16 2006～2013 年ベトナムの対米国への輸出金額と輸出総額に占める割合 単位：億ドル；%

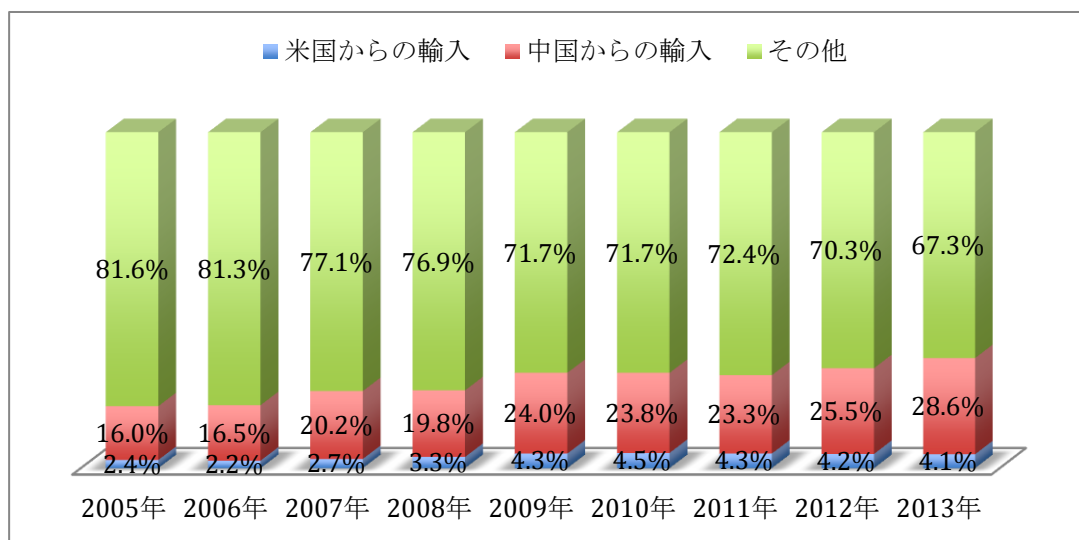
	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
対米国の輸出金額	59.2	78.3	100.9	118.7	113.6	142.4	169.3	196.7	238.7
輸出総額	324.5	398.3	485.6	626.8	571.0	721.9	969.1	1145.7	1266.5
構成比	18.3	19.7	20.8	18.9	19.9	19.7	17.5	17.2	18.8

出所：「世界貿易マトリクス」(2001～2011 年号) ジェトロ により作成 (2013 年のデータは IMF の統計による)

また、中国と米国のそれぞれのベトナムの貿易に占める位置を比べてみると、ベトナムの輸入については、図 13 が示すように、2005 年から 2013 年まで、中国からの輸入はベトナムの総輸入額の 16.0% から 28.6% へ増加している。それに対して、2005 年から 2013 年まで、ベトナムの輸入総額に占める米国からの輸入の比

率は2.4%から4.1%へ増加しているが、中国と比べると極めて小さい。中国はベトナムにとって最大の輸入相手国であることは明らかである。

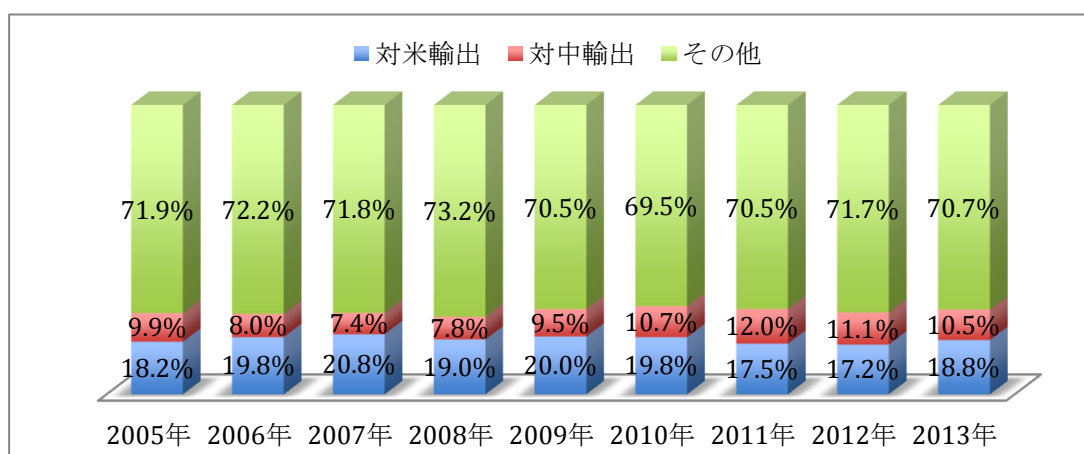
図13 2005年～2013年ベトナムの輸入総額に占める中国と米国の割合図



出所：国連の統計により作成 <http://comtrade.un.org/data/> (2013年のデータはIMFの統計による)

ベトナムの輸出については、図14が示すように、2005年から2013年までにおけるベトナムの対中輸出の割合は9.9%から10.5%へ増加している。それに対して、同時期にベトナムの対米輸出の割合は18.2%から18.8%へ微増しているだけである。ベトナムにとって、米国は最大の輸出相手国であることは変わらない。

図14 2005年～2013年ベトナムの輸出総額に占める中国と米国の割合図



出所：国連の統計により作成 <http://comtrade.un.org/data/> (2013年のデータはIMFの統計による)

そのため、輸入の面では、ベトナムは中国に依存しているが、輸出の面では、ベトナムは米国に依存している。また、第二節で述べたように、ベトナムの中国からの輸入において、繊維品は大きな割合を占めている。従来ベトナムの対米国の輸出において、繊維と衣料品は最も多い品目であるため¹⁶⁹、ベトナムの中国からの輸入は直接的にベトナムの対米輸出に影響すると理解できる。そのため、貿易面では中米両国はどちらもベトナムをコントロールすることができ、中米両国の外交政策はベトナムの対外政策を制約していると考えられる。

一方、ベトナムは中国と緊密な経済関係を維持していると同時に、米国とも緊密な経済関係を持っていて、ベトナムは中国と米国の二カ国からどちらかを選ぶことが困難であろう。そのため、米国の南中国海での関与に関して、ベトナムは、中国と FTA を締結していると同時に、米国の関与を受けつつ、中米両国との関係のバランスを計ろうとしている。

さらに、近年中国の海軍力の強化によって、ベトナムの中国に対する脅威の心理が蘇っている。ベトナムの一部の学者は再び「中国脅威論」を主張するようになってきている。ベトナムのシンクタンクである社会科学の学者は「中国は経済の発展に伴い、軍事力強化のためかなり予算を使っているため、ベトナムにとって本当に脅威である……アメリカが本格的にアジアに復帰することを契機に、アメリカ、インド、日本等の国と協力関係を締結するべきである。その目的は中国に対抗することである」と表明した¹⁷⁰。米国の南中国海への関与は、ベトナム国内の「中国脅威論」の提唱者に米国と同盟関係を構築すべきであると唱えるチャンスを提供している。

以上述べたように、米国の南中国海への関与及びベトナムの対米態度の変化によって、中国の南中国海における政策を転換せざるを得なくなった。CAFTA を締結した際に、中国の南中国海における方針は「紛争を棚上げし、共同開発」であったが、2000 年代後期になって、その方針は「中国は南中国海における権力・利益を核心的国家利益とする」へと変化した¹⁷¹。

だが、中国のベトナムとの外交関係は完全な対立でもない。領土問題に関して、中国とベトナムは陸上国境の懸念が 2009 年まで続いた。2009 年 11 月 18 日に、南中国海問題が緊張している時期に、中国とベトナムは「中越陸地境界勘界協議書」、「中越陸地境界管理制度協定」及び「中越陸地境界港及び管理制度協定」を調印し、陸上の国境が決められた。それらの協定は 2010 年 7 月に発効している¹⁷²。また、同じ領海問題として、トンキン湾海域も中国とベトナムとの海上国境を接する海域である。2000 年に、

¹⁶⁹ ベトナムの対米輸出品目はジェトロ 『世界貿易投資報告-ベトナム編』(2008、2009、2010、2011、2012、2013 年号) の統計に基づく。
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/> 2014 年 11 月 25 日アクセス

¹⁷⁰ 「ベトナムのシンクタンクとの対話：中国とどう対峙したらいいのかわか」 国家基本問題研究所
<http://jinf.jp/wp-content/uploads/2012/08/ベトナム訪問本文修正12-5-8.pdf> 2014 年 3 月 23 日アクセス

¹⁷¹ 「Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power」 The New York Times April 23, 10

¹⁷² 「中越両国政府簽署陸界勘界文件」中国外交部 2009. 11. 19
http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/wjbxw_611271/t627968.shtml 2014 年 3 月 30 日アクセス

中国とベトナムは「トンキン湾領海、排他的経済水域及び大陸棚境界画定協定」と「トンキン湾漁業協定」を調印した¹⁷³。この二つの協定によって、トンキン湾全体の面積の 53.23%がベトナム側、46.77%が中国側に帰属することになった¹⁷⁴。その後、同海域において中国海軍とベトナム海軍とのパトロールや海洋資源探査を共同実施することに合意した。

では、中国とベトナムとの陸上国境とトンキン湾の海上国境は既に解決しているのに、なぜ南中国海問題を解決できないのだろうか。その根本的な原因は陸上国境とトンキン湾問題が中国とベトナムとの二国間の問題である。中国は南中国海問題が直接の当事国間の交渉で解決すべきだと主張している¹⁷⁵。その目的は第三国の干渉を防ぐことである。それに対して、南中国海問題について、領有権を主張する国が多く存在するため、特に、近年に米国が南中国海問題に積極的に関与することになって、南中国海海域では、単なる中国とベトナム、中国と ASEAN 諸国との関係ではなく、中国と米国間の関係になっている。そのため、南中国海において、中国はベトナムとの緊張関係が表象として現れているが、その本質は中国が米国に対抗することである。

以上述べたように、中国とベトナムの南中国海における緊張関係は、単純に中国とベトナムの立場から分析するのは不十分である。南中国海問題の表象は中国とベトナムの緊張的な関係であるが、その表象は経済関係が深化している中国とベトナムにとって、「経済関係が深化・拡大するにつれ、外交関係は良好になる」という一般的な理論と相違する。だが、総合的に該当地域の現状を考察すれば、米国の関与はこの地域の緊張関係に至る根本的な要因となる。米国が南中国海問題に関与することによって、この地域の問題は二国間だけの問題ではなく、広範囲な国々を巻き込んだものとなっている。ベトナムは自国の安全保障の脆弱性を軽減させ、より強い国家との経済関係を深化させて国際社会からの孤立を回避するために¹⁷⁶、中国と米国との均衡関係を採らなければならない。そのため、南中国海問題の本質は中国が米国の関与に対抗することにある。

ただし、CAFTA 発効の期間はまだ短いことである。中国とベトナムの間のノーマル・トラックとセンシティブ・トラックの関税削減はまだ始まっていないため、中越と米越の経済上の関係はまた未知数である。そのため、現時点では、中国とベトナムの間で、米国の関与により一部の関係が緊張的な傾向を見せるが、これからの CAFTA のスケジュールに従って、中国とベトナムの経済関係はより深化することによって、南中国海問題のような中国とベトナムの関係上の不調和な事件はいずれ回避できるであろう。

¹⁷³ 飯田 将史 「南シナ海における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻 第一号 2007.09 150頁

¹⁷⁴ 吉川 尚徳 「中越のトンキン湾海上協定画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策」『海韓外交戦略研究』2012.12 128頁 <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/2-2/2-2-8.pdf> 2014年3月30日アクセス

¹⁷⁵ 「王毅部長：南中国海問題は直接の当事国間の交渉で解決すべき」『人民日報』2013.07.03

¹⁷⁶ Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement: Motivations and Consequences」Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism FTA Diffusion in the Pacific Rim』2009 Palgrave Macmillan 55頁

4. まとめ

本章では、南中国海をめぐる、中国とベトナムとの関係を考察してきた。南中国海の領有権問題について、中国は古典書籍の記録を根拠として、領有権を主張してきた。第二次世界大戦後、「サンフランシスコ条約」による領土分配に不満を持つ中国とベトナムは南中国海において、対立を続けてきた。

1991年に、中国とベトナムとの国交を回復し、短期間に解決できない南中国海問題に対して、中国は「紛争を棚上げし、共同開発」という外交方針を用いて、「中国脅威論」を封じ込め、ベトナムとの友好関係を構築した。その外交方針は CAFTA を締結する時も、重要な役割を果たした。だが、中国とベトナムとの友好関係は2000年代半ばまで続いてきたが、2007年以後、南中国海海域において中国とベトナムの関係が再び対立的になっている。

2003年にCAFTAを締結して以来、中国とベトナムとの経済関係は益々緊密になっている。2012年に、中国はベトナムにとって、第3位の輸出市場であり、第1位の輸入先である。このような背景では、南中国海において中国とベトナムの対立は「FTAが深化・拡大するにつれ、外交関係は良くなる」という一般的な理論と相違しているのではないのか、という疑問が出てくる。その問題を考察すると、問題の要因は理論の誤差ではなく、米国の南中国海への関与によって、中越関係が緊張していることである。米国の南中国海への介入強化により、中国は対抗措置として軍事力強化を図っている。そのことがベトナムに中国脅威論を引き起こされている。しかし、それは中国とベトナムの対立関係というよりむしろ、中国と米国の対立関係となっている。

米国とベトナムとの経済関係が中越経済関係と同じく緊密さを持っていること、南中国海海域の領有権ではなく自由航行権を主張すること及び中国の軍備強化により、ベトナム国内では「中国脅威論」が蘇ることによって、ベトナムは米国の関与を受け入れた。だが、中国は南中国海問題を両国間の問題として主張し、米国に反発している。そのため、南中国海問題は中国とベトナムの領有権紛争から中国と米国の競争になっているのである。

現在、経済上において、ベトナムにとって、中国と米国の重要さは互角であるだろう。ベトナムは該当地域の小国として、中米間の競争を利用し、両国との関係に均衡をとることによって、自国の利益の最大化を計ろうとしている。だが、現在 CAFTA の関税削減の段階からみると、中国とベトナムの間のノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の関税削減はまだ開始していない。今後、CAFTAの進行に従って、中国とベトナムの経済関係はもっと深化されていくであろう。その時、ベトナムにとって、中米両国のバランスは変化して、中国とベトナムの間で、南中国海問題のような不調和的なことは順調に解決できることになるだろう。

終わりに

ASEAN は ASEAN6 と CLMV4 カ国で構成されている。これらの国は遙か昔から、中国と深い絆を続けてきた。その中に、ベトナムは中国との長い交流の歴史の中に、平和な時代を経験し、戦争の経験もあった国である。特に、1979 年の中越戦争によって、ベトナムにおける「中国脅威論」が膨れ上がっている。

ベトナムにおける「中国脅威論」は CAFTA の締結以前と締結以後の要因はそれぞれ違っている。FTA 締結以前、ベトナムにおける「中国脅威論」の要因は 1979 年の中越戦争だったが、FTA 締結以後のベトナムにおける「中国脅威論」の要因は中国が海軍を強化することと中国が南中国海問題に対して態度が強硬的になっていることである。

それに対して、中国は発展の中心を政治運動から経済発展へ移行し、周辺国と友好関係を構築しなければならぬため、1991 年にベトナムと国交を回復してから、積極的に「中国脅威論」を封じ込める努力をしてきた。

その成果として、2002 年に「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」が締結された。CAFTA により、中国と ASEAN6、中国と CLMV 諸国との関税削減の方式及びスケジュールが決められた。また、関税削減の分野をアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リストと高度センシティブ・リストを含む）と分類される。CLMV 諸国の中、ベトナムの経済発展が他の三カ国より進んでいるため、アーリーハーベスト品目の関税削減は最初に行われる。

CAFTA の締結によって、中越貿易は大きく成長している。その中、2011 年まで、アーリーハーベスト品目は中国のベトナムからの輸入に大きな割合を占めているため、ベトナムは中国の農林水産品の生産基地の役割を果たしている。投資の側面では、中国からベトナムへの直接投資が増加しているが、他の ASEAN 国と比べるとまた少ない段階である。

CAFTA の締結は、以上のような環境を構築してきた。しかし、近年になると、中国とベトナムは南中国海問題によって、緊張的関係になっている。この状況は「FTA の締結により、国家間経済統合の進展、相互不信の克服と安全保障競争の緩和に役立つ」という一般的の認識と相違しているようにみえる。だが、南中国海問題をより深く考察すると、その原因が分かるようになる。

中国とベトナムとの南中国海問題の中心は領海問題である。同じ領土問題である陸上国境問題とトンキン湾問題に関して、中国とベトナムは順調に解決できたが、南中国海問題が解決できない要因は米国の関与にあると考えられる。中国と米国の競争により、中越関係は中米両大国間の競争の餌食になってしまった。また、中国の強気により、ベトナムと他の ASEAN 諸国の間では、「中国脅威論」が再び盛り上がることになるため、中国の以前の努力は無駄になる可能性が大きいと思われる。米国の関与を排除することが中国のこれからの最大の外交課題となるであろう。

終章 終わりに

上記の考察を通じて、以下のようなことが明らかになった。

まず、貿易の側面では、2002年に中国はASEANとFTAを締結して以来、中国の対ASEANの輸出量は増加している。2002年に、中国の対ASEANの輸出額は235億8000ドルであり、中国の対外輸出の7.2%を占めた。2011年に、中国の対ASEANの輸出額は1700億7000万ドルに増加し、中国の対外輸出総額の9.0%を占めた。しかし、貿易結合度を通じて、中国とASEANの貿易状況を分析すると、CAFTAが締結される以前から、中国とASEANの貿易はすでに緊密な状況であった。そして、FTAの締結後、中国とASEANの貿易結合度は2008年と2009年に1.5を超えたが、それ以外の年ではあまり変化はなかった。

投資の側面では、2002年から中国の対ASEAN向けの直接投資フローは増加している。2002年に、中国からASEANへの直接投資額は1億200万ドルから2010年の44億460万ドルまで増加した。CAFTA締結以後、中国からASEANへの直接投資額は43倍増加したが、これらの投資は特定した国に集中するわけではなく、年によってASEANの加盟国それぞれに分散されている。その投資目的地不明確の状況から、中国企業はASEANへの投資活動はまた模索する段階にあると考えられる。

次に、中国とマレーシアとの貿易関係、中国とベトナムとの貿易関係を考察することを通じて、先に関税削減されたアーリーハーベスト品目が中国の対ASEAN諸国の貿易に占める位置は異なることが分かった。マレーシアの場合では、中国との貿易において、農作物と原材料を中心であるアーリーハーベスト品目が占める割合は少ない。アーリーハーベスト品目の関税がゼロまで下げても、アーリーハーベスト品目が占める割合の変化が小さい。

一方、中国とベトナムの貿易関係の場合では、アーリーハーベスト品目が中国の対ベトナム貿易にとって、輸出より輸入に占める割りが大きい。中国にとって、ベトナムは中国に農林水産品などの原材料を提供していることが明らかになる。

第三に、投資の側面の考察を通じて、中国企業にとってASEANは投資先としての役割が小さいことがわかる。その上、ASEANの加盟国によって、中国企業の投資分野は異なる。

中国企業の対マレーシアの投資の場合では、中国企業の投資フローの金額が少なく、不安定な傾向をみえる。また、近年中国企業の対マレーシアへの投資の業種は高関税を維持しているセンシティブ・トラックの業種に集中している。

それに対して、中国企業の対ベトナムの投資フローは金額が少ないが、2003年から逡増する傾向がみえる。しかし、ベトナムは中国企業にとって、投資先としての役割は小さい。また、中国企業の対ベトナムの直接投資は主に、製造業、卸売業、採鉱業、生産・サービス業及び農林水産業である。この点か

らベトナムは中国の原材料産地の役割は大きいと考えられる。

第四に、中国が ASEAN と FTA を締結する目的は、貿易・投資の側面では ASEAN における市場の拡大することと自国企業の海外進出を促進することであった。FTA 締結以後中国の ASEAN への輸出が拡大しているが、その拡大は中国の急速的な経済成長を背景としている。CAFTA の関税削減のスケジュールをみると、先に関税をゼロまで削減されたアーリーハーベスト品目の増加は少なかった。また、中国と ASEAN6 とのセンシティブ・トラック及び中国と CLMV とのノーマル・トラック品目、センシティブ・トラック品目の関税削減はまだ始まっていないため、現段階、CAFTA の貿易上の成果を判断するのがまた早い。

投資の面では、CAFTA の締結は、中国企業の海外進出を促進している。中国の企業は CAFTA を通じて、海外投資の経験を蓄積することができると考えられるが、現段階、中国企業の ASEAN 諸国に対して、不安定な投資フローからみると、中国企業の対 ASEAN 投資はまた模索の段階であると考えられる。

外交（安全保障）の側面では、CAFTA が締結される以前、中国は安定的な国際環境を創出すること、東アジアにおける米国の覇権に対抗すること及び「中国脅威論」を封じ込めることを目的にした。CAFTA 締結以後、中国は ASEAN の先発国であるマレーシアを ASEAN との友好関係を構築する窓口として重視してきた。また、CAFTA を締結する際に、中国は ASEAN 諸国に関税削減等の優遇政策を与えることと領土問題に対して、「問題をしばらく棚上げし、共同開発を進める」政策を実施することによって、ASEAN 諸国における「中国脅威論」を封じ込めた。中国の努力によって、2000 年から中国は東アジアで安定的な国際環境を構築することができ、急速的な経済発展期に入っている。また、CAFTA 締結以後中国と ASEAN との関係が深まることによって、中国のアジア地域における影響力も高くなっている。ただし、中国の台頭は米国の不安を呼び起した。勢いづく中国を抑えるため、米国はアジア地域を再び重視し、アジアへ関与することになっている。米国のアジアへの関与の切り口は南中国海となる。それに対して、中米両国と緊密な経済関係を持つベトナムは対中、対米関係の均衡政策をとることを選択した。均衡政策を通じて、ベトナムは漁夫之利を得ようとしている。だが、米国の関与とベトナムの均衡政策は中国の不満を招いて、表面では南中国海海域で、中国とベトナムと緊張関係に至る事件が発生した。ただし、中国とベトナムとの南中国海における緊張関係の本質は中国が米国のアジアへの関与に対抗することである。

だが、現在南中国海の緊張的な情勢は CAFTA 締結する時中国が提唱した「紛争を棚上げし、共同開発」の政策と矛盾している。現在、南中国海問題に対して強硬的な政策をとっている中国がベトナムとフィリピンに強烈的な反発を受けている。長期的に見れば、中国は米国に対抗することができるかもしれないが、CAFTA によって ASEAN 諸国と構築した友好関係が失う可能性も考えられる。

本論文の考察により、以上の結果を得ることができる。しかし、CAFTA に関する研究はここまで終わるわけではない。中国と ASEAN6 のセンシティブ品目の関税削減は 2012 年まで 20%に引下げているが、0

～5%まで引き下げるのは2018年のことである。また、CLMV 諸国のノーマル・トラックの関税削減は2015年からのため、CAFTA のより正確的な経済的な評価はそのときになるだろう。そして、経済関係の緊密化により、中国と ASEAN 諸国の外交面の状況また変化するだろう。そのほか、CAFTA の中に貿易と投資の協定の他、サービス貿易協定が含まれている。本論文ではサービス貿易協定に関していないが、これからの研究では考察を行う予定となる。

参考文献

英語

Arnfinn Jorgensen Dahl 『Regional Organization and Order in Southeast Asia』 London, The Macmillan Pree. Ltd. 1982

「Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power」 The New York Times April 23. 10

『Comparative Connections- A Quarterly E-Journal on East Asian Bilateral Relations』 2003~2012

Daniel W. Lemon 「Vietnam`s Foreign Policy Toward China Since The 1970s」

<http://www.dtic.mil/cgi-bin/GetTRDoc?AD=ADA475924>

Gowa, J 『Allies, Adversaries, and International Trade』 1994 Princeton University Press

Joseph Chin Yong Liow 「Malaysia-China Relations In The 1990s: The Maturing of A Partnership」

<http://www.jstor.org/discover/10.2307/3021188?uid=3738328&uid=2133&uid=2&uid=70&uid=3&uid=67&uid=16745304&uid=62&sid=21103071787453>

Keith E. Flick&Kalyan M. Kemburi 『Asean-China Free Trade Area:Challenges, Opportunities and The Road Ahead』 RSIS Monograph No. 22

Le Hong Hiep 「Vietnam`s Hedging Strtegy against China since Normalization」 『Contemporary Southeast Asia』 Vol. 35 No. 3 2013

Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement: Motivations and Consequences」 Mireya

Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism FTA Diffusion in the pacific Rim』 2009 Palgrave Macmillan

Nhat Minh Be 「Vietnamese Politics: China-Vietnam Relations and TPP」

http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/documents/5140143_6a.pdf

Polachek. S. W. 『Conflict and Trade: An Economics Approach to Political Interactions. Why Democracies Cooperate More and Fight Less: The Relationship between International Trade and Cooperation』 Review of International Economics, 1996

Sheng Lijun 「China-Asean Free Trade Area: Origins, Developments and Strategic」 2003

Stephen Leong. 「Malaysia and the People` s Republic of China in the 1980s: Political Vigilance and Economic Pragmatism」 Asian Survey 1987. 10. 27

Thomas W. Hertel 『Global Trade Analysis』 Cambridge University Press 1997

「Vietnam Demands Unconditional Release of Fishermen Held by China」 Than Nien News 2010. 10. 08

中国語

- 「88年中越南沙海戦」 戦略網 <http://history.chinaiiss.com/html/20078/10/a3e66.html>
- 陳 碧笙『世界華僑華人簡史』 1991 廈門大学出版社
- 鄧 小平 「国家の主権と安全要始終放在第一位」 1995 『鄧小平文選 (第三卷)』 人民出版社
- 胡 鞍钢 『中国：再上新台阶』 2006 浙江人民出版社
- 劉 德標 『中国自由貿易協定概論』 2012 中国商務出版社
- 「歴史上的今天：西沙自衛反擊戦」 新華網 http://news.xinhuanet.com/mil/2005-01/20/content_2485501.htm
- 阮 芳鸾 「中国・東盟自由貿易区背景下越中貿易關係研究」 學位論文 2009 中国地質大学
- 魏 玲 『東亜地域合作：2010』 2011 經濟科学出版社
- 汪 德榮 嚴 志強 彭 定新 『中国-東盟貿易概論』 2011 中国物資出版社
- 王 鵬 「中国企業对東盟的直接投資研究」 2007 西南財經大学
- 王 光厚 『冷戦後中国東盟戰略關係研究』 2008 吉林大学出版社
- 新華社 2002年2月27日 <http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/7475/7482/20020227/675235.html>
- 徐 春祥 『東亜貿易一体化—從区域化到区域主義』 2008 社会科学文献出版社
- 于向東 「正常化以来中越關係の發展」 『中国与周边国家：構建新型伙伴關係』 張蘊嶺 編 2008 社会科学文献出版社
- 趙 進軍 『中国經濟外交年度報告 2010』 2010 經濟科学出版社
- 張 鴻 『区域經濟一体化与東亜經濟合作』 2006 人民出版社
- 張 小明 「中国与周边国家关系的历史演变：模式与过程」 『中国改革開放与東亜』 2010 社会科学文献出版社
- 張 蘊嶺 『世界市场与中国对外贸易发展的外部环境』 2007 中国社会科学出版社
- 張 蘊嶺 『中国与周边国家：構建新型伙伴關係』 2007 社会科学文献出版社
- 張 蘊嶺 『中国对外關係：回顧与思考 (1949~2009)』 2009 社会科学文献出版社
- 「中国主張和平解決南沙疎争端」 『人民日報』 1992年7月23日
- 鐘 旭輝 羅 潔 「世界因為西方價值觀的失敗而遭難」 『世界知識』 2009. 10
- 「中華人民共和國的社会主義市場經濟：一個亞洲人の觀點」 『馬來西亞總理馬哈蒂爾講演集』 1995 世界知識出版社
- 「中央外事工作會議在京舉行胡錦濤作重要講話」 2006年8月23日 中華人民共和國人民政府ホームページ http://www.gov.cn/lhd/2006-08/23/content_368731.htm
- 「中国主張和平解決南沙疎争端」 『人民日報』 1992年7月23日
- 「中越發表連合公報」 『人民日報』 1991年11月11日
- 「中越双辺合作指導委員會首次會議在河内舉行」 『人民日報』 2006年11月12日

「中越両国政府簽署陸界勘界文件」中国外交部 2009. 11. 19

http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/wjbxw_611271/t627968.shtml

日本語

「EPAの動態的効果に係る委託調査事業」 三菱総合研究所 平成23年

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001905.pdf

青木 健 「ASEAN・中国のFTA創設合意と日本の対応」『ITI 季報』Spring2002/No. 47 国際貿易投資研究所

青山 瑠妙 「中国の周辺外交」『中国の世界戦略』青山瑠妙など 2011 明石書店
『アジア動向年報』アジア経済研究所

天児 慧 『膨張する中国の対外関係』勁草書房 2010

石川 幸一 「ASEANと中国のFTAをどう評価するべきか」『季刊 国際貿易と投資』 Spring 2006/ No. 63

石川 幸一 「サービス貿易自由化を開始した中国とASEAN」『季刊 国際貿易と投資』 Winter/No. 70

石川 幸一 「ASEAN包括的投資協定の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』 Spring 2010/No. 79

石川 幸一 「活発化する中国企業のASEAN投資」『季刊 国際貿易と投資』 Spring 2005/No. 59

石川 幸一 「始動するASEAN-中国FTA」アジア大学アジア研究所

石川 幸一 「急拡大する中国とASEANの貿易関係」『季刊 国際貿易と投資』 Winter 2006/No. 66

石原 洋介 「マレーシアにおける資本移動規制」『経済系第218期』関東学院大学 2004

飯田 将史 「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』 第10巻 第一号 2007. 9

内野 好郎 「アジア通貨危機に際してのマレーシアの対応」『立教経済学研究』第62巻 第3号 2009

梅崎 創 「通貨危機以前のマレーシアにおける金融・為替レート政策」

「王毅部長：南中国海問題は直接の当事国間の交渉で解決すべき」『人民日報』 2013. 07. 03

黄 磷 「マレーシアと中国の貿易と直接投資」大西 康雄 編『中国・ASEAN経済関係の新展開—相互投資とFTAの時代へ』アジア経済研究所

小谷 俊介 「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動」『レファレンス』 2013

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1

片山 さおり 編『アジア太平洋のFTA競争』 2010 勁草書房

外務省 「日本のFTA戦略」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html

木村 福成・石川 幸一 『南進する中国とASEANへの影響』ジェトロ 2007

姜 紅祥 「中国の「走出去」政策と対外直接投資の促進」

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/1324/1/r-kz-rn_051_01_003.pdf

「緊張の南シナ海—なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011. 6. 14

<http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50609621.html>

久我 由美 「中国-ASEAN 自由貿易地域と投資政策—FTA の推進力としての「走出去」政策」『アジア研究 Vol. 55, No. 4』 October 2009

久我 由美 「CAFTA と投資政策」 『アジア研究』 Vol. 55 No. 4 October 2009

グザヴィエ・モンテアール 「新たな同盟関係：ヴェトナムと米国」 木田剛 訳

<http://www.diplo.jp/articles11/1106.html>

吾郷 健二 「NAFTA の神話とメキシコの経済現実」

<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/660/ec-n39v3-p1-30-ago.pdf?sequence=3>

佐藤 考一 「ASEAN 諸国の対中認識—中国脅威論の虚と実」『ASEAN 全体像の検証』1997 日本国際政治学会

佐藤 考一 「中国の対 ASEAN 関係とアメリカ」『国際問題』 No. 559 2007 日本国際問題研究所

佐藤 考一 「東アジアの秩序とパワー・トランジション」『国際問題』 No. 604 2011 日本国際問題研究所

佐藤 考一 『「中国脅威論」と ASEAN 諸国—安全保障・経済をめぐる会議が外交の展開』2010 勁草書房

真家 陽一 「中国の対 ASEAN 経済戦略」 『南進する中国と ASEAN への影響』 木村 福成・石川 幸一 著 2007 ジェトロ

庄司 智孝 「南シナ海の領有権問題—中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」『防衛研究所紀要』第14巻 第1号 2011 防衛研究所

「ジェトロ世界貿易投資報告」(2007~2011 各年度) ベトナム編 ジェトロ

ジョセフ・リョー・チンヨン 「マレーシアの冷戦後の対中政策に関する再評価」『中国の台頭—東南アジアと日本の対応』恒川 潤 編 平成 21 年 防衛省防衛研究所

関 志雄 「中国の WTO と FTA 戦略」 <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm>

高木 誠一郎 「中国外交における「核心利益」論の展開」

http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Asia_Security/04_takagi.pdf

高橋 俊樹 「ACFTA (ASEAN 中国 FTA) の域内貿易への影響と運用実態」 『季刊 国際貿易と投資 Autumn 2013/No. 93』

高原 明生 「中国の外交政策」 http://www.jftc.or.jp/shoshaeye/pdf/201009/201009_47.pdf

張 蘊嶺 「東アジア統合の枠組の下での中国-ASEANFTA」第7回「中国研究会」における発言 2003

「中国の FTA 政策」 中国社会科学院アジア太平洋研究所

http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS053500_007.pdf

中嶋 慎治 「東アジア共同体の現状と展望」『東アジア経済の発展と日・米・欧の諸相』 晃洋書房 2006

中村 江里子 「中間財で強い東アジアの域内貿易関係」 <http://www.iti.or.jp/kikan50/50nakamura.pdf>

福地 亜希 「ASEAN と中国の FTA と経済関係の深化」『BTMU ASEAN TOPICS』 No. 2010/7 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

「米国が対ベトナム武器禁輸措置を解除」『ベトジョー ベトナムニュース』2007. 02. 28

「ベトナムのシンクタンクとの対話：中国とどう対峙したらいいのか」 国家基本問題研究所

<http://jinf.jp/wp-content/uploads/2012/08/ベトナム訪問本文修正 12-5-8.pdf>

細川 大輔 「ベトナム・中国関係-調和の中の管理された対立」『立命館国際地域研究』第39号 2014

「マレーシア投資ガイド」 国際機関日本アセアンセンター

森 聡 「南シナ海開放的な海洋秩序を形成できるか」 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou_vol4_27.pdf

村田 博昭 「FTAによる日本経済の改革-日本の貿易・産業構造に及ぼす経済効果分析」

<https://www1.doshisha.ac.jp/~sshinoha/report/2001/Murata.pdf>

吉川 敬介 「ASEAN 経済協力の変遷と進展メカニズム」

http://kamone.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/7294/1/博士論文_校正後.pdf

吉川 尚徳 「中越のトンキン湾海上協定画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策」

『海幹校戦略研究』 2012. 12 128 <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/2-2/2-2-8.pdf>